

自治総研

THE JICHI-SOKEN

2026年 **9** 月号
VOL.52
通巻第575号

CONTENTS

巻頭コラム

帰って来いよお～ 坪井ゆづる

1

組織戦の曲がり角と国政の地殻変動

この1年における自治体選挙の動向(2025年5月から2026年4月) ... 堀内 匠

23

韓国・李在明政権の「5極3特」地域均衡成長政策の展開

地方消滅対策としての行政統合特別市新設を中心に 申 龍徹

〔投稿論文〕

39

なぜ、「移住議員」は移住先自治体で立候補したのか

地方移住者による市町村議会への参入過程分析 伊藤将人 / 木村 聡

気になる地方自治トピックス

53

成立した副首都法と大阪都構想のゆくえ 飛田博史

今月の研究会

57

ブックレポート

59

今月のマガジン・ラック

60

資料室増加月報

64

公益財団法人 地方自治総合研究所

東京都千代田区六番町1 自治労会館4F TEL 03-3264-5924



ISSN 0910-2744

帰って来いよお～

坪 井 ゆづる

町には高校がない。鉄道の駅もない。東京からは新幹線とバスを乗り継いで3時間はかかる。車がなければ、ふだんの町内の移動もままならない。そして、高齢化率は5割を超えている。

あなたが町長なら、どうしますか。

ひとつの取り組みを紹介する。

伊豆半島の静岡県西伊豆町。

2024年に町内で生まれた赤ん坊は5人だけ。1980年代には14,000人を超えていた住民は6,300人まで減った。昭和の終わりには、町に4つの小学校があり、星野浄晋町長（48）には「約60人の同級生がいた」という。

町長は考えた。活気を取り戻すには、もっと観光客を呼び込みたい。同時に、町を出た子どもたちに、できるだけ多く帰ってきてほしい。その一石二鳥をめざして始めたのが、ロケ地を観光資源として活用する「ロケツーリズム」だった。

町には国立公園の美しい海岸線がある。「時をかける少女」（1983）や「釣りバカ日誌3」（1990）などの舞台になってきた。

そんなメディアへの登場回数を増やし、映像で町の魅力を感じた人々が訪れるようになれば、飲食店や小売店ができ、働く場が広がる。さらに住民にはメディアに多く取り上げられる町だという町自慢の意識が芽生え、職場があるなら町に帰ろうという気持ちが高まるだろう、という発想だ。

町が活動を本格化させたのは2019年11月、東京・経済産業省で開かれたロケツーリズム協議会からだ。映像制作者と自治体関係者のマッチングの場で、初参加した町長は「あまちゃん」の岩手県久慈市の実践例などを見た。協議会はリクルートOBの立ち上げた会社が主体で、そのノウハウを町でも活かせると考えた。

町長は言う。「僕らの親世代は『ここには何も無い』が口癖だった。テレビではトレンドドラマが流行し、みんな都会へ出るのが当たり前だと思っていた」。だが、都市で暮らしてみても、「田舎の方がいいと実感した」。この思いを子どもたちにも伝えたい。

たとえば、駿河湾に沈む夕陽。住民には当たり前の日常だが、わざわざ見に来て涙を流す人がいる。こんな町の魅力を実感できれば、いずれは町に戻りたいと思う子どもが増えるに違いない。「そのために一番手っ取り早いのはテレビ画面か

らの情報なのです」

ロケツーリズムの会社からは、①ロケ内容を事前に聞き取るヒアリングシート②撮影現場で守るべき規約集③「権利処理確認書」を伝授された。とくに③は撮影後に曖昧になりがちな権利関係を事前に固め、人気俳優の撮影風景を利用したロケ地マップや関連グッズの販売に直結する。

町側も官民一体でロケを誘致する「ロケさぼ西伊豆」を中心に、制作者からの問い合わせに即応する体制を整えた。この結果、昨年までの5年間で映画やテレビだけでなく、CMや音楽ビデオなど400本近いロケがあった。

たとえば、テレビの人気番組「金田一少年の事件簿」は、「無人島っぽい光景」を探していた制作者に、町長が町の浜辺を売り込んだ。女子高校生たちがキャンプを楽しむマンガ「ゆるキャン△」にも町の温泉施設や公園が登場。その案内パネルや看板を設置したところ、海外からもファンが「聖地巡礼」にやってくる。

もちろん、お金はかかる。住民向けのロケツーリズム講座や掲載情報誌の購入費なども含めて、町は「ロケ支援等業務委託費」に年間1,600万円ほどを計上してきてきた。「契約額が高い」との声もあるが、町職員は「ロケ隊の宿泊や弁当代、会場使用料などで2024年度は2,000万円を超える金が町に落ちた」と胸を張る。

現場ではロケ隊への仕出しを町の婦人会が担ったり、住民のエキストラ出演が増えたり。町ぐるみの活動になりつつある。観光業者にも、「映像に惹かれて来る人が増え、売り上げが伸びた」「アニメや音楽ビデオの若いファンも多い」といった反応が広がる。

ただ、ロケツーリズムは北海道函館市、千葉県茂原市、愛知県幸田町、長崎県島原市など多くのライバル自治体がいる。次々に生まれるヒット作によって、「聖地」も移ろいやすい。

投じた税金に見合うように、住民に郷土愛が育まれるのか。町を出て行く人々に「帰って来いよお～」と響くのかどうかは、まだわからない。

それでも、「住民一人ひとりがより良い町にするために参画しようという当事者意識、自負心」という意味での「シビック・プライド」を醸成する、その一つのきっかけになる可能性はあるように思える。

組織戦の曲がり角と国政の地殻変動

この1年における自治体選挙の動向（2025年5月から2026年4月）

堀 内 匠

＜要 旨＞

2025年5月から2026年4月までの市区長選挙を中心に自治体選挙の動向を概説する。この1年は、自公連立の解消や政党再編といった国政の地殻変動が、自治体選挙の相乗り構造を動揺させた。総選挙後には現職敗退率が35.59%へ急上昇する特異性が確認されたが、公明組織票の流動化も推察される。また近年の選挙報道では伝統的な中間団体の機能不全に伴い「草の根」と「どぶ板」の概念が混乱するなか、顔の見える関係を重んじる自治体議員型（市議経験者）首長の隆盛が生じている。さらに、この1年の特筆すべき点として、首長の非違行為に対する不信任決議の可決と議会解散が急増し、議会による実質的リコールとして二代表制の機能変容と評せる動きが観測された。このような中央政治の動態と選挙運動の質的変容が、今後の地方自治に長期的影響を与える可能性がある。

はじめに

本稿の目的は、この1年（2025年5月から2026年4月）に執行された市区長選挙を中心とする自治体選挙について、その構造的特徴と注目すべき現象を概説することにある。

「この1年」における最大の特徴は、中央政界における地殻変動が、自治体選挙の構成要素を大きく揺るがした点にある。具体的には、2度の国政選挙の執行、内閣の交代、さらには四半世紀に及んだ自公連立の解消と、公明党・立憲民主党の合流による「中道改革連合」の結成という政党再編が相次いだ。本来、自治体選挙は地域固有の課題や争点に基づいて展開されるものであるが、政党による推薦・支持などの関与は、選挙運動の基盤を規定する不可欠な要素である。とりわけ独任制である首長選挙においては、国会議員や都道府県レベルの政治家が関与して広範な政党相乗り構造を形成することが一般的であり、国政の連立枠組みはその基礎条件となってきた。したがって、中央における連立枠組みの変動は、

新人候補よりもむしろ、強固な地盤を持つはずの現職首長にとって選挙環境の激変を意味する。また、政治資金（裏金）問題によって著しい打撃を被っていた自由民主党において、右派支持層の薄い石破内閣から、同層の支持が厚い高市内閣へと移行したことも、有権者の投票行動を規定する重要な変数となった。

その一方で、自治体選挙の現場においては、従来の中間団体や組織に依存した選挙運動の機能不全（組織戦の限界）が露呈しており、SNSの影響力拡大とも相まって、選挙戦の様相は質的な変容を見せている。このような多層的な環境変化の中で、この1年の自治体選挙、就中市区長選挙がいかなる趨勢を示したのかを検証していきたい。

地方自治総合研究所が毎年発刊する『全国首長名簿』および同研究所のウェブサイト上には、研究所が選管宛てに実施している毎年の自治体選挙調査に関する生データが掲載される。本稿はそれに先立ち、情報を読み込む際の手助けとなるよう、「この1年」をあらかじめ振り返るものである。そのため本稿は、本誌掲載の他論稿とは異なり、研究というよりは新

聞記事の記録・備忘としての側面が強い点についてはご理解いただきたい。

なお、『全国首長名簿』の区分に依拠し、本稿における「1年（年度）」は、すべて前年5月1日から当年4月30日までの期間を区切りとしており、暦年とは異なる。

I. 首長選挙を取り巻く政治環境の変動

1. 内閣支持率の推移と政治環境の相似

この1年における内閣支持率の推移を俯瞰すると、4年前（2021年5月～2022年4月）と相似している（図表1）。4年前の趨勢を振り返ると、当初は菅内閣末期の支持率30%台という低位低迷から、岸田内閣の発足（10月）を契機に一举に約20%ptの急上昇を見せ、期間中は高水準を維持した。これに対し、この1年においても、当初30%台と低迷していた石破内閣から高市内閣への交代（2025年10月）を機に支持率が急反発し、60%台へと達している。数字の上だけで捉えるならば、この1年に改選を迎えた地方政治家たちは、前回（4年前）とほぼ同等の政権

支持率環境にあったと見なすことができる。しかし、後述する政権枠組みの瓦解と政党の再編は、特に首長選挙の構造において、前回とは異なる風を生じさせることとなった。

そこで今回は、地域課題への審判を見るべき自治体選挙の動向分析として、私自身は普段はあまり重視してこなかった国政政党の動向について厚めに触れておきたい。

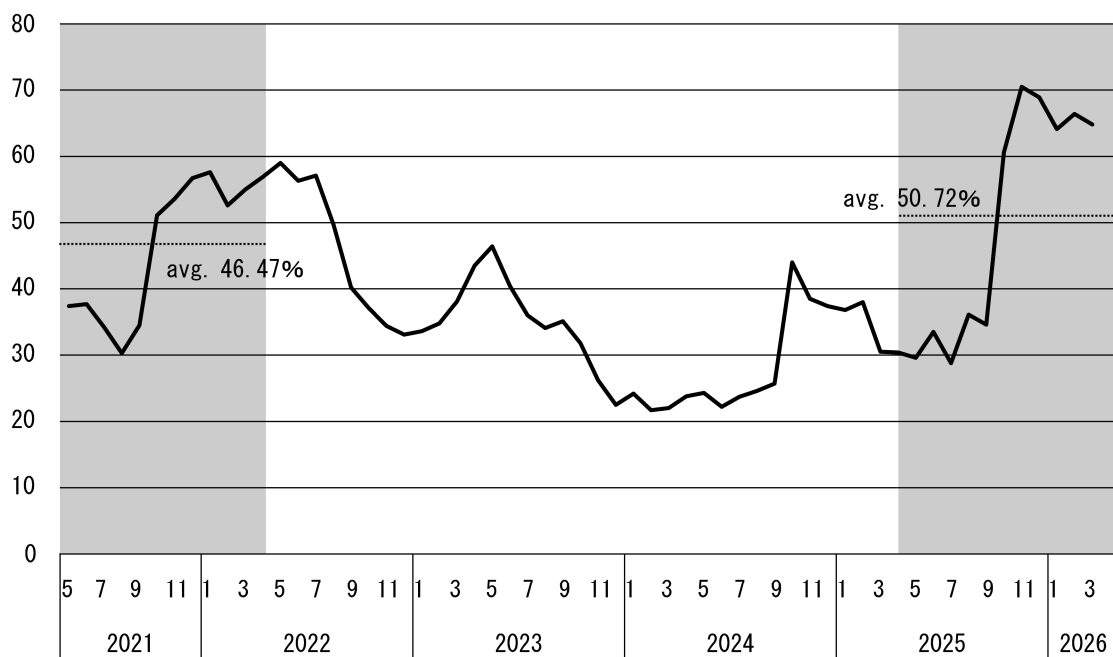
2. 国政選挙の動向と政党再編

この1年に執行された2度の国政選挙は、地方政治の地殻変動を惹起する契機となったが、その選挙結果は対照的なものであった。

（1）第27回参議院議員通常選挙（2025年7月）

石破内閣下で執行された第27回通常選挙は、投票日翌日が祝日という投票率低下を招きやすい暦上の不利な条件であったにもかかわらず、投票率は前回比6.46%pt増の58.51%を記録した。出口調査によれば、政権批判票の最大の受け皿となったのは参政党であり、無党派層の比例区投票先は第一位が国民

図表1 内閣支持率の推移（PML Index）（%）



出所：筆者作成

民主党、第二位が参政党という結果であった⁽¹⁾。

裏金問題で失墜した自民党の信頼回復を付託されて発足した石破内閣ではあったが、2024年10月の総選挙における与党過半数割れという低迷から脱しきれず、本選挙においても党勢を回復することはできなかった。結果として、自民・公明の両与党はそれぞれ13議席、6議席を失い、与党過半数割れが定着した。これに対して野党側は、国民民主党が13議席を上積みしたほか、改選前1議席であった参政党が14議席を獲得する大躍進を遂げた。

なお、本選挙は、前年の東京都知事選挙において生じた選挙ポスターをめぐる諸問題を背景に、他者・他政党の名誉毀損や営利目的での使用を禁止した改正公職選挙法が適用された初の国政選挙となった点を、制度的記録として付記しておく。

参院選での汚名返上に失敗し、政権の統治能力および「選挙の顔」としての求心力を完全に喪失した石破内閣は、臨時総裁選という党内からの事実上のリコールに直面し、2025年10月、退陣へと追い込まれることとなった。

(2) 第51回衆議院議員総選挙（2026年2月）

石破内閣下で冷遇されていた旧安倍派等の保守系勢力の支持を背景に発足した高市内閣は、直後から高い支持率を獲得し、その勢いを駆って翌2026年2月、厳冬期での解散総選挙を断行した。

この解散総選挙については、前回総選挙からわずか470日という、戦後政治史上でもバカヤロー解散やハプニング解散に次ぐ有数の短期解散であり、かつ解散から公示までの期間が極めて短かったことから、解散権の濫用との批判が燦々とした。さらに選挙実務を担う自治体の現場においては、積雪のためにポスター掲示板設置が不可能となったり、選挙公報の配布が遅れるなどの事務的混乱が頻発した。期日前投票の開始時に最高裁判所裁判官国民審査の事務が間に合わないなど、実務的・制度的な課題が噴出する事態ともなったことは、自治体選挙行政の観点か

らも特筆せねばならない。

それでもなお、空前の期日前投票率が全体の投票率を押し上げる結果となった。期日前投票は豪雪地域において顕著であり、秋田、福井、鳥取、島根の4県では、期日前投票者数が投票日当日の投票者数の2倍を超えた。

冒頭より述べている通り、本選挙における最大の構造転換は、高市内閣の発足に伴う自民党と公明党の四半世紀に及ぶ連立の解消と、自民党と日本維新の会との事実上の連立（閣外協力）への移行、そして公明党と野党第一党の立憲民主党が合流した「中道改革連合」の衆議院における結党である。この国政における二大ブロック化とも言える構造再編は、地方政治の現場における選挙互助会的な相乗り構造を揺るがす引き金となった。

選挙の結果、自民党は316議席を獲得する歴史的な大勝を収めたのに対し、中道改革連合は改選前167議席から118議席を減らして49議席という歴史的な大敗を喫した。中道改革連合は、比例名簿において旧公明党側を優位に配置した歪みが直撃し、旧立憲民主党の現職議員の約9割が落選するという壊滅的打撃を被った。

その他の政党の消長を見ると、新たに与党（閣外協力）入りした維新は、議席獲得が関西圏に限定されたことで2増にとどまり伸び悩んだ。国民民主党も参院選時の勢いを維持できず1増に失速した。参政党は維新を上回る392万票の比例票を得て13議席を上積みしたものの、参院選時に見せた石破政権批判票の受け皿としての爆発力は影を潜めた。れいわ新選組、減税日本・ゆうこく連合、日本共産党はいずれも議席を減らし、日本保守党と社会民主党は議席を獲得できなかった。総じて、高市早苗個人の人気に牽引されて保守層の回帰に成功した自民党は、政治資金収支報告書の不記載に関与した候補者45名のうち43名を当選させ、国政レベルにおいては「^{みそぎ}禊」を完了させることに成功したと言える。

(1) NHK、日本テレビ系列各局および読売新聞共同実施の出口調査による。読売新聞2025.7.21「石破内閣を『支持しない』回答者の18%が参政党に、政権批判の最大の受け皿」、読売新聞2025.7.21「無党派 国民15%、参政14%…比例選」。

Ⅱ．首長選挙結果に見る党勢の諸相

以上に見たような国政レベルにおける劇的な政党の消長および連立枠組みの流動化は、自治体選挙における政党の関与パターンとその有効性にも少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。この1年の市長選における各政党の推薦・支持状況および勝率は図表2の通りである。

一見すると、共産党を除く各党は7割から8割の高い勝率を維持しているように見える。しかし、これらの数字の多くは「勝てる現職」や「有力な新人」への既存のオール与党型相乗り、あるいは確実な候補への後乗り推薦によって底上げされたものである。実際には、いずれの政党関与も得ずに勝利した無所属候補の当選数が158にのぼり、全体の62.7%を占めている。これを踏まえて、自治体選挙における政党ラベルそのものが持つ集票力や、各党の地方組織が直面した構造的課題について、個別具体的に検証する必要がある。

1. 自由民主党：国政大勝と地方組織の危機感

自民党は世界平和統一家庭連合（旧統一教会）問題や政治資金収支報告書の不記載問題（裏金問題）以降、長期的な支持率の低減傾向にあった。とりわけこの1年の序盤にあたる2025年7月には党支持率が25%を割り込み、参院選直前に執行された東京都議会議員選挙（6月）において都議会第一党の座を

図表2 この1年の市区長選挙への政党の関与状況

	関与数	当選数	勝率
自民	104	78	75%
維新	10	7	70%
国民	37	30	81%
立民	29	23	79%
公明	72	60	83%
共産	17	2	12%
諸派	9	0	0%

出所：筆者作成

都民ファーストの会に明け渡す歴史的な大敗を喫した。

その後、2025年10月の高市内閣発足に伴い、国政レベルの党支持率は3割台（PML世論調査統合指標）へと回復基調に転じた。しかし、この高支持率環境下にあっても、首長選挙において自民党の推薦・支援候補が相次いで敗退する落差が見られた。この乖離は、有権者の支持が「高市早苗」という個人へ向けられたモメンタムにすぎず、自民党という政党ラベルそのものへの信頼回復には直結していない構造を逆照射したものと言える。

結果として、各都道府県連単位の地方組織は、統一地方選挙を控える中で候補者擁立の断念や、独自の対抗馬擁立を見送って相乗りを選択せざるを得ないなど、防戦を強いられている。例えば、自民党滋賀県連は全国的な首長選での苦戦傾向を背景に、滋賀県知事選挙における独自候補の擁立を断念した（共同2026.4.26⁽²⁾）ほか、東京都内の中野区長選挙においても同様の擁立見送りを余儀なくされた（朝日2026.5.15⁽³⁾）。地方政治の現場において、自民党の組織的な戦闘力は、国政選挙の結果が示すほどには復元していない。

地方組織の危機感の本質は、第51回総選挙（2026年2月）における得票構造のシビアな票読みにあるだろう。同選挙において自民党は公明党との連立解消という不利益を被りながらも歴史的な大勝を収めたが、小選挙区において各2万票とも言われる公明組織票（F票）の多くは、実際に自民党候補を離れていたと推測される。国政での自民勝利は、それにも増して有権者の間に生じた中道改革連合への強烈な忌避感が自民候補への消極的選択を促したためであり、公明組織票の喪失分を相殺して余りある中央特有の政治力学が生んだ帰結であった。

しかし、首長選挙の多くにおいては、国政のような中道改革連合の政党ラベルによる一本化の構図は（現時点では現場の反発により）形成されていない。そのため、自民系候補の足元からは単純に公明組織票が剥落する負の効果のみが突出することになり、対立候補側には国政戦略に伴う忌避感（負のラベル

(2) 「自民が滋賀知事選擁立断念、各地の苦戦背景」。

(3) 「中野区長選、自民が擁立断念の方針固める 推薦出さず現職『応援』へ」。

効果)は波及しない。この構造のねじれこそが、自治体選挙において自民系候補が防衛戦で苦戦を強いられる主たる要因となっているものと考えられる。

2. 公明党：自公相乗り体制の急速な崩壊と政治ブロックの胎動

公明党にとって四半世紀に及んだ自民党との連立解消は、自治体選挙の現場において、これまで常態化していた自民推薦候補へのほとんど自動的な相乗り・推薦という硬直的な関係性からの解放を意味する。これは長年続いた地方政治における自公協調体制の融解を意味し、新たな政治ブロックの登場を促す。

その象徴的事例が、この1年に執行された練馬区長選挙である。同選挙では、小池百合子都知事の元秘書であり、都民ファースト・自民・維新・国民民主の推薦を得て盤石な「オール与党型（連合艦隊）」の陣形を敷いた候補に対し、公明党はそれまでの自民との歩調を捨て、推薦を見送る決断を下した⁽⁴⁾。公明党が独自の対抗馬を擁立したわけではないものの、その強固な組織票が凍結したことは、結果として3万票以上の大差での現職側敗北要因の一つとなったと考えられる⁽⁵⁾。

その一方で、より広範な与野党相乗りの枠組みが成立したケースにおいては、自公協調の慣性が維持された事例も存在する。例えば保守王国とされる山口県知事選挙では、自民、公明、国民民主、連合山口の共同推薦という盤石な包囲網によって現職が4選を果たしたほか、京都府知事選挙においても、自民・公明・立民・国民が軒並み現職を推薦し、共産系の対立候補を圧倒した。

公明党が国政の連立解消と同時に、自治体選挙に

おいて直ちに国政野党側（旧立民勢力など）へ乗り換えるような急進的な動きには至っていないものの、組織のニュートラル化（中立化および静観）の選択そのものが、現職首長選の環境を激変させている。とはいえ、地方組織の現場において中道改革連合という国政戦略の枠組みに沿って立憲民主党系勢力と安易に野党共闘を構築することは、長年の自治体議会における対立の歴史から困難であり、自治体レベルの現場は混乱の中にある⁽⁶⁾。現に、2027年の統一地方選挙に向けて、多くの自治体現場では中道改革連合としての合流を拒み、立民・公明の両党がそれぞれ個別に候補者を擁立し、中道勢力が個別にそれを支援するという、自衛的かつ分散的な戦術へと回帰せざるを得ない状況にある。

3. 日本維新の会：大阪ダブル選の成否と地方組織の党内統制の機能不全

日本維新の会は、その本拠地である大阪圏において圧倒的な勢力を誇示する一方で、全国組織としての統治能力の欠如と、それに伴う党勢の頭打ちという二面性が顕著となった。

同党は、第51回総選挙のタイミングに合わせ、すでに2度否決された大阪都構想への再々挑戦を大義名分に掲げ、大阪府知事・大阪市長の同時辞職・ダブル選挙を断行した。この選挙は、2020年の住民投票否決時に吉村洋文氏自身が「政治家として都構想に挑戦することは二度とない」と公言した政治的言明を反故にするものであった。さらに、辞職表明から告示までわずか数日という極めて戦略的（不意打ち的）な政治スケジュールであったため、主要他党は、選挙を行う正当な大義がないとして一斉に反発し、候補者の擁立そのものを拒否する戦術をとった。

(4) 読売新聞2026.2.7「小池都知事『自民都連と連携』、山口・元公明代表『自民は政治不信解決できなかった』…構図一変し首都対決」。

(5) 自民党側の証言として「小池知事と公明の関係悪化も響いた。衆院選で小池知事が、萩生田光一幹事長代行を筆頭に東京の自民候補の応援に駆け回った。公明は小池氏にお灸を据えようということだろう」というものもあり、3万票前後あるとされる公明票のうち2万票が吉田氏（対立候補）に流れた、とみている。JBPress2026.4.20「なぜ『高市一強』でも地方選で勝てないのか？練馬区長選で露呈した自・維・国『野合』の脆さと“真の敗因”」（<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/94413>）。

(6) 公明党山口県本部曾田聡幹事長「立民とは主義主張が違い、選挙運動の仕方も違う。（統一地方選での）相互での支援は簡単ではない」、山口県本部幹部「協議をしようにも、相手がいない。雲をつかむようだ」（読売新聞2026.5.20）等。

結果として両現職は8割を超える得票率で再選を果たしたものの、公職選挙法第259条の2の規定により、その任期は辞職前の残余期間に限定されることとなった。約28億円に及ぶ巨額の公費（選挙費用）を投じたことへの批判は根強く、連合大阪などの白票投票運動も手伝って、無効・白票率は知事選で10.29%（前回1.98%）、市長選で13.77%（前回5.10%）に達するなど、有権者の拒絶反応がデータとして刻まれることとなった。

さらに、維新の最大の課題は、大阪以外の地域への全国展開の失敗である。この1年において、洲本市長選挙で現職を破る成果を得たものの、それ以外の地域への広がりには依然として乏しい。特に国政において自民党との事実上の連立（閣外協力）に踏み切って以降は、自治体選挙においても独自の対立軸を打ち出すのではなく、自民党候補への相乗りを通じて組織拡大を図る動きが目立ち、かつて持っていた「既存政治を打破する改革政党」としてのブランド価値は急速に減退している。第51回総選挙の際には、政治資金問題に揺れる自民党候補108名に対し、一律に推薦を出す国政戦略をとったことも、地方における同党の純潔性への疑念を深める結果となった。

組織の急膨張に伴う自治体議員の党内規律の弛緩や不祥事も深刻化している。豊中市長選挙においては、現職に自民・立民・国民・公明が相乗りし、共産も自主支援する「維新包囲網」の前に、38歳の維新公認候補が1万5,000票以上の大差で敗退した。同候補はショート動画をはじめとするSNS戦術を展開し、YouTubeの総再生回数で300万回超を記録するなど空中戦では現職を圧倒したものの、地方組織の分裂（元維新候補による身内批判）という地上戦の崩壊が足を引っ張る形となった（朝日2026.4.19⁽⁷⁾）。

また、貝塚市長選挙においては、維新の府議が現職を破ったものの、この現職もまた元維新であり、公約であった「身を切る改革」の不履行を理由に同党を除名された経歴を持つなど、内紛の構図が常態化している。さらに岸和田市長選挙においては、現

職市長の女性問題をめぐる不祥事から離党勧告、失職へと発展し、維新は新たな候補者について公募を行ったものの適任者を見出せず、最終的に独自候補の擁立断念・自主投票へと追い込まれるなど、不祥事による自滅が目立つ。一時期は全国で820人に達した自治体議員団からも、組織運営や統制のあり方への不満から70～80人規模の離党者が生じている⁽⁸⁾等、維新の地方組織は明確な動揺期（縮小期）に入ったと診断せざるを得ない。

4. 立憲民主党：都議選の危うい成果と中央戦略による地方組織の混迷

立憲民主党勢力にとってこの1年は、2026年初頭の総選挙を境とした国政戦略（中道改革連合への合流）の混迷により、地方組織が「二次被害」とも言うべき甚大な構造的損害を被った期間として記録される。

まずこの1年の緒戦（2025年7月）においては、立憲民主党は東京都議会議員選挙において、日本共産党との間で3人区以下の小規模選挙区を中心に徹底した候補者調整を敢行し、告示前から5議席を上積みする17議席を確保するという一定の成果を収めた。しかし、この議席増の内実は極めて危ういものであった。自民党への猛烈な逆風の主たる受け皿となったのは、一挙に9議席を獲得した国民民主党や3議席を得た参政党であり、有権者が対抗軸として立民を積極的に選択したというよりは、野党多党化の潮流の中で消極的な選択肢として票が分散した結果にすぎない。さらに、この共産党との共闘による成功体験は、後に中央執行部が公明党との合流＝中道改革連合の結成へと舵を切る中で、現場の自治体議員や、最大の支持母体である連合との間に亀裂を生じさせる伏線となった。

首長選挙の戦績においては、横浜市、福山市、呉市長選挙などで推薦候補が現職として手堅く勝利を収めるなど一定の防衛を果たしている。しかし、その背景にある低投票率の常態化と、それに伴う労働組合などの中間団体・組織票の選挙マシーンとして

(7) デジタル版「【実況・解説動画あり】現職3選、維新新顔ら破る 大阪・豊中市長選」。

(8) 共同通信2026.5.13で、日本維新の会藤田文武共同代表の記者会見での発言。

のやせ細りという構造的トレンドは覆しようがない。

特に、保守分裂選挙となった石川県知事選挙においては、立憲民主党石川県連が「能登半島地震の被災地復興を最優先すべきであり、政党の存在感を誇示するための選挙戦を行うべきではない」として自主投票を選択したのに対し、支持母体である連合石川は現職（馳浩氏）の推薦に回り、さらに国民民主党県連は対立候補（山野之義氏）の支持へ回るなど、非自民系勢力の足並みは乱れた。同日執行の金沢市長選挙においても、党県連は自民・公明とともに現職へ相乗りした一方、連合は対立候補への推薦を出すなど、地方組織における連動性の喪失が露呈する形となった。

中央執行部が打ち出した、地方の文脈を無視した中道改革連合という整合性を欠いた急進的な選挙戦術は、長年地域で棲み分けと草の根のネットワークを築いてきた地方組織を激しく動揺させている。総選挙における中道改革連合の壊滅的大敗（旧立民現職の9割落選）は、自治体議員の間に中央への激しい不信感と離反を決定づけた。その不満の一端は、後の立憲民主党東京都連会長選挙において、中央の象徴であった元国会議員の蓮舫氏が、武蔵野市議会議員（地方組織の代表）である川名氏に対して惨敗を喫するという、地方による象徴的な中央拒絶の動きとして噴出した。統一地方選挙が近づくにつれて、地方における政党ラベルの機能不全が加速することで立民の地方組織は自立化・個別化の道を歩む可能性が高い。

5. 国民民主党：高い勝率の背景と若年・ネット層の地方還流への課題

国民民主党は、この1年において一見すると極めて堅調な自治体選挙実績を残した。同党の2026年度活動方針（2026年4月党大会報告）によれば、2025年度の自治体選挙において、首長選挙で27名を推薦し24名が当選、議会議員選挙では101名を公認・推薦し77名を当選させている。

しかし、この首長選挙における高い勝率の構造を

分析すれば、それは独自の政治的対抗軸を打ち出した結果ではなく、勝算の高い現職や有力新人への相乗りを基本路線とした選挙戦術の産物である。例えば、京都府知事選挙において自民・公明・立民などとともに現職の西脇隆俊氏を推薦し、共産系新人を破り手堅く当選させた事例がこれに該当する。他方、独自候補の擁立リスクを伴う大阪ダブル選挙においては戦線への参入を見送り、例外的に単独擁立を強行した津山市長選挙においては最下位に沈むなど、独自の足場構築には至っていない。

同党は東京都議会議員選挙（2025年7月）において初めて議席を獲得（9議席）するなど躍進を遂げたが、参院選などにおいて支持を集めた「手取りを増やす」「既存政治と一線を画す第三極」といったエッジの効いたポピュリズム的・対決型の政策主張は、首長選挙におけるオール与党型相乗り体制の中では必然的にその独自性が埋没せざるを得ない。国政において同党を支持したはずの若年層や無党派層に対し、首長選の現場で政党ラベルの魅力を訴求することは困難であった。

同党の活動方針でも自省されている通り、最大の特徴であるネット層・無党派層の熱量を自治体レベルの動員へと還流・維持させる戦略はこの1年において機能したとは言い難い。この熱量の隙間を縫う形で支持層が参政党などの排外主義的・急進的勢力へと流出したこと⁽⁹⁾、さらに第51回総選挙（2026年2月）において参院選時と比較して比例区で約200万票を喪失した失速の要因もここにある。2027年の統一地方選挙に向けて掲げている「地方議員数を700人に倍増させる」という組織目標を達成するためには、単なる勝馬への相乗り戦術から脱却し、自治体レベルでの無党派層繋ぎ止めのための構造的な戦略修正が不可欠である。

6. 参政党：排外主義的論点の争点化と首長選への浸透

参政党は、2027年の統一地方選挙における大量擁立を通じた勢力拡大を明確に企図しており、その過

(9) 参院比例区は国民民主党に投票するつもりだと答えていた人の2割が、5月以降に投票先を参政党に変える等、参院選における参政党の急伸は国民民主党からの流入によるものだったことが指摘されている。朝日新聞2025.7.20「参政の急伸、半数は国民民主から流入 比例区投票先、ネット意識調査」。

程で外国人排斥をめぐる特異な論点が争点化しつつある点は、地方自治の健全性の観点から極めて注視すべき趨勢である。

自治体選挙における外国人問題の争点化は、すでに2023年の蕨市長選挙、埼玉県知事選挙、あるいは外国籍住民への住民投票資格を付与する条例案をめぐる武蔵野市長選挙などで前例が見られたが、この1年においてはその排外主義的語り口がより過激化し、実際の投票行動に無視できない影響を及ぼしている。川口市長選挙においては、特にクルド人を標的としたヘイトスピーチに近い「外国人が住みにくい街を」といった言説を展開した候補2名が、落選したものの合算で2割近くの得票を得た事実はその一証左である。

また、宮城県知事選挙においては、盤石な組織基盤を持つ現職に対し、参政党と密接に連携した元自民党参議院議員の新人候補が、土葬墓地誘致への反対や、水道事業の外資への売却といった、陰謀論やデマゴークを含む論点を扇動的に掲げた。結果として現職に1万6,000票差にまで肉薄し、大票田の仙台市においては現職の得票を3万6,000票上回るなど、既存の政党組織が機能不全に陥った無党派空間において、排外主義的ポピュリズムが強烈な集票力を持ち得る構図が顕在化した。

この潮流が極端な形で首長選の勝敗を決したのが、福井県知事選挙である。前知事の不幸事（セクハラ）に伴う辞職から、保守分裂選挙となった同選挙において、政治経験がなく出馬表明が告示2週間前であった無名の新人・石田嵩人氏（35歳）が、4,200票あまりの僅差で競り勝つ事態が生じた。石田陣営は選挙戦終盤、外国人労働者の受け入れ制限や「日本は単一民族国家だ」といった排外主義的な言説に急傾斜し、これに参政党が組織的支援を投入したことで選挙戦の構図が一変した（朝日2026.1.25⁽¹⁰⁾）。結果として、自民党の一部、立憲民主、国民民主、維新、公明が軒並み推した前越前市長の組織包囲網を、自民の一部保守層と参政党が結託した急進的右派連合が打ち破るという、地方政治の地政学を覆す

帰結をもたらした。なお、同氏が当選後に外国人関連施策の予算を増額するなど、選挙時の排外主義的発言を一転させている事実は、当該論点がいかに無党派・若年層の不満や不安を煽るための純粋な政治戦術（煽動）として利用されたかを物語っている（朝日2026.1.27⁽¹¹⁾）。

このように、首長選挙において参政党が深く関与し、排外主義的言説を前面に押し出したインフォデミック（デマの拡散）型の選挙戦を展開する事例が相次いでいる動向は、地域社会の分断をもたらす要因として警戒を要する。

Ⅲ．政治環境の激変を象徴する重要選挙

都道府県知事選挙は、この1年で京都、石川、大阪、山口、長崎、福井、広島、宮城、茨城、三重、和歌山の11府県で執行された。このうち京都、大阪、山口、広島、茨城、三重、和歌山の7府県においては現職が圧勝しており、特に採り上げるべき話題はない。また、宮城および福井の両県知事選挙においては、前述の通り参政党を中心とする急進右派勢力による排外主義的論点の争点化が特筆される動向となった。

一方で、中央の政党再編や保守分裂が直撃し、現職首長が敗北に至った象徴的事例として、第51回総選挙と同日執行となった長崎県知事選挙、および総選挙直後に執行された石川県知事選挙、さらには東京における東京都議会議員選挙と練馬区長選挙の推移は、検証を要する。都の選挙は前のⅡ.でも触れたが、選挙戦ごとに結果の意味するところを確認しておこう。

1. 長崎県知事選挙

まず総選挙と同日執行となった長崎県知事選挙は、前回（4年前）と同一の顔ぶれによる再戦となったが、自由民主党長崎県連の統制の破綻が勝敗を決定づけた。県連執行部は、立憲民主党・国民民主党の

(10) デジタル版「参政党の後押し、構図が一転 『福井に恩返しを』 石田氏が知事初当選」。

(11) 「自民『王国』で敗北、動揺 福井知事選、参政支援候補が当選」。

地方組織が相乗りで推す国土交通省出身の元副知事・平田研氏の推薦を強行したが、支持団体や一部の所属国会議員がこれに激しく反発し、保守分裂選挙へと発展した。結果として、離島や県北部を中心に支持を広げた現職の大石賢吾氏は、県南部、特に大票田の長崎市において平田氏に支持を侵食され、6,800票あまりの僅差で敗れることとなった。前回選挙では平田が大石に541票差で敗れていたことからの逆転劇であり、中央政治の再編期における地方組織の足並みの乱れが現職敗退を招いた形となった。

2. 石川県の選挙：震災復興と国政の思惑が交錯した保守分裂

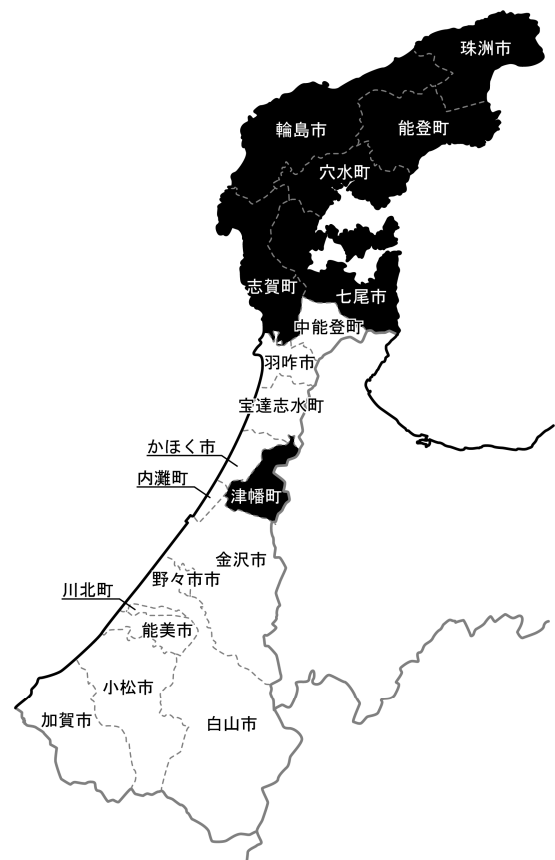
この1年の首長選挙の中で特に注目したいのが、2024年能登半島地震の被災地である石川県における選挙である。被災地のうち、特に被害が深刻だった内灘町、能登町などにおいては、災害対応や復興遅延への有権者の不満が現職へと向かい、2025年以降、現職首長が相次いで敗退する伏線が形成されていた（北國・富山2025.10.7⁽¹²⁾）。その中で執行された石川県知事選挙においては、全体の投票率が前回比で7%pt低下する状況の中で、地震対応を指揮した現職の馳浩氏が、前金沢市長の山野之義氏に敗北した。

本選挙における有権者の投票行動を地域ごとに分析すると、特徴的な動きが観察される。馳・山野の両氏は前回知事選に続く対決となったので、前回との比較で見てみよう。現職の馳氏は、七尾市、輪島市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町といった、復興が深刻な停滞状況にある被災地域において、前回選挙時よりも山野氏に対する得票を伸ばしている（図表3）。このような投票行動は、復興プロセスの加速を求め、現職知事および中央の政権とのパイプにすぎることを選択した被災地特有の選択であったと解釈し得る。他方、勝者となった山野氏は、前回選挙における非・馳票（馳氏以外の候補に投票した層）の取り込みに成功し、特に金沢市をはじめとする大票田において優位を確立した。

注目すべきは、馳氏が票を伸ばした被災地域ほど、投票率の落ち込みが激しかった点である。例えば輪島市では投票率が大幅に下がっており、これは、現職の災害対応に反発しつつも、対立候補である山野氏らが積極的経済支援を施すのかの確信を持ってない反・馳層が、対抗馬への投票ではなく棄権を選択したことを意味する。県内19の市長町長全員が馳氏を支持する盤石の地上戦を展開しながらも馳氏が敗北した背景には、大票田における潜在的な政権批判票が掘り起こされたことと、被災地における諦念に伴う棄権の構造が存在していたと評されている（北國2026.3.5⁽¹³⁾）。

また、特異な傾向を示した市町として、加賀市で山野氏の得票が前回比で3倍に急増した背景には、

図表3 前回知事選比で馳が山野より得票の伸びが大きかった市町（黒塗りの市町）



出所：筆者作成

(12) 「社説【加賀市長に山田氏】 前市政の教訓生かせるか」。

(13) 「現職への配慮」「能登町長選、内灘町長選を例に『首長が交代しても復興への歩みは止まっていない』と訴える」。

同市を地盤とする山田修路氏（元自民党参議院議員）を山野氏が副知事として起用することを示唆したことにより、山田氏側が中立を破って山野支持へ傾斜したという合従連衡の力学が機能していたと考えられる（ただし、それでも加賀市の全体的な得票としては馳氏が山野氏を2,000票上回った）。

さらに繰り返しになるが、本選挙は国政の政党再編の影を色濃く反映した。公明党は、馳・山野の両陣営から推薦依頼を受けながらも自主投票を選択した。これは、国政における中道改革連合の結成を受け、衆院選における立憲民主党県連との将来的な選挙協力を意識した戦略的な判断の産物であるとされる（テレビ金沢2026.1.17⁽¹⁴⁾）。結果として、公明党の組織的な集票マシン（F票）は事実上の凍結状態となり、一部は馳陣営へ流出したものの、山野氏へと流動化するか棄権に回ったものも相当数あり、これが現職敗退への一撃となったと考えられる。

3. 東京都議会議員選挙：国政と首長選を繋ぐ結節点

2025年7月に執行された東京都議会議員選挙は、国政の政治不信が自治体選挙を直撃し、その後の政権崩壊を決定づけた国政前哨戦としての意味を持つ。前回（2021年）選挙においては、小池都知事の不十分な支援にも起因して都民ファーストが14減したのに対して自民党が8議席を上積みして反転攻勢をかけたが、今回選挙においては、都民ファーストの会が5議席を増したのに対し、自民党は9議席、公明党は4議席をそれぞれ減らす敗北を喫した。自民党は都議会第一会派の座を都民ファーストに奪われ、公明党にいたっては36年ぶりとなる落選者を一挙に3名出すなど、自公の都議会での基盤は大きく揺らいだ。

出口調査が示すデータは、自民党の伝統的な支持

層の剥離を裏付けている。投票者に占める自民支持層の割合自体が21%（2021年28%、2017年26%）へと減退しただけでなく、その自民支持層のうち、実際に自民候補へ投票した割合は53%にすぎず、歴史的な大敗を喫した2017年（67%）の水準を大幅に下回った（朝日2025.6.23⁽¹⁵⁾）。剥落した自民支持層の最大の流出先は都民ファーストの会（15%）であり（朝日2025.7.1⁽¹⁶⁾）、同時に無党派層の22%も同党を選択した（毎日と朝日ともに同じ値だった。2025.6.23⁽¹⁷⁾）。無党派層の受け皿としても自民は後退した一方、このときの都民ファーストは保守・中道の消極的受け皿としての機能を果たした。もっとも自民も都民ファーストも知事与党であるため、結果的には都議会知事与党は勢力を保つこととなった（読売2025.6.23⁽¹⁸⁾）。

旧統一教会問題や派閥パーティー資金問題（裏金問題）への有権者の倫理的懲罰は苛烈であり（読売、朝日社説2025.6.23、毎日社説2026.6.26）、実際に「裏金」に関与した自民系前職5名は全員が落選した（朝日2026.6.23⁽¹⁹⁾）。都議会の定数の約4割にあたる最多48人の女性議員が当選したことが明るいニュースだった。

この支持層剥離の本質は、自由民主党が安倍政権期以降に進めてきたキャッチオール（包括政党）型から右傾化へのシフト⁽²⁰⁾に伴う構造的脆弱性にあるだろう。石破内閣が局面打開のために小泉進次郎農林水産大臣を起用し、米価高騰対策などを打ち出す生活密着型アピールを展開したものの効果は限定的で（読売社説2025.6.23⁽²¹⁾）、右派層の石破氏個人への根強い反発と離反を繋ぎ止めることはできなかった。さらに、生活保守層や無党派層の批判票は、野党第一党の立憲民主党を飛び越え、より先鋭的な主張を展開する国民民主党（9議席獲得）や参政党（3議席獲得）へと流れ込むこととなり、自治体議

(14) 「石川県知事選 公明党県本部は自主投票に 衆院選は立憲民主と連携」。

(15) 「『自民候補に投票』支持層の53% 大敗2017年の67%を下回る 都議選出口調査」。

(16) 「自民支持層、都民ファに流れたか 朝日新聞社出口調査 都議選／東京都」。

(17) 毎日「'25都議選：無党派層22%、都民フに投票 出口調査」。

(18) 「都議選 知事与党 勢力保つ 国民・参政初議席 野党は明暗＝東京」。

(19) 「政治とカネ、厳しい審判 『裏金』に関与、自民系5人落選 都議選」。

(20) 例えば、中北浩爾（2014）『自民党政治の変容』NHKブックスを参照。

(21) 「〔社説〕東京都議選 政治への不満示す自民の苦戦」。

会の多党化を加速させる結果となった。本選挙での大敗が引き金となり、参院選の敗北、そして石破退陣から右派の支持が厚い高市内閣の発足へと至る国政の流れが確定することとなる。

立民は都議選においてもそれらの受け皿として十分には機能せず5増にとどまった上、候補者調整を行った共産は5議席減となった。ただ国民も2024年の衆院選で躍進した後支持率が乱高下しており、都議選で一定の存在感を示せたとはいえ有権者の期待と失望をともに背負うものとなったと指摘された（朝日2025.6.30⁽²²⁾）。

4. 練馬区長選挙：「練馬ショック」が示すバッファ・プレイヤー理論の構図

国政において高市内閣が誕生し、衆院選大勝を経て「みそぎは済んだ」（時事2026.1.18⁽²³⁾）とした与党側の錯覚を打ち砕いたのが、直後に執行された練馬区長選挙における現職側の敗北、いわゆる「練馬ショック」⁽²⁴⁾である。

本選挙は新人同士の争いとなったが、小池百合子都知事の全面支援を受けた都民ファーストの会は元幹事長でもある尾島紘平氏を擁立し、これに自民党、日本維新の会、さらには国民民主党の推薦までも積み上げるといふ、事実上のオール与党（「連合艦隊」＝読売2026.4.16⁽²⁵⁾）の陣形を構築した。一方、対抗馬は、政党推薦を持たない無所属の幼稚園理事長・吉田健一氏であり、事前の票読みでは尾島氏側の圧倒的優位と目されていたが、結果は吉田氏が3万票以上の大差をつけて圧勝するという、連合艦隊側の完全な戦略不全に終わった。

この帰結を説明する理論的枠組みとして、かつて蒲島郁夫が提唱したバッファ・プレイヤー理論が適合する。すなわち、「基本的には自民党政権の継続（安定）を許容しつつも、与野党の勢力均衡（伯仲）を望む」という中間的な有権者層が、自民大勝

を抑制するために、強烈な懲罰投票を選択したという構造である。都議選時における自民への不満は都民ファーストという安全弁によって吸収されたが、練馬区長選においてその両者が相乗りを形成した結果、有権者にとって政権不信を表現するための選択肢が吉田氏以外に存在しない構造が自動的に成立してしまった。尾島氏は、敗因について衆院選以降は襖が済んだと認識し、連合艦隊を組んだことで慢心があった（朝日2026.5.16⁽²⁶⁾）としているが、投票率が前回比で4.76%pt上昇した事実は、この懲罰動因を持った無党派層の広範な覚醒を表しており、有権者の行動は都議選と練馬区長選で一貫している。

さらに、尾島氏側は地域固有の争点における注力を怠った。吉田氏側が掲げた「150億円巨費を投じる区立美術館の再整備計画の中止」という、住民の生活感覚に直結した予算批判に対し、連合艦隊を頼みとした尾島陣営は有効な反論を展開できなかった。

勝利した吉田氏は、過去に民主党系国会議員の秘書を務め、左派系の候補ではあるが、本選挙においてはあえて政党ラベルを隠蔽する戦術をとった。また、長年にわたり幼稚園理事長、消防団幹部、町会役員などを務め、地域社会における地上戦を展開する顔役としての地位を築いてきた。この地上戦における存在感が、保守層や無党派層にとっても、革新への忌避感を抱くことなく「自民党政治への懲罰」を安心して委託できるニュートラルな器としての正当性を纏わせることに成功したものと言える。

IV. 数値で見る「この1年」

1. 現職首長の敗退率動向と総選挙前後の不連続性

この1年に実施された253の市区長選挙のうち、現職が立候補したのは208選挙であった。このうち無投票当選を除く156選挙で投票が執行され、結果

(22) 「国民民主、揺れる支持層 乱高下の支持率、有権者は」。

(23) 「自民、裏金議員を比例重複へ 方針転換『みそぎ済ませた』」。

(24) 産経新聞2026.4.13「練馬ショック…小池知事側近の尾島前都議、区長選敗れる 自民は石川県、清瀬市に続く黒星」、東京新聞2026.4.28「『練馬ショック』尾島紘平さんが落選で見た景色 『連合艦隊』の慢心がマイナスの掛け算に…小池知事への思いは」。

(25) 「練馬区長選 尾島氏落選『慢心あった』 都ファ・自・国・維 『連合艦隊』不発に衝撃＝東京」。

(26) 「小池都知事の『息子』なぜ負けた 本人が語る練馬ショックの原因とは」。

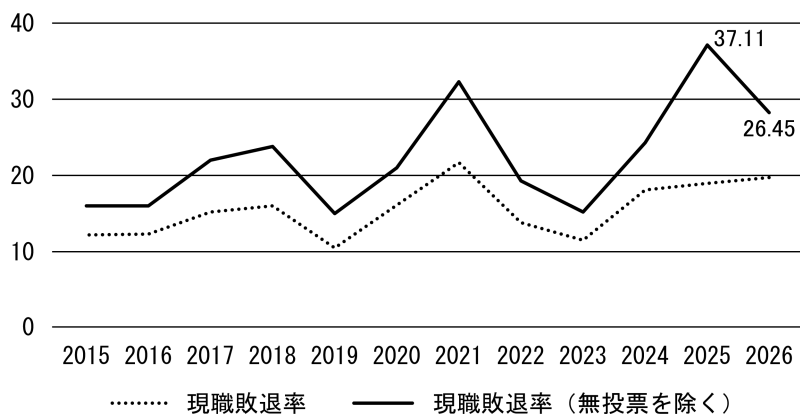
として現職が敗北した事例は41選挙にのぼる（係争中の自治体を除く、現職敗退率26.45％）。通年での数値を見れば現職の敗退傾向が突出して高いわけではないが、4年前との対比においては増加傾向にあり（図表4、5）、首長選挙における現職優位の地盤沈下、すなわち選挙環境の不安定化が着実に進行していると言える。

特筆すべきは、2026年2月の第51回総選挙を結節点とした、現職敗退率の特異な上昇である。当該期における現職敗退率の推移を追うと、2025年5月から2026年1月までの期間（高市内閣発足直後の10月から1月までの数値である19.30％を含む）は20.8％と安定的に推移していた。しかし、総選挙が断行された2026年2月から4月までの3ヶ月間における現職敗退率は、35.59％へと急上昇した。総選挙を経たことで、有権者の自治体選挙における投票行動に大きな変化が生じた可能性を示している。

この変化をもたらした主因として、国政における

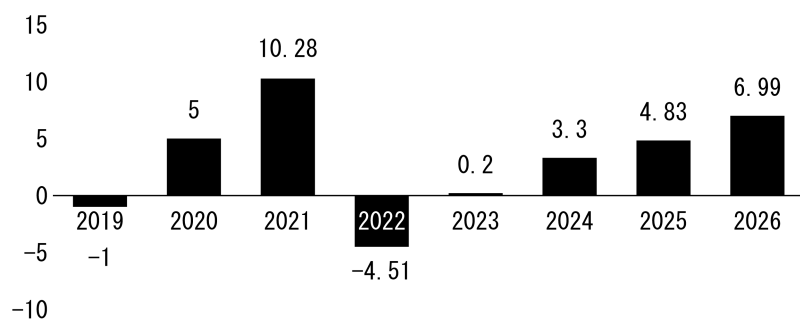
四半世紀に及んだ自公連立枠組みの解消が地方の集票構造に直撃した蓋然性がある。第51回総選挙は、前回の総選挙と小選挙区の区割りに変更がなく、候補者の顔ぶれも相似していた。そこで両選挙における旧立憲民主党・中道改革連合系候補の得票数を選挙区ごとに比較検証すると、前回自民党が候補者を擁立せず公明党が単独出馬した選挙区（今回は自民党が出馬）において平均0.6万票の減少にとどまったのに対し、それ以外の通常の小選挙区においては平均1.7万票もの減少を記録した。これは、自治体選挙においては、自民党からの支持を得ている現職にとって有利な材料のようにも見える。地方の自治体選挙においては、依然として中道改革連合としての地方組織の合流・再編は見られない。ただ、これまで自民系候補の当選を担保してきた公明党の組織的な集票マシーンが、国政の連立解消を機に自律的な選択、あるいは不作為・静観を選択しはじめたことにより、地方の首長選挙において現職を支える基

図表4 現職敗退率の推移（％）



出所：筆者作成

図表5 現職敗退率4年前比（％pt）



出所：筆者作成

礎票の目減りを引き起こしている可能性がある。

2. 投票率の持続的低下と「投票引退」の人口動態的背景

この1年においても、自治体選挙における投票率の持続的な低減傾向に歯止めがかかるとはなかった。市区長選挙における平均投票率は50.03%を記録し、同自治体における前回選挙の平均投票率（51.65%）を1.62pt下回る結果となった（図表6）。執行された253の市区長選挙のうち、過去最低の投票率を更新した自治体は50にのぼり、無投票当選の割合も24.1%（61選挙、うち23選挙は2期連続無投票）と高水準を維持している。マクロな趨勢として、地方自治の根幹たる選挙への関心の希薄化は深刻であり、投票率の低下圧力は一貫して継続している。

ここで注目すべきは、低投票率環境下における現職首長の敗退という逆説的な投票動向である。通例、投票率の低下は組織力に勝る現職に有利に働くとされてきたが、この1年においては前回選挙よりも投票率が低下しながら現職が敗北した選挙が13選挙存在し、うち6市（鶴岡市、加賀市、銚田市、鶴ヶ島市、上越市、朝倉市）にいたっては、過去最低投票率の中で現職が引きずり下ろされるという異例の帰結となった。この1年においても、組織票そのもののやせ細りが現職の政治的地盤を崩壊させているとする拙稿で指摘した動向が続いているものと言える（拙稿2025-1）。

図表6 市区長選挙の投票率・無投票率の推移

	投票率	4年前比	無投票割合	総数
2018	52.16%		24.0%	254
2019	49.71%		27.4%	219
2020	47.88%		24.4%	119
2021	52.73%		29.5%	241
2022	51.65%	－0.51pt	24.1%	253
2023	48.98%	－0.73pt	22.9%	218
2024	47.81%	－0.07pt	21.2%	118
2025	50.47%	－2.26pt	25.3%	241
2026	50.03%	－1.62pt	24.1%	253

出所：筆者作成

ただ付け加えるならば、この持続的な投票率の低下傾向を、単なる政治不信や主権者意識の欠如という心理的側面にのみ帰結させるのは早計である。人口動態的に見て、有権者の構造的変化がもたらす物理的な「投票引退」の側面にも留意せねばならない。日本の有権者の投票率は、加齢に伴い上昇する曲線を描くが、70代後半から80代に達すると、健康上の理由や移動手段の制約から、投票行動そのものを断念する傾向が強まる。

現在、マクロな人口動態として、日本の有権者における最大のボリュームゾーンである団塊の世代がまさに70代後半（後期高齢者）の領域へと一斉に突入している。彼らの物理的な「投票引退」という不可逆的な趨勢が、自治体選挙の投票率全体を構造的に押し下げる強力な圧力として作用する事実を看過すべきではない。近年の投票所削減の動きはこうした層を直撃し、投票率低下圧力を一層高めることが危惧される。

3. 統一地方選挙の「再統一」をめぐる議論の再燃

投票率の低落傾向を自治体民主主義の危機と捉え、その回復策を制度的改革に求める議論は戦後一貫して継続してきた。とりわけ、地方自治体の選挙期日を全国的に一斉執行させる統一地方選挙のあり方については、その「再統一」を果たすことで全国的な政治的関心とメディア露出の機運を高め、投票率の反転向上を企図すべきであるという主張が、近年でも片山（2019）や伊藤（2024）らによって提起されている。

この1年においては、全国知事会が設置した「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」⁽²⁷⁾が2026年4月に報告書を公表し、この議論を前進させる動きを見せた。同報告書では、首長の辞職や議会の解散に伴って選挙期日の統一率が著しく低下したことが、有権者の選挙への関心および投票率を低下させる構造的要因になっているとし、法改正を伴う期日の再統一を提言した。

同研究会はさらに、投票率向上策の枠組みにとど

(27) 2025年11月に発足。

まらず、被選挙権年齢の引き下げ、主権者教育の拡充、参議院合同選挙区（合区）の解消、そしてSNSをはじめとするインターネット上の選挙運動規制のあり方にまで踏み込んだ広範な提言を行い、国への要請活動を展開している。制度改革を通じた自治体民主主義の再設計を求める動きとして注目される。

4. 当選回数分析に見る現職「3期目の死の谷」

この1年における市区長選挙の当選者および落選した現職の当選回数（期数）を見ると、首長の当選継続における脆弱箇所が見えてくる。

この1年の市区長選挙において、当選した候補者および落選した現職のそれぞれの当選回数を示したのが図表7である。この1年において最も多くの当選を数えたのは「新人」の85人であり、このうち9人は新人でありながら対抗馬を欠いたまま無投票で当選を決めている。これに対し、有権者の審判によって放逐された落選現職の動向を期数別に見ると、2期（3期目に挑戦する現職）が最も高い比率を占めている。

具体的な落選率を算出すると、2期目を務め、3期目を狙って出馬した現職の落選率は36.8%（57人中21人が失職）に達する。分母の絶対数が極端に少ない5期、6期といった多選の事例を除外すれば、

2期から3期への移行期に現職の生存率が最も低下するという、首長選挙の「3期目の死の谷」が観察される。このデータが示す生存の脆弱性は前年度の傾向（拙稿2025-1）と一致しており、多選批判のモメンタム（市政の停滞感や、心理的飽き）が有権者の間に定着し、かつ現職側の組織的慣性が緩みがち（ないしは後に見るように、この頃後援会への滋養を怠り、政党や組織頼みの選挙に移行することで敗北する）タイミングとして、3期目挑戦時が最も高い政治的リスクを内包していることが観察される。

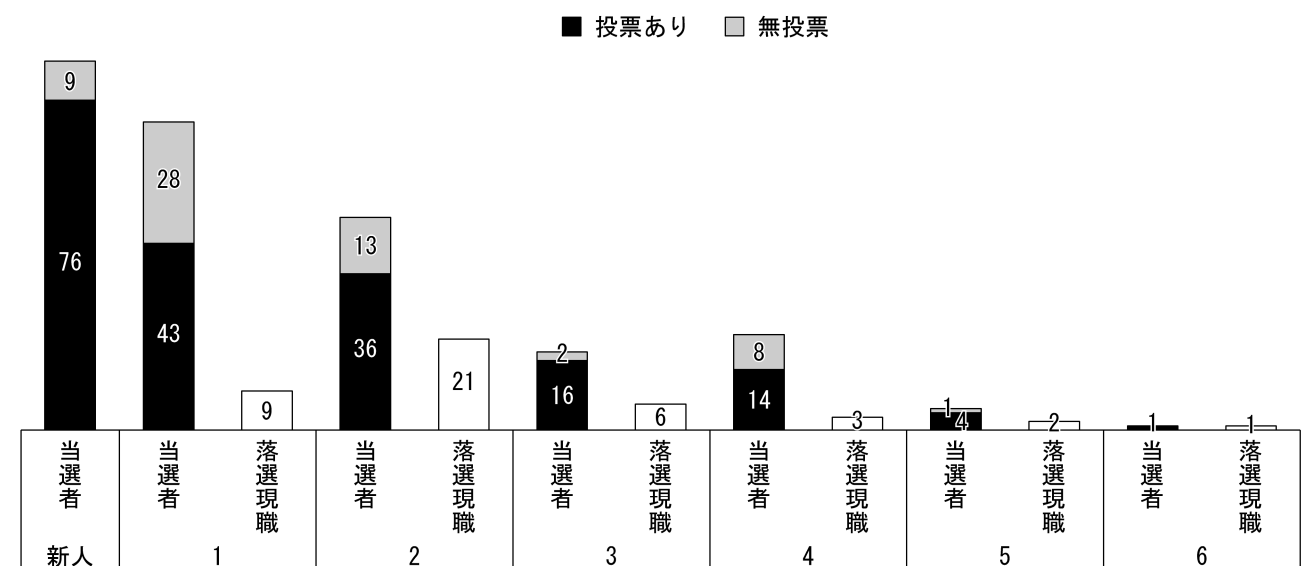
V. 現職敗北選挙の質的分析と選挙戦の変容

前章で確認した現職敗退率の上昇というマクロな趨勢の背景には、個別自治体の政治空間における質的な要因の集積が存在する。この1年において審判を仰いだ現職が敗北に至った具体的な要因、および選挙戦術の構造変化について、質的なアプローチから検証を行ってみたい。

1. 政策・不祥事・説明不足に見る主な敗因の類型

この1年において現職首長が敗退した選挙を精査

図表7 この1年の市区長選挙時の当選回数



出所：筆者作成

すると、その主たる敗因の構造は、前年度までのトレンド（拙稿2025－1）から大きな質的变化は見られず、いくつかの典型的な類型へと収斂させることができる。

（１） 多選批判と市政の停滞感

現職の長期在任に伴う権力の硬直化や市政の停滞感が、有権者の飽きや批判を誘発して敗北を招いた類型である。これには、帯広市、弘前市、伊那市、富岡市、東金市、嘉麻市などの選挙が該当する。これらは上述した３期目の死の谷や、地域社会における世代交代の要求とも密接に連動している。

（２） 住民・議会との対話不足および開発・インフラをめぐる対立

首長によるトップダウン型の政策決定が、住民や自治体議会に対する説明不足・合意形成の不全として批判を浴びた類型である。具体的には、清瀬市における図書館廃止計画、南丹市におけるメガソーラー整備計画、朝倉市における外国人向けマンション建設問題、奥州市における新医療センター整備計画などが争点化し、現職が敗れる結果となった。また、下妻市の市民文化会館やプール跡地利用、上田市の水道広域化、都留市、加賀市、竹原市、留萌市などの事例においても、公共施設やインフラの再整備・統廃合をめぐる住民の生活感覚的な反発に対して、現職側が有効な正当性を提示できなかった構造が共通している。開発をめぐる混乱は、縮減社会においてより深刻になるだろう。

（３） 平成合併に由来する地域社会の亀裂・分断

2005年前後をピークとする平成合併から20年以上が経過した現在においても、旧市町村間の地域的・感情的な対立構図が、選挙戦の志向を規定する底流として機能している事例が依然として報道から観察される。

黒部市においては、旧市町村間の伝統的な対立構図

の再燃が報じられた（北國・富山2026. 4. 17⁽²⁸⁾）ほか、嬉野市においては、旧塩田町から旧嬉野町への市役所本庁機能の移転が直接的な争点として再浮上し、地域分断を加速させた（佐賀2026. 1. 26⁽²⁹⁾）。奥州市における旧市町村単位を基本とする後援会連合会の組織化（岩手日報2026. 3. 9⁽³⁰⁾）や、南丹市における対立構図の変容（京都2026. 3. 18⁽³¹⁾）など、合併自治体特有の地政学は、現職のアキレス腱となり続けている。

（４） 首長の非違行為およびスキャンダル

首長個人の倫理的欠格やハラスメント行為、あるいは自治体の不祥事に対する政治的責任が問われた類型である。

宮若市や黒部市における現職市長による職員へのハラスメント行為、洲本市におけるふるさと納税制度をめぐる返礼品不適切事案に伴う社会的信頼の失墜、上越市における不適切失言、紋別市における市幹部の汚職・逮捕に伴う大量離職、さらには災害対応への不満や現職自身のSNS投稿が炎上を招いた始良市などの事例がこれに該当する。これらの倫理的瑕疵は、後述する議会による首長不信任決議の急増とも直接的に連動している。

（５） 年齢およびジェンダーが与える影響度

勝利側（新人）の属性には一貫した決定論的な傾向は見出せない。福島市や鶴ヶ島市（33歳での当選）のように「若さ」や「世代交代」を前面に押し出して勝利を収めたケース、あるいは嬉野市（40歳）、竹原市（46歳）、洲本市（45歳）、南丹市（49歳）など40代の挑戦者が現職を破った事例が存在する一方で、奥州市、朝倉市、嘉麻市、黒部市、富岡市、下妻市、伊那市、あるいは鉾田市（74歳の新人が69歳の現職を破る）のように、60代から70代の高齢新人が勝利を収めた例も多数存在する。有権者は単に年齢という記号を盲信しているのではなく、ケースによって現職の適格性を個別に見極めていく様子も

(28) 「〈ワンチーム黒部（下）〉合併後初『山』から市長『海』と融和が重要」。

(29) 「40歳山口氏激戦制す 嬉野に新リーダー 市長選、草の根で支持拡大」。

(30) 「対話重視の市政に期待 奥州市長選 郷右近氏初当選 政策実現へ道筋示せ」。

(31) 「社説 南丹に新市長『チェンジ』理解と協力で 2026・3・18」。

ある。

また、女性市長については、嘉麻市、始良市、宮若市、清瀬市、東金市、伊東市などにおいて、いずれも元市議・県議や教育委員などの経歴を持つ女性首長が新たに誕生し、地域政治における多様性の進展を印象づけた。こうしたケースの多くは県内初とか、同市では初という女性市長となっている。なお、この1年において敗北した現職首長に女性はいなかった。

2. 「草の根選挙」と「どぶ板選挙」の概念的接近と混乱

選挙戦の様相を報じる政治報道では、特定の政党や既存の中間団体（企業、労働組合、宗教団体など）に依存しない「草の根・無党派層中心の活動」を展開した挑戦者が現職の強固な組織戦を打破して勝利した、という記述が多く目につく（富岡市、嘉麻市、帯広市、洲本市、始良市、東金市など）。彼らは、こまめな挨拶回りや市民との直接の対話、運動量を重視する戦術を選択している。

ここで関心を惹くのは、近年の自治体選挙報道において「草の根選挙」と「どぶ板選挙」という、本来であれば対極に位置づけられてきた概念が急激に接近し、言葉の混乱を起こしている現象である。

古典的な定義に従えば、「どぶ板選挙」とは、候補者が有権者一人ひとりと直接接触し、血縁・地縁や個人的な恩顧関係をベースに支持を訴える、伝統的に保守系政治家が得意としてきた組織マシンの手入れの技術（地上戦）である。これに対し、「草の根選挙」とは、組織の幹部や既存の権力構造ではなく、一般市民が自発的に共通の課題や理想のために湧き上がるボトムアップ型の政治・社会運動であり、主として革新・リベラル系の候補が展開してきた運動形態（空中戦）であった。

しかし、現在進行している事態は、大企業や労働組合といった既存の中間団体が構造的にやせ細り、集票マシンとしての組織的機能不全をきたしたことによる、選挙戦術の再編である。既存の組織戦が

有効性を喪失した結果、候補者は政党や既存団体を頼るのではなく、個人的なつながりやSNSを媒介とした局所的なネットワークを通じて支持をコツコツと広げていかざるを得なくなっている。

その結果、政党から独立した単なる個人後援会型の地道な地上戦スタイルが「草の根選挙」と称されたり、政党や候補者自らがSNS上の空中戦を「ネットどぶ板」⁽³²⁾と命名して重視するなど、言葉の概念的境界線が著しく曖昧化している。以下の図表8は、この1年に現職を破った選挙運動において「草の根」と言及された報道の書きぶりであるが、その中身は同級生や縁故、SNS発信やつじ立ちなど、「草の根」なのか「どぶ板」なのか判別が困難なものが大半を占めている。

この現象と表裏一体の関係にあるのが、「ネット選挙」の自治体レベルにおける定着と限界である。上田市、南丹市、宮若市、朝倉市、洲本市、始良市、帯広市、東金市、鉾田市、竹原市、鶴ヶ島市などにおいて、挑戦者側が動画配信などを通じて若年層・無党派層へ広くアピールし、敗れた現職側が「ネット選挙の出遅れ」を敗因に挙げる事例が相次いだ。

しかし、国政選挙と異なり、ローカルな政治空間におけるSNSの効果測定は慎重でなければならない。報道では「最大3.5万回再生」といった数値を効果の証左として報じる例があるが、数十万のフォロワーを抱える国政レベルのインフルエンサーの発信規模と比較すれば、それらは極めて局所的な域にとどまっている。有権者の何割が実際に視聴し、かつ投票行動を動かされたのかの因果関係は判別が難しく、現在の自治体選挙での「ネットどぶ板」の実態は、空中戦というよりも、限られた個人的ネットワークの可視化および増幅装置（地上戦の補強）として機能していると見るのが自然であろう。

3. 首長の公職経歴における政治家ルート（市議・県議経験者）の隆盛

既存の中間団体や政党組織が機能不全に陥る中で、選挙に勝利するために最も適合的な属性は、日常的

(32) 大手メディアでは朝日2013.7.16が初出とみられるが、この際にはAKB総選挙等で用いられた手法としてX（当時Twitter）でハッシュタグを多用した訴えを行うことを指していた。近年では国民民主党の玉木代表が言及し、ショート動画等を用いた拡散を含むものとなっている。

図表8 「草の根」に言及された現職敗退選挙の書きぶり

自治体	新聞報道の記述
三浦市	知名度不足をカバーしようと交流サイト（SNS）からの発信や駅立ちに励んだ。（神奈川2025. 6. 17 ⁽³³⁾ ）
八代市	小野氏は、出馬を表明した6月下旬から、子育てサークルや市民団体の勉強会など少人数の集まりに1人で積極的に顔を出した。「出馬表明後に会った人は延べ千人を超えた」と小野氏。女性限定の集会も開くなど、身近な市長候補として有権者の心をつかんだ。（熊本日日2025. 9. 3 ⁽³⁴⁾ ）
多久市	香月氏は親しみやすい性格に加え、草刈りなど地域活動に熱心で、前回市議選は2位当選だった。正式に出馬表明したのは6月後半で、現職より遅かったが、告示日の出発式に駆け付けたのは大半が動員ではない普通の市民。「これで戦えると思い、心強かった」と振り返る。（佐賀2025. 9. 9 ⁽³⁵⁾ ）
串間市	選挙戦では大規模集会は行わずに選挙カーで集落の細かい路地まで入り込み、途中何度も歩行遊説。有権者の関心が特に高い市民病院問題についても積極的に訴えた。市議選や県議選を支えてきた親族、同級生らの基礎票に加え、こうした地道な活動が変革を求める市民の浮動票を獲得する形となった。SNSの積極的な活用も効果的だったようだ。（宮崎日日2025. 9. 30 ⁽³⁶⁾ ）
福島市	これまでは郡山市が主戦場で、福島市での選挙戦は初めて。幼稚園から高校時代までを過ごした市内の同級生や縁故を頼りに、草の根的な運動とSNSを駆使した情報発信で徐々に支持を広げた。（福島民報2025. 11. 17 ⁽³⁷⁾ ）
嬉野市	山口氏は2期務めた市議や市職員としての経験を強調し、「市民総参加型のまちづくり」を掲げて草の根の選挙戦を展開。元副知事も応援に入るなど、県との連携強化をアピールした。（佐賀2026. 1. 26 ⁽³⁸⁾ ）
留萌市	草の根選挙を展開し、市政の刷新をアピールした。出馬表明以降、多い時は週2回街頭に立つなど支持を呼びかけ、地道に知名度や政策を広げていった。勝因については「友人や同級生、演劇仲間らを通じたネットワークを広げ、共感してくれる人を増やしていった結果」とみる。（北海道2026. 2. 17）
東金市	初挑戦となった選挙戦で、山下氏は学校給食の無償化や企業誘致などを掲げた。特定の組織に頼らず、小中高の同級生らとチームを組み、さまざまなSNSを活用した草の根運動で支援の輪を広げていった。（千葉日報2026. 4. 21 ⁽³⁹⁾ ）
始良市	昨年12月に市長選への立候補を表明した後は、草の根の活動に徹し50カ所以上で集会を開いた。交流サイト（SNS）を活用し、連日のつじ立ちでアピールする戦略が奏功。（南日本2026. 4. 21 ⁽⁴⁰⁾ ）
南丹市	全国から市議仲間らも応援に駆け付けたほか、幅広い世代にアピールするため、支援者が編集した動画などをSNS（交流サイト）に頻繁に更新。1回の更新で「平均3千回の再生があった」と、西村好高さんは手応えを語った。（京都2026. 3. 17 ⁽⁴¹⁾ ）
富岡市	一ノ宮地区の住民や富岡高の同級生らで選対組織を結成し、特定の団体に頼らない草の根選挙を展開した。（上毛2026. 4. 14 ⁽⁴²⁾ ）

出所：筆者作成

に地域住民・支持者と頻繁に接触し、自前の細密な個人後援会マシンの手入れを怠らない政治家経験者、とりわけ自治体議会議員出身者である。

首長の公職経歴キャリアパスは、大別して、国・地方の公務員や副知事・副市長などを経由する「行政ルート」と、市議・県議や国会議員等を経由する「政治家ルート」の2つに分類できる。現在の市区

長選挙において、圧倒的な優位性を誇示しているのは後者の政治家ルートである（図表9⁽⁴³⁾）。

図表9が示す通り、コロナ禍以降における市区長選当選者の公職経歴の推移を追うと、行政ルート（霞が関、県職、市職、副市長）が相対的に軒並み後退しているのに対し、政治家ルート（とりわけ市議経験者）の躍進が顕著である。4年前比（図表10）

(33) 「『草の根で勝利』知名度不足補う／出口氏／三浦市長選」。

(34) 「激戦の断面・新八代市長誕生（上）＝二つのこだわり『完全無所属』で現職に『圧勝』」。

(35) 「＝多久市長選回顧＝『草の根』多選批判の受け皿に」。

(36) 「串間市長選を振り返る／武田さん『草の根』奏功／島田さん組織浸透せず」。

(37) 「福島市長に馬場氏 現職ら破り初当選 都道府県庁所在地 現職首長で最年少」。

(38) 「嬉野市長、山口氏初当選 1296票差、村上氏の3選阻む」。

(39) 「山下氏、初の女性市長に東金市長選『寄り添う市政実現』」。

(40) 「『地方選2026』始良市長選を顧みて／若・中年、刷新を選択／争点少なく人柄重視」。

(41) 「『まちの閉塞感変える』南丹市長西村好高さん初当選 しがらみない政治を」。

(42) 「3市町長選富岡市長に茂原氏、安中・岩井氏、東吾妻・斎藤氏」。

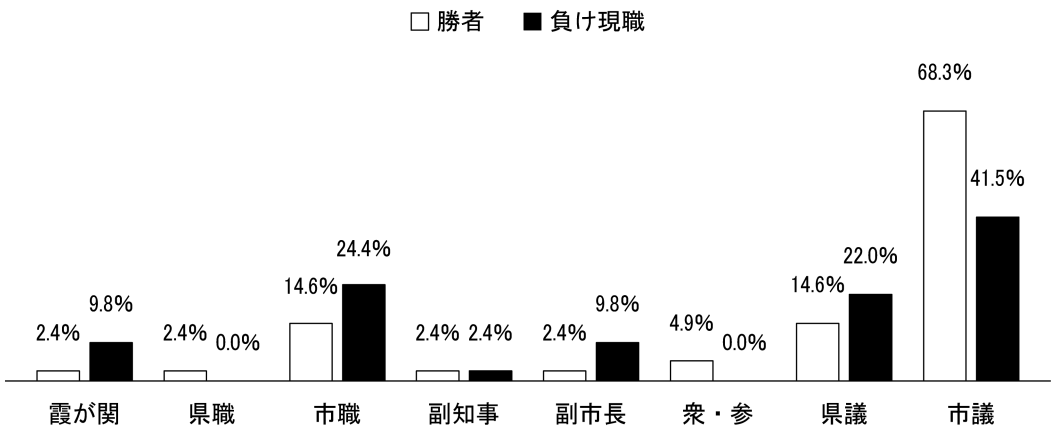
(43) 各市区役所ウェブサイトの市長の経歴に関するサイトおよびWikipediaを用いて筆者作成。それぞれの職に関する経験の有無をとったものなので、複数に当てはまる首長も多く合計値は1にならない。

図表9 市区長選挙当選者の政治・行政経験の推移（2021～2026年）

	霞が関	県職	市職	副知事	副市長	衆・参	県議	市議
2021年	5.9%	10.9%	20.1%	0.4%	11.3%	2.9%	30.5%	38.5%
2022年	6.3%	8.3%	19.4%	2.4%	10.7%	5.6%	28.2%	37.7%
2023年	8.8%	5.6%	20.0%	0.9%	8.8%	5.1%	26.5%	41.4%
2024年	5.9%	14.3%	18.5%	0.0%	6.7%	3.4%	25.2%	32.8%
2025年	5.1%	7.5%	15.4%	1.2%	8.3%	2.4%	26.8%	41.7%
2021年比	▲0.7pt	▲3.4pt	▲4.7pt	0.8pt	▲3.0pt	▲0.6pt	▲3.8pt	3.2pt
2026年	4.8%	7.1%	19.0%	2.0%	9.9%	5.2%	29.8%	45.2%
2022年比	▲1.6pt	▲1.2pt	▲0.4pt	▲0.4pt	▲0.8pt	▲0.4pt	1.6pt	7.5pt

出所：筆者作成

図表10 この1年の現職敗退選挙における公職経験状況



出所：筆者作成

の変化を見てもこの傾向はさらに強化されており、直近の2026年度においては市議経験者が当選者全体の45.2%に達し、半数に迫る勢いを見せている。この志向は、現職が敗北した41選挙の勝者（新人）においていっそう顕著であり、じつに28人（68.3%）を市議経験者が占めるに至っている。

行政職員出身の首長や、多選を重ねて組織的な支持基盤を盤石にしたはずの既存首長が、業界団体や政党・労働組合といった旧来の集票マシーンを主軸とした選挙を展開しようとしても、肝心の中間団体そのものが構造的に機能不全を起こして敗北する事例が多く見られる。自治体選挙においては国政のような風（政党ラベルへの突発的支持）の選挙を展開することはできないため、中間団体が弱体化した結果、選挙運動はより徹底した地元志向・地域密着へ

と内向せざるを得ない。

この環境において抜きん出た適応力を見せるのが、市内全域の抽象的な政策ではなく、特定の地域や生活圏向けのサービス・課題解決に汗を流し、「顔の見える関係」をコツコツと構築してきた自治体議員型の政治スタイルである。彼らのどぶ板型マシーンは、中間団体崩壊後の環境において相対的に有効性を増すこととなるだろう。

このことは、歴史的観点から言えば、かつてコロナ禍初期の選挙において指摘された「非接触型選挙」の要請とは、完全に真逆の明白な先祖返り（超接触型・ローカル地縁型）の趨勢が示されていることになる。コロナ禍という激変期は、伝統的な中間団体の弱体化を加速させた⁽⁴⁴⁾とされるが、もともと制度疲労を起こしていた既存組織の慣性を停止させる

(44) 例えば、大正大学地域構想研究所の2021年のインターネット調査「コロナ禍の下における社会的活動の状況についてのアンケート調査」ではコロナ禍中には自治会町内会の活動についてほとんど停止していたことが示されている。

引き金として機能した可能性が高く、その後の世界についてさらなる検証が必要となる。

VI. その他の特徴：首長不信任と 議会解散の急増

1. 非違行為に対する不信任決議の可決率 高騰と「実質的リコール」化

この1年における自治体政治の動向において、もう一つ看過できない兆候は、自治体議会による首長への不信任決議への態度と、それに伴う二元代表制の変容である。件数としては、地方自治法第178条に基づく首長不信任決議の提出・動議は、コロナ禍以前においては年間10件程度で推移し、コロナ禍期を経て同水準へと回帰していたが、この1年においては13件へと増加した。さらに特筆すべきは、単に提出されるだけでなく、実際に可決に至った事例が6件に及び、近年にない異例の高水準を記録した点である。この1年間に可決された不信任決議の総数は、2018年度から2024年度までの7年間の合算数に匹敵する（図表11）。

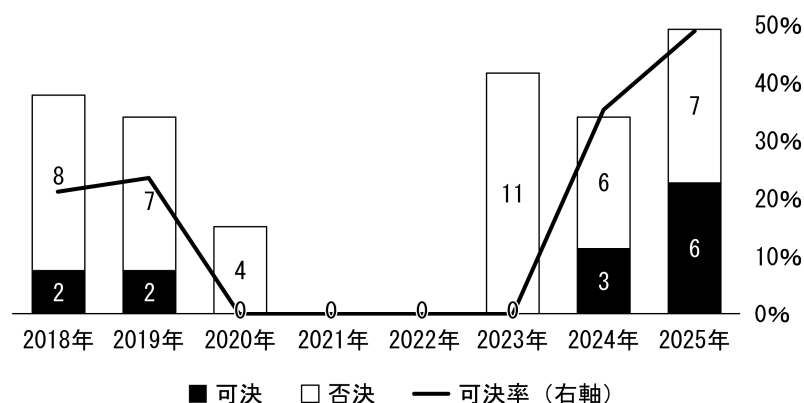
そもそも首長不信任決議は、住民から直接公選される首長と議会という、二つの異なる民主的正統性が対峙する二元代表制において、両者間の政策的デッドロックを解消するために制度化された最終的手段である。すなわち、政策や予算をめぐる決定的対立が生じた際、どちらの主張が正当であるかを議会の解散・選挙や首長の失職後の再選挙を通じて住

民の審判に委ねるプロセスとして位置づけられてきた。そのため、特別多数の同意を要求する不信任決議が、通常の政策対立において可決される例は、歴史的にも多くはなかった。

しかし、この1年において可決された6件の不信任決議の内実を精査すると、その動因は政策的な対立ではなく、首長個人の非違行為や資質問題に集中している。具体的には、専断処分をめぐる日付改ざん等の議会への虚偽説明（石垣市）、学歴詐称および入札執行停止措置に係る疑義（伊東市）、義務教育学校の設置場所選定や村有施設における賃金未払い問題（球磨村）、さらにはセクシャルハラスメント・パワーハラスメントや不適切発言（南城市、西条市、石岡市）などが可決理由として連なった。首長個人の倫理的・法的瑕疵が明白であるため、議会内の党派性を超えた広範なコンセンサスが容易に形成され、結果として可決率の異常な高騰を招くこととなった。

本来、公選首長の倫理的・政治的責任を問う制度としては、住民によるリコールが地方自治法上に担保されている。しかし、住民リコールは署名集めから投票執行に至るまで、莫大な時間的・金銭的・組織的コストを有権者に強いるハードルの高い制度である。そこで現在進行している不信任決議可決の高頻度化は、自治体議会が住民の不満や倫理的弾劾という民意を先取りし、本来であれば住民投票で行うべき首長の放逐を、議会手続きを通じて代行する「実質的な議会リコール」として拡張利用されてい

図表11 不信任決議の提出・可決状況の推移



出所：筆者作成

る実態を意味する。

二元代表制は、首長と議会が互いの政策・善政を競い合う善政競争（江藤2021）の枠組みとも理解されるが、それは本来的に両主体間の制度的な最低限の信頼関係の存在を前提としている。現在観察される不信任の急増は、この前提たる信頼関係そのものが断絶した際、二元代表制が自己防衛的に作動することによって倫理的統制マシンへと変容しつつあるものとして理解できる。

2. 不信任可決後の議会解散の選択とその政治的帰結

地方自治法第178条の規定に基づき、議会で不信任決議が可決された場合、首長には「10日以内に議会の解散する」、あるいは「解散を選択せず自動失職（または辞職）する」という選択肢がある。議会を解散した場合、執行される議会総選挙後に招集された最初の議会において、再び不信任決議が提出された際には、出席議員の単純多数の賛成で可決することが可能になり、その際には首長は失職する仕組みとなっている。この制度的駆け引きにおいて、例えば石垣市のように初手から自動失職を選択する例や、あるいは不信任可決という決定的な政治的ダメージを回避するために決議前夜に自発的辞職を選んだ福井県知事のケースなど、統計上には現れない水面下の駆け引きが行われるものでもある。

これらを踏まえた上で、この1年における特徴は、不信任を突きつけられた首長が、失職ではなく議会の解散を積極的に選択する例が相次いだ点にある。具体的には、伊東市、南城市、石岡市の3自治体において、現職首長が不信任可決に対抗して議会解散に踏み切った。この端緒は、2024年9月に全国的な注目を集めた兵庫県知事に対する不信任決議（同知事は失職・再選挙を選択）の直後にあり、同年12月に執行された岸和田市議会の解散劇以降、首長側の対抗戦術として模倣され、急速に拡散したものと考えられる。

前述の通り、これらの不信任は政策対立ではなく、首長自身の倫理的問題や非違行為を問うものである。それにもかかわらず首長側が議会を解散する行為は、政治力学の観点から言えば、「自己の資質の是非」

という本来の論点を、「私を排除しようとする議会側の是非」へと意図的にすり替え、政局化を企図するレトリックスタイルである。この戦術は、兵庫県知事選挙における失職後の再選劇（ポピュリズムの動員による逆転）において一定の政治的有効性が実証されたかに見えたが、この1年における地方政治の現場においては、それとは異なる帰結を迎えた。

実際に議会解散を選択した3事例（伊東、南城、石岡）のすべてにおいて、新議会が選出された直後に地方自治法第178条2項に基づく再議決が行われ、過半数の賛成をもって首長は悉く失職に追い込まれている。有権者は、首長側が仕掛けた論点のすり替えに惑わされることなく、選挙を通じて首長を弾劾した前議会の正当性を再追認する民意を示した。

この帰結は、極端なポピュリズムの波及に対抗し得る、自治体の有権者の理性的かつ堅実な資質見極めの判断力が強固に機能している事実として歓迎できる。議会がリコールという直接民主制に訴える手法を回避した後にも、最終的には有権者による懲罰的審判という形で政治的決着を見たのは、地方自治が機能している証拠と言える。

VII. 制度改革

1. 選挙運動費用上限（報酬・実費弁償基準）の30年ぶりの引き上げ

この1年においては、選挙運動に従事する者（事務員、車上等運動員等）および労務者に対して支給可能な報酬および実費弁償の最高限度額（基準額）について、近年の急激な物価変動や人件費の高騰を考慮した引き上げ措置が講じられた。これは公職選挙法施行令の改正によるものであるが、国会における超党派の議論と合意を経て閣議決定に至ったというプロセスに特徴がある。

そもそも、1974年の公職選挙法改正（第197条の2創設）当初は、これらの基準額は法律に直接規定されていた。しかし、社会経済情勢に応じた柔軟な改定を可能とするため、1975年の法改正以降は政令事項へと移管された。その一方で、基準額の変更は選挙運動の公正性やあり方に直結する極めて政治的な課題であること、また同条項が本来は議員立法に

よって創設されたという歴史的経緯から、具体的な改定にあたっては、形式的な行政手続にとどまらず、国会内の各党各会派による合意をあらかじめ経ることが慣例とされてきた（田村2025：2－4）。今回の改定は、実に1992年以来、30年以上にわたって据え置かれてきた基準額を大幅に更新する歴史的な制度改革となった。

国会においては、2022年12月および2023年4月に衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において選挙運動等のあり方に関する自由討議が実施され、同年6月に報告書が取りまとめられた。その後、2024年12月の与野党7党による「選挙に関する各党協議会」での実質的合意を経て、2025年4月16日に各党協議会から総務大臣に対して「車上等運動員の報酬上限額の引き上げについて」の公式要請がなされたことで、今回の法制度改正へと結実した⁽⁴⁵⁾。

具体的な基準額の改定内容は以下の通りである。宿泊費、弁当代、茶菓料などの実費弁償額が1.5倍から2倍程度に引き上げられたほか、基本報酬額についても、事務員が日額1万円から1万5,000円へ、車上等運動員（いわゆるウグイス嬢等）が1万5,000円から2万円へ、そして労務者の実費弁償額が1万円から2万円へと、それぞれ大幅な上方改定が実施された。

この基準額の改定を受け、各地方自治体の選挙管理委員会においては、対応する独自の「選挙運動に従事する者等の実費弁償及び報酬の額に関する規程」等の順次改定を余儀なくされる。この費用構造の底上げは、国政選挙のみならず、今後の地方自治体における首長選挙および議員選挙の全般において、陣営の資金調達力や選挙費用の増大という形で、直接的な影響を及ぼすことになる。

2. 国政選挙執行経費基準の改定と自治体財政への影響

自治体選挙の費用構造に波及するこの1年のもう一つの制度改革として、「国政選挙執行経費基準法」の改正が挙げられる。国政選挙の執行に際して国から地方自治体へ交付される経費の算定基準について、近年の深刻な物価変動や国家公務員給与における地域手当の改定等を反映させる形⁽⁴⁶⁾で、所要の法改正が実施された。これにより、選挙長や投票管理者らの費用弁償額が一律でおよそ13%程度引き上げられた。また、これに伴い公職選挙法施行令も同時改正され、選挙運動用通常葉書の作成の公営費用や、選挙用ポスター作成の公営費用の単価限度額が相次いで上方改定された。

国政選挙におけるこれら執行費用の算定基準および公営費用の単価設定は、各地方自治体が独自に執行する自治体選挙における選挙公営の条例基準や、地方交付税制度における基準財政需要額の算定根拠に直接的に連動・複写される仕組みとなっている（拙稿2025－2：第6章、参照）。今回の引上げ改定は、近年の急激な物価上昇によって逼迫していた地方自治体の選挙執行財政（持ち出し費用）に対する、実質的な負担軽減および財政的補填として機能する側面を持ち、自治体選挙行政の安定化に寄与する制度改革となる。

おわりに：選挙戦の変容と議員型首長の台頭

総じて、この1年の市区長選挙を中心として見てきた自治体選挙の動向は、国政の地殻変動に翻弄されつつも、自治体選挙の現場そのものが抱える構造的転換をも予感させるものであった。

内閣の看板交代や、四半世紀に及んだ自公連立の解消、さらには政党の合流・離合集散といった国政レベルのマクロな趨勢は、自治体選挙における互助

(45) 総行管第70号令和7年6月27日「公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」参照。また改正の経緯等について、田村純也（2025）「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（報酬及び実費弁償の額の基準の引上げ）について」『選挙時報』2025年7月号、参照。

(46) 総行管第326号令和7年6月4日「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」参照。

会的な相乗り構造を足元から揺さぶった。その一方で、自治体選挙の最底流においては、かつて選挙戦を支えてきた既存の政党組織や団体、あるいは労働組合などの中間団体に依存した組織戦の機能不全が不可逆的に進行している。SNSの台頭に代表される選挙環境の情報化は、政党の推薦・支持という既存のセオリーを徐々に融解させつつある。

本稿は、そうした日本の選挙環境における激変期の様相を、ひとまず時系列的な新聞報道の記録およ

び備忘録として留めることに主眼を置いた。したがって、個別の自治体が抱える固有の行政課題や、地域政治における独自のミクロな構造分析については、他日を期さざるを得ない。『全国首長名簿』の具体的な生データとあわせ、この1年間に蒔かれた変化の種が、今後の地方自治の現場にいかなる質的変容をもたらすのかを、引き続き注視する必要がある。

(ほりうち たくみ 北海学園大学法学部教授)

キーワード：市区長選挙／相乗り／自治体議員型首長／不信任決議／二元代表制

【引用文献】

- 伊藤俊行（2024）「統一地方選の『再統一』を考える」『地方議会人』2024年9月号
- 江藤俊昭（2021）「『住民自治の根幹としての議会』の改革の新展開」『自治総研』2021年11月号
- 片山善博（2019）「片山善博の『日本を診る』（112）統一地方選挙改革論：11月実施で再統一してはどうか」『世界』2019年3月号
- 田村純也（2025）「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（報酬及び実費弁償の額の基準の引上げ）について」『選挙時報』2025年7月号
- 堀内匠（2025－1）「投票率低下と現職敗退の同時的進行 この1年における自治体選挙の動向（2024年5月から2025年4月）」『自治総研』2025年10月号
- 堀内匠（2025－2）『戦後自治体選挙行政体制の成立と展開』敬文堂

韓国・李在明政権の「5極3特」地域均衡成長政策の展開 地方消滅対策としての行政統合特別市新設を中心に

申 龍 徹

＜要 旨＞

本稿は、2025年6月に誕生した韓国の李在明政権が打ち出した、地方自治分権及び地域均衡成長の中核政策である「5極3特」政策の内容と、それを受けて国会・自治体などが進めた行政統合特別市に関する取り組みを、時系列的に分析するものである。

首都圏一極集中の深化による地方衰退・地方消滅に歯止めをかけ、地方主導の成長を促すことを目的として、実用主義政治を標榜する李在明政権は、広域自治体間の行政統合を推進している。この取り組みは、保守対革新という従来の理念対立型政治構造の中で展開され、2026年6月3日の地方選挙・国会議員補欠選挙を経て、全南光州統合特別市が同年7月1日から新たな一歩を踏み出すこととなった。

地域均衡発展政策として進められる広域自治体間の統合特別市構想（広域合併）は、画期的な枠組みの転換によって地域均衡成長を実現し得るという期待がある一方で、中央政府主導による広域自治体統合の誘導であるとの批判も受けている。本稿では、地方衰退・地方消滅への処方箋として提示された「5極3特」政策の主要内容と、それに基づく広域自治体間の行政統合特別市誕生までのプロセスを分析する。

はじめに

本稿は、2025年6月に誕生した韓国の李在明政権の誕生以降、民主系政権のもとで急転している韓国の自治分権政策の主要内容及び広域自治体の統合内容の紹介とあわせて、その基本的な枠組みである「5極3特」政策の主要内容について分析し、1998年から続いたいわゆる保守対革新という理念対立型の制度・政策との相違点について考察するものである。

2022年5月10日就任以降、約2年半に及ぶ無能・無策の政治的墮落を露呈してきた保守系の尹錫悦政権による政治的混乱、そして独裁的な長期政権を目指した違法な非常事態の企ては、1990年代以降から構築してきた韓国社会の安定的な民主主義の営みを

一変させ、保守や極右の対立という社会的混乱を招いたが、1987年の民主化以降、成熟した民主主義は厳冬の中で市民の「光の革命」として現れ、現役大統領の逮捕や弾劾裁判、そして2025年4月に憲法裁判所による罷免を迎えることとなった。

この弾劾・罷免に伴う大統領選挙において誕生した民主系の李在明政権（通称、国民主権政府）では、非常事態の宣言による混乱を極めていた政治的・経済的な政策運営の立て直し（国政の正常化）を図る一方、今日の韓国社会が直面している国内外の難題に対する抜本的な政府改革を目指し、2000年代以降の固着した慢性的かつ百害無益な理念中心・イデオロギー対立の政権運営から脱皮し、全ての面において国益・実利を最優先とする実利型国政運営への大転換を図っており、その内容は、今後5年間の国政運営の方針と課題を示した「国政課題」において明

確に現れている⁽¹⁾。

本稿のメインキーワードの1つである「5極3特」にはその特徴がはっきり現れているが、ここでの「5極3特」とは、長年にわたって問題とされてきた首都圏一極集中を克服し、国家の均衡的な成長を目指した全国17の広域自治体（市・道）を「5つの超広域圏」と「3つの特別自治道」に再編する国家戦略である。「5極」とは、首都圏、東南圏（釜山市・蔚山市・慶尚南道）、大慶圏（大邱市・慶尚北道）、中部圏（忠清南道・忠清北道）、全羅圏（全羅南道）を指し、「3特」とは、済州特別自治道、全北特別自治道、江原特別自治道の3つの特別自治道のことを指す⁽²⁾。

新しい政権のもとでは、過度な首都圏一極集中がもたらす「地方消滅」の危機を打開し、多核分散型の均衡ある国家発展への画期的な転換を通じて、自治分権を基盤とする成長モデルとなることを目指している⁽³⁾。その主な内容は、①5極3特の経済圏・生活圏・行財政の3つの分野において11の戦略課題、144の細部課題に統合・調整、②超広域の大衆交通網（60分生活圏）と広域鉄道・道路の連携推進、③特別自治体の権限強化、広域連合自治体の統合支援、超広域特別協約・統合公募などのガバナンス体制の構築、④地域均衡成長の影響評価の導入などによる地方優遇予算配分体系の新設などが主な推進戦略となっている。

以下では、これまでの政権運営では見られなかった実用主義的な自治分権政策の全体像を把握することを念頭に、任期5年である李在明政権の国政運営

の青写真である「国政課題」（計123項目）の内容から自治分権にかかわる主要内容を紹介し、その内容的特徴を揭示する。

その次に、地方消滅対策の要と言ふべき「5極3特」の内容のうち、特に注目を集めている広域自治体の統合（韓国では、「行政統合」という。）の実例として、西南部の「全羅圏」における光州広域市と全羅南道（広域自治体）の広域統合の推進状況について時系列的に検討するとともに、統合のメリットとして打ち出されたIT関連企業誘致や公共機関の移転などについてもその効果の面での評価を分析することにする。

最後に、日本同様、人口減少や首都圏など都市圏への人口集中により加速している地方消滅に関する韓国政府のドラスティックな政策的対応が持つ影響と効果から政策的示唆を得たいと考えている。

1. 李在明政権における地方消滅対策の内容と意義

2025年8月13日に大統領直属の国政企画委員会（委員長イ・ハンジュ）が発表した「李在明政府国政運営5ヵ年計画（案）」は、任期5年における政権運営の青写真であり、同年9月16日の国務会議（日本の閣議）において「国政課題管理計画」が正式に決定され、国政運営の123の課題に対するロードマップとなった。

この「国政課題123」は、「国民が主人である国、共に幸せな大韓民国」という国家ビジョンの旗のもと

(1) この「国政課題」は、任期5年間における国政運営のグランドデザインであり、政策運営のガイドラインとしての役割を果たすものである。国政ビジョン・3大國政原則・5大國政目標とこれを実現するための123の国政課題（政治分野19課題、経済分野29課題、地域均衡成長分野23課題、基本社会分野37課題、安保・外交分野15課題）で構成されている。全文は、以下のアドレスから見る事ができる。韓国、文化体育観光部 <https://www.korea.kr/govVision/>（閲覧日2026年1月10日）。

(2) この5極3特に関する研究は始まったばかりであるが、本稿では、5つの広域経済圏の行政体制における責任性・自立性・民主性のあり方を分析し、地方自治体の政策課題を提案した以下の研究を参考にした。Kim、Ho-junほか（2026）「超広域協力機構はどのように作動するのか：5極3特戦略下の広域経済圏協議体の責任性・自立性・民主性の分析」『韓国地方自治学会報』第38巻第1号、215～269頁。

(3) 日本同様、韓国においても少子高齢化による「地方消滅」は最も関心度の高い社会課題であり、多種多様な研究が行われている。Lee、Min-juほか（2023）「地方消滅危機地域の類型化と特性の分析」『都市研究』第23号、93～137頁。Lee、Jae-ranほか（2024）「首都圏の人口集中と地方消滅に対する政策的考察」『土地公法研究』第17号、397～428頁。Huh、Ung-hoほか（2024）「地方消滅危機による都市の類型化と類型別の特徴の分析」『国土研究』第121号、73～90頁など。

とで、「傾聴と統合」、「公正と信頼」、「実用と成果」という国政の3大原則、また①国民が一つになる政治（3戦略19課題）、②世界をリードする革新経済（5戦略29課題）、③共に生きる均衡成長（4戦略23課題）、④基本が丈夫な社会（8戦略37課題）、⑤国益中心の外交安保（3戦略15課題）の5大政目標と23の推進戦略、123の課題で構成されている⁽⁴⁾。

政府が追求する価値と政策の方向性を集約した総合計画である国政課題は、政策の設計、執行、評価などの国政管理の全ての過程においてその基準となり、この国政課題を通じて政府が志向する核心的な価値が社会に共有され、政策推進過程においては優先順位が明確に設定されることになる。

この国政課題123のうち、国政目標3「共に豊かに暮らす均衡成長」の中には、戦略1「自治分権基盤の均衡成長」（国政課題49～63）が入っており、「自治分権基盤の均衡成長国家」が核心目標とされ、「自治分権基盤の均衡成長」・「活力あふれる民生経済」・「協力と双生の公正経済」・「希望を実現する農産漁村」の4つの推進戦略を設定した。

また、「5極3特」（5つの超広域圏と3つの特別自治道）の育成による革新と雇用の拠点構築とあわせて行政首都の早期完成・第2次公共機関の移転を通じて均衡ある地方自治を実現するとともに、実質的な自治分権の制度的整備も行い、中央権限のドラスティックな地方移譲、地方の歳入拡充の強化、住民自治会の本格的な実施のほか、基礎自治体下の行政単位である「邑・面・洞」長に対する住民選択の公選制導入、地域教育の革新と消滅可能性地域に対するオンデマンド支援による地域人材の養成など、人口流入ができる循環構造を整備し地域の持続可能性を確保としている⁽⁵⁾。

2026年5月7日に国会本会議において議決された

「地方自治分権及び地域均衡成長に関する特別法」（以下、「地方分権均衡発展法」）⁽⁶⁾の一部改正は、李在明政権の「5極3特」の地域均衡成長戦略推進を制度的に裏づけるものであり、首都圏一極体制を克服し、地域自ら成長を主導する体制への転換を目指している点に特徴がある。主な改正内容は、①均衡成長影響評価の導入及び超広域協力事業の財政的支援の強化、②超広域協力の実施体制及び地方時代委員会の機能強化の2点である⁽⁷⁾。

この地方分権均衡発展法においては、特に自治分権及び地方消滅対策を主導していく中央政府の組織として、従来の「国家均衡発展委員会」（2018～2023）と「自治分権委員会」（2018～2023）を統合・一元化し新たに大統領直属の「地方時代委員会」（Presidential Committee for Decentralization and Balanced Development、委員長キン・キョンス）を設置した。この地方時代委員会は、地方分権均衡発展法第62条（地方時代委員会の設置及び存続期限）に基づき5年の時限的な組織として、2028年7月まで運用される予定である。

この地方時代委員会は、地域間の不均衡の解消、地域特性に合う自立的な発展及び地方自治分権を通じて全国どこでも住み心地の良い地方時代を実現すること（第62条）を目的とし、地方自治分権及び地域均衡発展の基本方向と関連する政策の調整など、次の内容を審議・議決する（第63条）とし、①地方自治分権及び地域均衡成長の基本方向と関連する政策の調整・国政課題の総括・調整・点検及び支援、②地方時代総合計画の策定、③地域均衡政策及び事業、地方自治分権課題などの推進・調査・分析・評価・調整、④機会発展特区の指定及び支援、⑤公共機関などの地方移転、革新都市の活性化及び新規公共機関の立地決定、⑥地域革新融合（複合）団地の指定・育成、地域発展投資協約の締結及び運営など

(4) 国務調整室報道資料「李在明政府123国政課題確定」、2025年9月16日。

(5) 前掲註(1)「国政課題123」、p. 16。

(6) この「地方自治分権及び地域均衡成長に関する特別法」（通称、地方分権均衡発展法）〔法律第21544号、2026年4月14日改正〕は、地域間の不均衡の解消、地域の特性に合う自立的な発展及び地方自治分権を通じて地域が主導する地域均衡成長を推進することで全ての国民が住む場所に関係なく均等な機会を受ける地方時代の実現を目的（第1条）とする法律（日本の地方自治法に当たる）である（国家法令情報センター）。

(7) 行政安全部報道資料「5極3特均衡成長の本格推進の基盤整備、地方分権均衡発展法改正案の国会通過」（自治分権制度課）、2026年5月7日。

が主な機能となっている。

この委員会は、国会議員と慶尚南道知事を歴任したキン・キョンス委員長（大臣級）をはじめ、副委員長1名（次官級）を含む定員39名で構成され、各部の長官のほか、地方団体の代表などの当然職委員、当該分野の学識と経験を有する21名（国会議長推薦4名、大統領委嘱17名）の委嘱委員も含まれている（第64条）。そのほか、専門委員会・諮問委員・地方時代企画団、広域レベルの市・道の地方時代委員会、基礎レベルの市・郡・区の地方時代委員会が設置されることとなった⁽⁸⁾。

この地方時代委員会の役割に関しては、「これまでの首都圏一極構造や17の市・道による広域体制では成長の限界があり、選択と集中のない均衡発展は不可能であると指摘され、首都圏を除く14の非首都圏の広域自治体が同等の資源を分け合う支援型では重複と浪費が発生し、戦略的な産業育成も難しい。地方から若年層が離れる理由は雇用不足であるので、地方における拠点大学の支援育成や公共機関の移転、AIなどの先端産業の特性化支援などの人材育成と雇用確保を同時に推進する必要がある」、との指摘の中によく現れていると言える⁽⁹⁾。

以下では、この戦略1「自治分権基盤の均衡成長」の推薦戦略（国政課題49～57）のうち、「5極3特と中小都市の均衡成長（国政課題49）」、「行政首都世宗（特別自治市）の完成（国政課題50）」、「第2次公共機関の移転など地域均衡成長拠点の育成（国政課題51）」、「住民生活の質の向上のための自治分権の力量強化（国政課題52）」、「地方財政の拡充による自治財政権の拡大及び地域経済の活性化（国政課題53）」、「消滅危機地域の再構築の

ための財政支援（国政課題54）」、「地域教育の革新を通じた地域人材の養成（国政課題55）」を中心に内容を分析する⁽¹⁰⁾。

2. 国土均衡発展の枠組みとしての「5極3特」の内容と特徴

李在明政権の地方自治分権及び地域均衡発展政策をもっとも端的に示すキーワードは「5極3特」であり、過去の革新系政権が進めてきた選択と集中による競争的自治という地方自治の戦略が継承されている⁽¹¹⁾。

この「5極3特」は、昨年6月3日に行われた大統領選挙の際に共に民主党の当時の李在明候補が提示した選挙公約の一つである。これからの均衡発展・地方分権・未来産業の基盤整備を同時に実現するためのもので、首都圏に集中した機能を全国に分散させる5つの広域圏と3つの特別自治道による国土空間の発展戦略である。その主な内容としては、中部地方における忠清圏の行政首都（世宗特別自治市）の完成、超広域経済圏の形成、地方消滅対応、地域均衡発展の財政確立、ソウル大学10校育成、AI国土・産業革新、空間構造・広域交通革新、スマート農水産、観光による地域活性化など10の目標が含まれていた⁽¹²⁾。

この「5極3特」については、当初は、2022年の大統領選挙の際に提示されていた構想であるが、その際、「国家均衡発展は配慮ではなく避けられない生存戦略であり、職業や文化、教育のために首都圏に移住することがないように地域発展を進めることが必要」との認識が示された⁽¹³⁾。すなわち、内陸

(8) 地方時代委員会の詳細に関しては、「地方時代委員会」、<https://www.balance.go.kr/base/main/view>参照（閲覧日2026年1月10日）。

(9) 「大田・忠南の行政統合が5極3特の成敗を決める」『中部毎日新聞』（電子版）2026年1月7日。

(10) そのほか、「北極航路時代を主導するK-海洋強国の建設（国政課題56）」、「交通革新インフラの整備（国政課題57）」が入っている。前掲註(1)「国政課題123」、p.46。

(11) この革新系政権における地方自治の政策的特徴に関しては、申龍徹（2018）「『済州特別自治道』の10年の成果と課題—特別自治の実験から地方分権型憲法改正論議へ」『自治総研』第44巻12号、pp.32-58において詳しく述べている。

(12) 「共に民主党、国土空間革新委員会出帆、5極3特均衡発展の実現」『OhmyNews』（電子版）、2025年5月13日。
https://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0003129138（閲覧日2026年1月10日）

(13) 「李在明、5極3特により地域均衡成長、高速鉄道中心の交通体系の構築」『ソウル経済新聞』（電子版）、2022年1月11日。<https://www.sedaily.com/NewsView/260TNRGAXV>（閲覧日2026年1月10日）

鉄道などの高速鉄道を中心とする国家交通体系の革新と国立ソウル大学のような力量を持った重点大学を地方に育成することで進学や就業のために地方を離れることがないようにするとともに、AIや新エネルギーなどの新成長分野の企業誘致を広域単位で戦略的に配置することで衰退していく地方に成長・発展の機会を付与しようとするものであった。

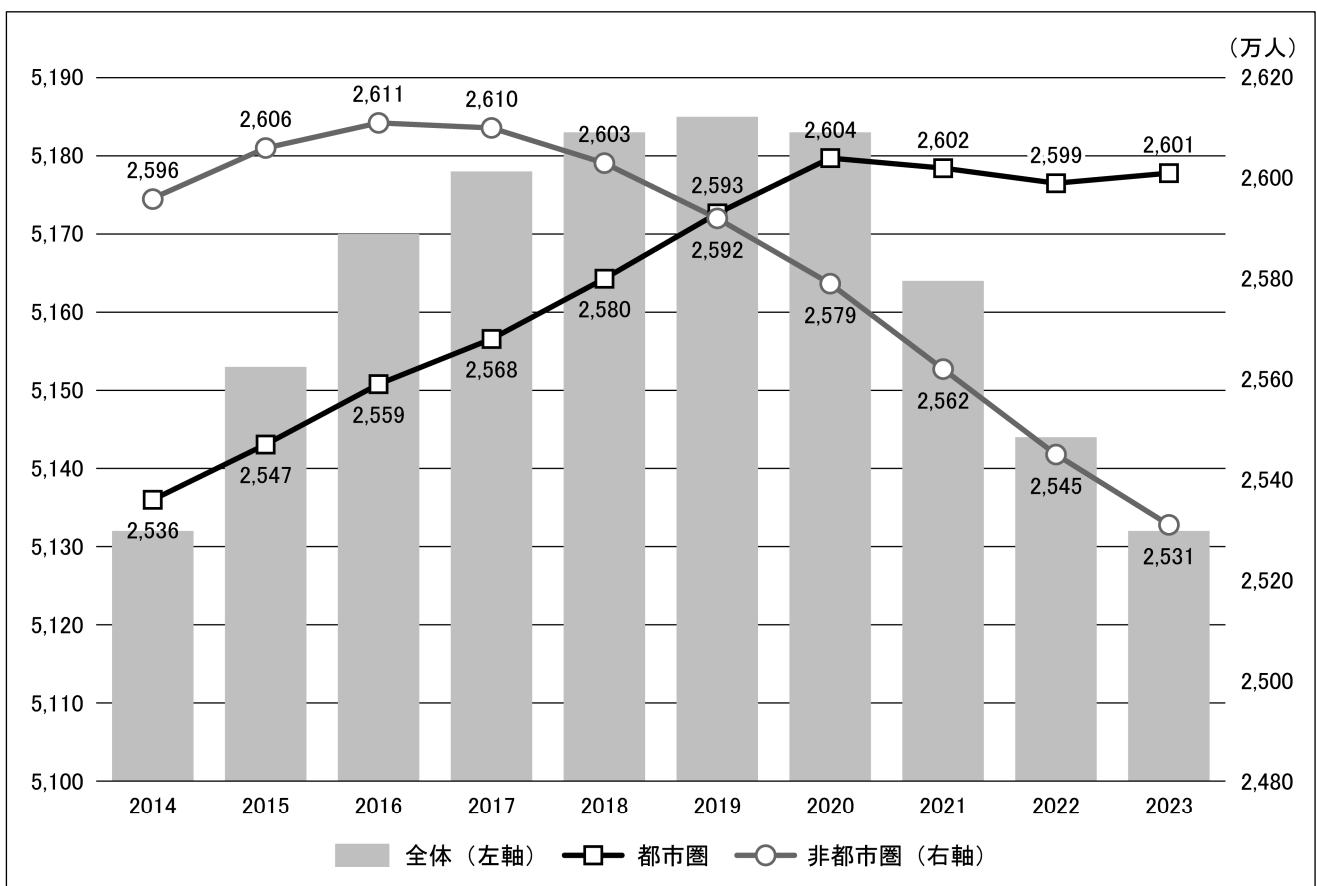
地方消滅の危機感が現実化し社会問題となった2020年以降の地域均衡成長において、成長ではなく成長を妨げる要因と化した「首都圏中心の1極体制」から「多極分散型の5極3特体制」への政策的転換は、中央政府による地方への一方的な資源配分による恩恵的な均衡発展モデルの終焉を意味するものである。

周知のように、韓国の統計庁によれば、2024年末時点において首都圏への人口及び資本、企業、大学の集中により国内人口の50.7%、経済活動人口の

51.6%が集中し、地方においては持続的な人口減少、青年層の流出、高齢化の加速化という三重苦により消滅危機が深刻化している（図1、図2）。もちろん、これらの首都圏1極集中に対しては、公共機関の地方移転や特別自治制度の導入、革新都市、企業都市、行政中心複合都市など、多様な地域均衡政策を試みてきたが、ほとんどの場合、中央政府による画一的かつ部分的な開発支援に終わり、地方の持つ特性や需要などを十分に反映できないという限界を露呈してきたと言える。

そのため、地方消滅対策の深化が社会全体の持続的発展のための必須条件となったことを踏まえ、これからの地域均衡発展を図る上で、医療・文化的な生活水準を確保する生活環境の改善、地域人材の確保と育成を担保する教育環境の確保、そしてAIやバイオ、新エネルギーなどの成長産業の地方立地による雇用の総合的な確保が必要であり、共食い型競

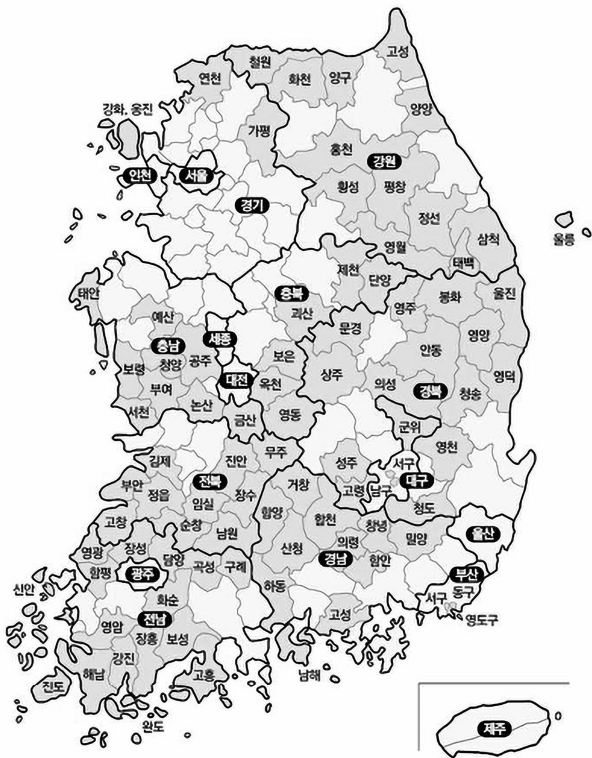
図1 韓国の都市圏と非都市圏の人口



出所) 『グッドモーニング忠清』(電子新聞)(2024年1月11日)のデータより筆者作成 <https://www.goodmorningcc.com/news/articleView.html?idxno=302839>

図2 人口減少地域の指定状況

指定—89の市郡区（網かけ部分）



出所）韓国行政安全部報道資料（2023年12月18日）

https://www.mois.go.kr/ft/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=105803

争を避け、体系的かつ合理的に分散された経済生態系を持ち「規模の経済」が機能する行政・経済の超広域化は不可欠な要素とも言える。

そこで、現在の17の広域自治体を超広域の5極：「地域均衡発展の中心として行政・科学首都となる忠清圏」・「海洋首都として宇宙航空産業の中心となる釜山・蔚山・慶南圏メガシティ（釜蔚慶圏）」・「AI・エネルギー産業と農業・生命の中心となる全羅圏」・「バイオ産業・医療ロボット及び交通のハブとしての大邱・慶北圏」・「グローバル経済と文化の中心となる首都圏」及び3特（3つの特別自治道、済州・江原・全北）に役割分担を含めて再構築し、国土空間の均衡発展・成長に向けた新しい枠組みとするのが「5極3特」である（図3）。

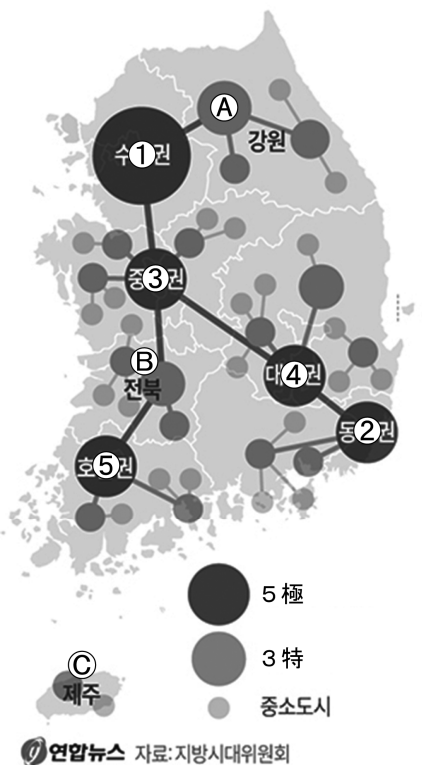
行政安全部（日本の総務省）及び国土部（同、国土交通省）が所管するこの「5極3特」の地域均衡発展戦略は、中小都市の均衡成長とリンクされ、「5極の超広域圏の統合支援」・「3つの特別自治道に対するオンデマンド型特例の付与」を主な政策目標としているが、主要内容としては、①特別地方自治体の統合支援（5極の超広域圏の設置・運営）、②行政体制の再編推進（公共サービスの広域化のための公共協約制度の導入、地域主導行政体制の推進による住民の生活質の保証と地域間競争の強化）、③特別自治道の成長支援（特別法の改正及び特化成長地域の造成・支援、済州型基礎自治体の設置支援）、④革新拠点及び雇用創出拠点の支援（戦略産業の選定・支援の制度的な基盤整備、圏域別の産業育成・国家産業団地の造成、企業・大学研究機能の融合化、外国投資誘致のための経済自由区域の活性化）、⑤広域交通網の連携（5極3特広域圏連携のための広域鉄道・道路の整備（中心都市と隣接生活圏域などの圏域内部を連携する広域交通手段の拡充））、⑥中小都市の育成（投資優遇地区、企業革新パーク、新都市再生などの経済拠点の造成、都市整備・観光拠点の育成による地域個性確保）などである⁽¹⁴⁾。

一方、この「5極3特」の枠組みが超広域的な市・道の統合とそれに伴う制度的支援を目指したいわゆるハード面での強化が目標であるのに対し、国政課題52の「住民生活の質の向上のための自治分権の力量強化」及び国政課題53の「地方財政の拡充による自治財政権の拡大及び地域経済の活性化」、そして国政課題54の「消滅危機地域の再構築のための財政支援」は従来の政策的対応に新しい考え方を加味する形でその政策の効果拡大を目指したものであると言える。

まず、「自治分権の力量強化」（国政課題52）については、中央・地方及び広域・基礎自治体間の協力体制の構築、地方自治権の強化及び住民自治の活性化、中央権限の地方移譲などによる分権力量の強化が目的とされ、自治権の実質的な保障により自律的な政策の執行と住民・地域主導の分権政策の推進

(14) 前掲註(1)「国政課題123」、p. 111。

図3 5極3特



5極3特		自治体	人 口
5極	①首都圏	ソウル特別市 仁川広域市 京畿道	2,610万人
	②東南圏 (釜蔚慶圏)	釜山広域市 蔚山広域市 慶尚南道	750万人
	③中部圏 (忠清圏)	大田広域市 世宗特別自治市 忠清北道 忠清南道	560万人
	④大慶圏 (大邱・慶北圏)	大邱広域市 慶尚北道	480万人
	⑤全羅圏	光州広域市 全羅南道 2026/7/1より 全南光州統合特別市	320万人
3特	A 江原特別自治道		150万人
	B 全北特別自治道		170万人
	C 濟州特別自治道		70万人

出所) 政府資料より筆者作成

地図出所) 韓国内務安全部2026. 05. 08政府政策ブリーフィング (2026年5月28日) に加筆
<https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148964072>

を通じて地方の創造性と多様性を確保する一方地方自治の民主性と責任性の確保が期待されている。

その主要内容としては、①中央・地方間の協力体制の強化（従来の中央地方協力会議を国家自治分権委員会に再編し、憲法改正を通じて憲法上の機構として格上げ）、②自治立法権の強化（条例により委任した内容を行政規則で制限できないように制度化、幅広い自治立法権の制度的保障）、③地方議会法の改正（地方議会の組織・運営などの法制化、議会運営における住民参加の参加拡大など地方議会の力量・責任強化）、④住民自治権の拡大（住民自治会の法的根拠整備、邑・面・洞における代表の直接選挙制度の段階的導入、住民召喚制（リコール）の制度的改善、住民自治強化のための総合計画の策定による草の根民主主義の強化）、⑤権限移譲の拡大（第3次地方一括移譲法の制定及び地域別のオンデマンド型の権限移譲の推進）などである。

次に、「自治財政権の拡大及び地域経済の活性化」

（国政課題53）については、地方における自主財源の拡充及び予算編成・執行過程における住民参加制度の拡大により地方財政の自律性及び透明性の強化、地域愛商品券が地域経済活性化の動力になるように安定的な発行の制度化・利用活性化の支援を政策目標とし、実質的な財政分権の基盤構築により地方財政の持続可能性を確保するとともに、地域愛商品券の安定的な運用による地域経済の活性化を強化することが期待されている。

主要内容としては、①地方の自主財源の拡充（交付税率の引き上げ、中央・地方の機能調整、地方の歳入拡大強化などの連携）、②国庫補助事業の革新（国庫補助事業の包括補助の拡大及び補助事業別の特性などを考慮し中央・地方間の合理的な機能調整）、③地方財政の責任性・透明性の強化（財政情報公開の拡大による透明性確保、財政運営に対する住民参加拡大、予算案に対する地方議会審議の内実化）、④里長・通長（行政の最下位単位、町内会）

に対する災難特別活動費の支援、⑤地域愛商品券の活性化（国家支援を義務化し、安定的発行及び発行規模の拡大支援）などである。

また、「消滅危機地域の再構築のための財政支援」（国政課題54）においては、人口減少地域などの消滅危機地域に対するオンデマンド型支援及び実際の滞留人口を基盤とする政策により人口流入の促進支援を目標に掲げており、①地方消滅対応基金の拡大（事業性と執行の効率性中心の制度補完、財政分権などと連携した基金の規模拡大）、②差別的支援体系の確立（首都圏との距離及び地域消滅の度合いによる差別的な支援の原則と基準の整備）、③ふるさと愛寄付制度の活性化（法人寄付制度の導入及びその活用方法の模索、基金使用目的の多様化などを含めた合理的な制度改革）、④複数住所制度の段階的導入（実生活圏を基盤とする政策設計のための生活人口登録制の導入、特別自治道や人口減少地域などを対象とする複数住所制度のモデル事業実施と拡大）、⑤生活圏中心の集約型都市（コンパクトシティ）の形成（人口減少地域において住居・交通・生活SOC（社会間接資本）などが集約されたモデル都市の造成・拡大）などが主要政策となっており、人口減少地域における人口流入の好循環体系を設計し、地域の活性化及び持続可能性の確保が期待されている。

そのほか、地域における教育環境の強化策として、国立ソウル大学に対応できる拠点大学を全国の10か所に設け、学生一人当たりの教育費をソウル大学の水準に引き上げるとともに、集中的な戦略的投資を行うことにより、首都圏の大学に進学しなくても地域において特性ある柔軟かつ高水準の教育が受けられるようにする地域教育の強化策や海洋水産部及び関連団体・民間の海運会社などのドラスティックな地方移転により第2の都市でありながら衰退の危機に直面している釜山市に対する集中的な支援策であ

る海洋首都政策、行政首都として造成している世宗特別自治市を中心に主要都市を1時間（全国を2時間）で結ぶ高速鉄道による交通網の整備などが含まれている。

3. 広域市・道行政統合による統合特別市の推進

李在明政権誕生の直後に核心政策として打ち出したこの「5極3特」による地域均衡成長政策への大きな転換により長い間議論されてきたものの実現されなかった広域自治体の市・道による超広域的な統合が実現に向けて急速に動き出している。

人口減少の弊害が社会的・国家的課題となった2020年以降、全国において都市間、市・道間の超広域的な行政統合、メガシティ（Megacity）化が地域課題として推進された。例えば、①大田広域市・世宗特別自治市・忠清南道・忠清北道における忠清圏行政統合（約553万人、停滞中）、②大邱広域市と慶尚北道による行政統合（2020～2024中止）、③釜山広域市・蔚山広域市・慶尚南道による釜蔚慶メガシティ構想（約800万人、停滞中）、そして④光州広域市と全羅南道による行政統合がそれである⁽¹⁵⁾。

2020年以降のこれらの広域自治体である市・道間の統合論議がうまく進まない背景には、国内外における成功事例の少なさ、自治体内部の意見対立や住民の反対などの内部的な要因もあるが、中央政府の先導的な意思表示や具体的な支援策などの不足による政策的な信用性不足にあると指摘している⁽¹⁶⁾。また、広域自治体間の統合による圏域強化と市町村の統合や機能再配分の方角性が必要との意見もある⁽¹⁷⁾。

このうち、李在明政権の誕生後に大統領自ら表明したソウル特別市同様の行財政的権限付与を含む地域均衡成長政策に対する積極的な政府支援を背景に、

(15) Kim, Geon-woo (2024) 「メガシティ論議と地方行政体制の再編：韓国型メガシティの特殊性と問題性を中心に」『韓国地方政治学会報』第14巻第2号、35～60頁を参照。

(16) 「市・道行政統合、中央政府が応える時である」『ソウル新聞』（電子版）、2023年4月18日。<https://www.seoul.co.kr/news/editOpinion/world-stories/2023/04/18/20230418030001>（閲覧日2026年1月10日）

(17) 韓国市道知事協議会（2024）「地方行政体制の再編の争点と課題：統合、拠点都市強化及び機能再配分を中心に」、『地方政府政策&イシュー』第11号、1～18頁。

広域自治体である市・道の行政統合である④光州広域市と全羅南道の統合論議が急浮上し、2026年6月に行われる地方選挙において統合自治体の首長を選出することを目標に本格的な準備が始まった。

(2026年6月3日に実施された。)

それより先の同年1月9日に行われた関係者会議の場において、全羅道地域における光州広域市と全羅南道の行政統合に関して中央政府としては財政支援の拡大や公共機関移転の優先的配置、関連する企業の誘致支援などの積極的な支援を表明し、関連する特例法の今年2月中の制定推進とあわせ統合支援に対する政府の具体的な支援策の発表を約束した⁽¹⁸⁾。

また、同年1月12日に発表された全羅南道庁の報道資料によれば、1月8日に道議会の議員総会において「光州・全南行政統合説明会」が開かれ、約100人の関係者が参加した中で、キム・ヨンロク道知事から行政統合の必要性、推進機構の発足、特別法案の発議など、統合までのロードマップを共有したとされる⁽¹⁹⁾。また、翌日の1月9日には光州市長・全羅南道知事が参加した光州・全南行政統合市道民報告会が行われ、行政統合に関する合意文書が交わされた。

一方、マスコミの報道から明らかになった今回の光州・全南行政統合に関する特別法検討素案は、ソウル特別市に準ずる自治権を持つ超広域自治政府モデルとして設計され、名称はその法的地位を反映する形で「光州・全南特別市設置特別法案」としていた⁽²⁰⁾。

この特別法案を国会に発議した共に民主党のジョン・ジュンホ議員（光州北甲）によれば、「人口と雇用、教育と文化の首都圏集中が固着化する中で、個別の市・道単位での努力ではもはや競争は難しい」

とした上、特別法は大きな枠組みの中で、各市・道の廃止と行政統合、それに伴う行政特例について扱っており、統合自治体に対する行政及び財政上の権限付与、統合に伴う費用の支援、交付税措置、行政機構の設置などが幅広く含まれ、また投資審査における妥当性調査や予備妥当性調査の免除などの特例条項も一緒に入ると説明している⁽²¹⁾。

この特別法案の条文体系は、8編24章2節288条の構成であり、その目的は、「5・18民主化運動に代表される護国・民主の歴史と南道文化の伝統を背景に光州市と全羅南道を統合した光州全南特別市を設置するとともに、人工知能（AI）・エネルギー・半導体などの先端産業を基盤とし大韓民国の新しい成長を促し、地方分権と地域均衡成長を図る」となっている⁽²²⁾。

その1編総則では、統合の目的とともに国家の責務と特別市の責務を明示し、統合を地域だけの選択ではなく国家の地域均衡成長政策の一環として位置づける内容が含まれる一方、2編では、特別市の設置と運営に関する規程として、特別市の設置、支援委員会の構成、中央行政機関の権限移譲、特別地方行政機関の事務移管、広域生活圏の指定など、中央政府の権限を特別市へ構造的に移譲する内容が含まれる。

3編では、特別法の核心ともいえるべき自治権強化に関する規定として、地方議会と自治行政、自治警察、監査委員会と自治財政に関する内容を明示するとともに中央政府が支援する財政上の特例についての具体的な内容が示される。また、5編では、育成すべき産業政策が規定され、人工知能・エネルギー・文化首都という政策目標の中で、人工知能・エネルギー・半導体・モビリティなどの先端産業分

(18) 「李大統領、光州・全南統合を後押し、政府と与党2月に特別法通過」『朝鮮日報』（電子版）2026年1月9日。
https://www.chosun.com/politics/politics_general/2026/01/09/AYX6YN0V5VEFLIG3URRO5EGXIU/（閲覧日2026年1月10日）

(19) 全羅南道庁報道資料「光州・全南行政統合 全羅南道議会議員総会」2026年1月12日。

(20) 「光州・全南特別市統合 特別法の素案の輪郭」『聯合ニュース』（電子版）、2026年1月12日。<https://www.yna.co.kr/view/AKR20260112106300054?input=1195m>（閲覧日2026年1月10日）

(21) 「光州・全南統合、自治体・政府の思いが合う今が適時」『東亜一報』（電子版）、2026年1月12日。<https://www.donga.com/news/Society/article/all/20260111/133133642/2>（閲覧日2026年1月12日）

(22) この成立した全南光州統合特別法の詳細については、Kim, Jae-kwang (2026) 「全南光州統合特別法に関する法的争点と課題：人口減少と地方消滅を中心に」『国家法研究』第22巻第2号、35～66頁を参照。

野と文化・観光・気候環境・農水畜産・広域交通までを包括する国家の未来産業の拠点として特別市を育成する構想が明示された。

そのほか、6編では、社会安全網、地域循環経済、市民文化、地域均衡成長などの統合以降の市民の生活質強化のための諸規定、7編及び8編では補足と附則が入る。

4. 海洋水産部の釜山移転の波及効果

3年ぶりの民主系の新政権の誕生に伴い停滞していた地方消滅対策が地域均衡政策の「5極3特」と相まって急速に動き出している中、行政首都として推進されている「世宗特別自治市」についても2029年までには大統領府や執務室の移転完了をはじめ、停滞していた広域自治体の行政統合に対する制度的、行政財上の特別支援の実施が明示されたことにより超広域圏の合併議論が急加速している状況である。

まず、政治的な対立の中で紆余曲折を経て2012年7月1日にスタートした「世宗特別自治市」(Sejong City)は、首都圏・ソウル中心の首都機能を分散し、地域の均衡発展を図るために政府機関の移転を中心とした行政首都の試みである。その間、44の中央行政機関と17の政府出資機関の移転が行われ、スタート時に約10万人であった人口は、2025年には4倍の約40万人に達しているが、首都圏の過密抑制という当初の狙いからして、政府機関などの移転に伴い所属公務員の2万人とその家族のために約11兆ウォンを費やし、首都圏からの人口流入はわずかであったことを考えれば正しい選択であったのか疑問という指摘もある⁽²³⁾。後述する第2の公共機関の移転計画が可視化していることもあり、政治・行政の機能のみならず経済的な成長力を担保できる仕組みの構築が急がれている。

一方、新政権の誕生からまもない約半年の間に大きな成果を出しているのが、釜山市の事例である。北極航路の開拓により新しい成長動力を確保するとともに衰退している第2の都市釜山の再生を目指した李在明政権の強力な推進力で始まったのが海洋水産部(農水省)の釜山移転である。昨年夏に、海洋水産部の釜山移転が大統領指示により始まった際には、海洋水産部の公務員労働組合をはじめ、政府機関移転の本拠地であった世宗特別自治市や地元の釜山市からも政治的宣伝用との見方から反対の声が上がっていた。

しかし、大統領府の強力なリーダーシップのもと海洋水産部長官に地元釜山の政治家を任命し、関連する民間企業の釜山移転を後押しすることで当初は半信半疑の保守基盤の釜山市においても都市再生のチャンスになるとの期待が優勢になり、支援部署を設けるなど積極的な支援に回った。海洋水産部の移転にとって大きな課題の一つであったのが所属職員とその家族に対する移転支援策である。

釜山市では今回の海洋水産部の移転に対し、4年間にわたって総額約80億円の住居などの支援を明らかにしたが、宿舍(100棟)・移住支援金(1人あたり40万円)・生活支援金(月額40万円)、子供の教育・養育支援、引越し支援金などをパッケージにしており家族3人を基準に1世帯あたり総額470万円の支援規模となった。これらの支援のもと、海洋水産部の職員のみならず約160人の他部署職員が海洋水産部への異動を希望したと伝えられている⁽²⁴⁾。

その結果、2025年12月23日には臨時庁舎への移転を完了し、李在明大統領が参加する開庁式が行われたことで、全国の国民の目から地域消滅に対する李在明政権の強力な政策推進の本気度が可視化され、就任後の半年も経たないうちに4度の大統領訪問は海洋水産部の釜山移転に込められた海洋首都釜山への意思が明確に現れたものと言える⁽²⁵⁾。

(23) 「世宗市への行政首都移転は失敗ではないか」『京畿日報』(電子版)、2024年4月5日。<https://www.kyeonggi.com/article/20240404580120> (閲覧日2026年2月5日)

(24) 「釜山市 海洋水産部を受け入れる準備完了、12月開庁」『ネイル新聞』(電子版)、2025年12月2日。<https://www.naeil.com/news/read/569545?ref=naver> (閲覧日2026年2月15日)

(25) 「就任後4回目の釜山行き、後任の海洋水産部長官も釜山生まれを探す」『朝鮮日報』(電子版)、2025年12月24日。https://www.chosun.com/politics/politics_general/2025/12/24 (閲覧日2026年2月18日)

表 1 直近20年間ににおける主な広域自治体統合と特別自治制度の取り組み

区 分	形 態	目 標	人口規模（人）	経済規模（円） G D R P
大邱・慶北	特別市	2026年下半年	512万	17兆
光州・全南	特別市	2026年7月*	320万	15兆
釜山・蔚山・慶南	メガシティ	中長期	790万	27兆
大田・忠南	特別市	2026年7月*	360万	19兆
世宗特別自治市	2012年施行		40万	2,880億
済州特別自治道	2006年施行		68万	2.1兆
江原特別自治道	2023年施行		151万	6兆
全北特別自治道	2024年施行		172万	10兆

*網かけの部分が2026年6月3日地方選挙において統合特別市長が選出され、新しい全南光州統合特別市としてスタートした。

出所）関連資料より筆者作成

これまでの長い間、政権ごとに繰り返されていた「海洋首都釜山」の構想が半年という短い期間に現実となった今回の海洋水産部の釜山移転が重要な意味を持つのは、単なる公共機関の移転としての中央行政機関の地方移転の意味合いを超え、北極への海路（北極航路）の開発という経済安保及び外交、その拠点都市となる海洋首都の建設により国土均衡発展の軸とする狙いがあるからである。すなわち、海洋水産部の釜山移転に伴い、海洋関連行政機関の追加移転、HMMのような海運関連大手企業の本社、研究機関などが釜山市に移転・集約されることになり、海洋政策に関する政治・行政・産業経済などの政策生態圏が構築されることで、海洋都市としての釜山市の再跳躍に大きく寄与することが期待されている⁽²⁶⁾。

その一つの証として、釜山地域に所在する大学の入試に大きな変化が訪れている。2025年度に行われた2026年度入学試験において釜山地域の4年制15大学の入試競争率が2025年度の3.65倍から5.35倍へと大幅に伸びている。特に、海洋・水産系列の学科を持つ大学では、国立釜慶大学の競争率は14.6倍という開校以来の最高値を記録したほか、国立韓国海洋大学の平均競争率は6.71倍となり約17年ぶりの最高競争率を記録した。私立大学においても京成大学の

8.81倍をはじめ、新羅大学6.96倍、東西大学6.75倍、釜山カトリック大学6.38倍、釜山外国語大学6.28倍、東亜大学5.95倍など、昨年まで平均競争率が3.0倍を下回ったことから「桜咲く順に廃校する」という話が流行るほどの雰囲気が一気に様変わりし、ソウルに向かっていた若年層の視線が釜山に戻るようになったと言われている⁽²⁷⁾。

5. 広域自治体間の行政統合特別市の展開

この海洋水産部の釜山市移転による波及効果の影響を受けて急展開しているのが広域自治体間で進められている「光州・全南の行政統合」、「大田・忠南の行政統合」、「大邱・慶北の行政統合」であったが、保守系が優位を占めている「大田・忠南の行政統合」、「大邱・慶北の行政統合」については地方議会・市民グループ・政党内での混乱が続き、国会の法制委員会の審査対象にはならなかった。

まず、先に進んでいるのが光州広域市と全羅南道庁による「光州・全南行政統合」である。1986年に人口増加と都市化への対応のため光州市が全羅南道から分離し、「光州広域市」に昇格して以降、光州市は政治・行政・文化の中心として、全羅南道は農

(26) 「海沿いに行く海洋水産部、釜山時代への期待と心配」『アジア経済』（電子版）、2025年12月23日。<https://view.asiae.co.kr/article/2025122308132539565>（閲覧日2026年1月17日）

(27) 「大学に吹く海洋水産部の温風」『釜山日報』（電子版）、2026年1月15日。<https://www.busan.com/view/busan/view.php?code=2026011517584507884>（閲覧日2026年3月12日）

水産業と広域行政の中心として機能してきたが、光州市への医療・教育・商業インフラの集中により格差問題が表面化し、1990年代の全南都庁の移転問題以降、数回にわたって統合の必要性が提起されていたものの、都市競争力の低下（光州市）・財政負担及び地域疎外（全南都庁）の思惑が一致せず、名分と共感のないまま議論のレベルで終わっていた⁽²⁸⁾。

また、低成長・人口減少・人口流出などにより地域的な衰退・地方消滅が現実化し始めた2020年に当時の光州市長が「3段階統合」（双生発展協力・経済統合・行政統合）を打ち出したことから再び関心を集めたが、統合に対する地域間の異見、地元政界では「経済的な統合」を優先すべきとの主張が支配的であったこと、保守政権下での制度的支援の動きがないことが重なり、統合論議は低迷していた。

ところが、2025年6月の李在明政権の誕生と同時に、広域自治体間の行政統合に対する政府支援が明確になったことに触発され、低迷していた統合論が「先統合・後調整」の形で加速した。地方消滅に対する現政権の本気度により最後のチャンスかもしれないという地方の焦りと積極支援により「5極3特」の地域均衡発展の成果を短期間で可視化しようとする政権の思惑の一致がその背景にあると考えられる。

全羅南道庁の報道資料によれば、2026年1月12日、現職の光州市長・全南道知事をはじめ各界から集まった20人の委員で構成された「光州・全南行政統合推進協議会」が開かれ、同年の6月に行われる地方選挙の際に統合市の誕生に向けて特別法、市・道民の意見収斂、公論化方法などに関して議論し、統合に向けた市・道民の合意形成のために説明と懇談会などを段階的に推進していくことが確認された⁽²⁹⁾。

もう一つの大田市・忠清南道の行政統合の動きは、行政首都として成長しつつある世宗特別自治市に対

する警戒心の現れでもあるが、今回の行政統合は2025年9月30日に「大田忠南特別市の設置及び経済科学首都造成のための特別法」（以下、「特別法」）の国会発議によるものであった⁽³⁰⁾。この特別法案の発議は、過去30年間にわたって構造的に指摘されてきた権限及び財政の中央集権化の問題解決のための大田・忠南特別市の設置及び運営、自治権の強化、経済科学首都の造成などドラスティックな分権改革と政府支援が主な内容で、計296条項により構成されていたが、現在の野党（保守系、国民の力）の国会議員45名の連名によるものであった⁽³¹⁾。

この特別法案は、同年7月14日に大田・忠南行政統合民官協議体が作成し、知事と道議会議長に提案したもので、7編17章18節296条の構成で、総則、大田・忠南特別市の設置・運営、自治権の強化、経済科学首都の造成、特別市民の生活の質の向上、補則、罰則となっており、特に4編及び5編においては、特別市関連の特例、行政統合の実現のための3つの目標、「グローバル革新拠点の造成」、「国家戦略産業の振興」、「市民福利の増進のための方策」が含まれている⁽³²⁾。

一方、政府は、1月16日に国務総理の記者会見において、光州・全南及び大田・忠南の行政統合により誕生する「統合特別市」（仮称）に対しては、それぞれ年間5千億円、大統領の残余任期の4年間に最大2兆円規模の破格の支援を発表した。また、統合する地方政府の財政支援のための組織を設け、国会と協議し細部案を策定するとともに、制度に関しては現在のソウル特別市に準ずる地位の付与や中央政府が徴収する内国税・一般税収入の19.24%を配分する地方交付税とは別に「行政統合交付税」（仮称）を新たに設置し年間最大5兆ウォンの支援などの統合自治体に対するインセンティブ（表2）につ

(28) 「分離から統合まで、光州・全南、40年ぶりの統合になるか」『無等日報』（電子版）、2026年1月4日。<https://m.mdilbo.com/detail/0kIA7d/751775>（閲覧日2026年1月17日）

(29) 全羅南道庁報道資料「光州・全南行政統合推進協議体、12日に初会合」2026年1月12日。

(30) 同じ忠清圏の忠清北道に関しては、2023年に道民100万人分の署名のもと、「中部内陸支援特別法案」を発議したものの国会での審議は低迷中であり、内容面においても、規制緩和や徴税減免、予備妥当性調査の免除などは入っておらず、今回の特別法案の内容に比べると内容面で劣る。「中部内陸支援特別法の全面改正を急げ」『忠北日報』（電子版）、2025年6月19日。<https://www.inews365.com/news/article.html?no=902415>（閲覧日2026年1月30日）

(31) 大田広域市庁報道資料「大田・忠南行政統合特別法案の国会発議、立法手続が本格化」、2025年10月1日。

(32) 忠清南道庁報道資料「行政統合官民協議体の特別法案、市・道知事・議会議長に提案」2025年7月14日。

表2 特別法における行政統合特別市へのインセンティブ内容

財政支援	統合特別市の財政環境改善、住民生活の質改善、地域内の格差解消
・統合特別市（仮称）に対して年間最大5兆ウォン、4年間最大20兆ウォン水準の財政支援 ・行政統合交付税（仮称）・行政統合支援金の新設など国家財源の再配分推進 ・関係部署合同の「統合地方政府財政支援TF」設置による細部支援策の策定	
法的位置づけ	競争力のある地方政府モデルとして地域発展先導の基盤構築
・ソウル特別市に準ずる法的地位付与、副団長4名（次官級）に拡大・引き上げ ・消防本部長と企画調整室長などの核心補職を1級運用 ・地域特性を反映した室・局設置、所属公務員の人事運用の自律性強化	
公共機関優先移転	産業発展動力の創出及び主要企業誘致
・第2次公共機関移転（2027年推進予定）の際、統合特別市地域を優先 ・現在の統合市内における国所属の特別行政機関業務の移管（関連法の整備） ・公共雇用の創出による青年人口の流出防止、生活インフラの整備による生活環境改善	
産業活性化	雇用増加による人口流入、所得増加など地域経済活性化の推進
・企業に適した創業中心都市のための支援強化 ・立地企業に雇用補助金、教育訓練支援金の支援、土地賃貸料及び開発事業地方税の減免 ・特殊地区に対する支援強化、開発事業の承認手続簡素化、規制緩和と優先の推進	

出所）国務調整室報道資料、2026年1月16日より転載。

いて具体的に表明した⁽³³⁾。

また、2026年度内に策定される公共機関の移転（第2次公共機関移転）に際してこれらの行政統合市に優先的かつ集中的に財源配分することも表明された。2010年から2019年にかけて韓国教育研究院などの国出資研究機関や映画振興委員会の政府委員会など計105の公共機関が10の革新都市や世宗特別自治市など12の地域を対象に行われた第1次公共機関の移転事業は、首都圏に集中する公共機関を地方へ移転することで自立型の革新都市建設が目標であり、地域均衡政策に一定の成果を上げている⁽³⁴⁾。政府は、2027年度からの第2次公共機関の移転計画を策定しており、約350～400の公共機関をその対象としている⁽³⁵⁾。

しかし、これらの政府の支援策に対し、現職のキム・テフム忠南道知事（保守系）は、一時的な支援になる、自治体が要求した257の特例に比べて政府

の支援案は期待以下だと述べ、より幅広い権限移譲と支援が必要と主張し、野党は（6・3地方選挙のための）「選挙用買票行為」と批判した⁽³⁶⁾。

6. 全南光州統合特別市の誕生とスタート準備の本格化

2026年6月3日に行われた地方選挙の主要な 이슈でもあった韓国初の広域自治体間の行政統合となる「全南光州統合特別市」は、地方選挙の結果、圧倒的な賛成の中で、政府与党である共に民主党候補が当選し、初代統合議会の議会選挙においても全体91議席のうち83議席（91.2%）を与党の共に民主党が占め、初代の特別市長・教育監（教育委員会委員長）、特別市議会において与党の絶対的優位のもとで、2026年7月1日から統合特別市がスタートす

(33) 「統合特別市に4年最大20兆ウォン支援、ソウル市に準ずる地位付与」『連合ニュース』（電子版）、2026年1月16日。<https://www.yna.co.kr/view/AKR20260116047100001?input=1195m>（閲覧日2026年1月18日）

(34) 国会予算政策処（2026年5月）『第1次公共機関の地方移転事業の成果と時事点』（報告書）、12～14頁。

(35) 「公共機関350地方移転始動、自治体の誘致合戦激化」『朝鮮ビーズ』（電子版）、2026年6月6日。https://biz.chosun.com/real_estate/real_estate_general/2026/06/06/OCZLRGBNCBEG5AAC2IU6WHQBLU/（閲覧日2026年6月11日）

(36) 「統合特別市に4年間40兆ウォン、青一言で支援額2倍になる」『朝鮮日報』（電子版）、2026年1月17日。https://www.chosun.com/politics/government/2026/01/17/HTKTB7PZCRHS7EP2UQTCU4R53I/?utm_source=naver&utm_medium=referral&utm_campaign=naver-news（閲覧日2026年1月18日）

ることとなった⁽³⁷⁾。

人口320万の初代全南光州統合特別市長に当選したミン・ヒョンベ氏は、引継ぎ委員会の人選を進める中で、前サムスン電子の社長を委員長に任命し、中央政府からの20兆ウォン（約3兆円）の財政支援をベースにした「先端産業の成長戦略・財政運用と圏域別の発展戦略・市民参加型行政の構築」を初代市政の重点課題として位置づけた。中でも、半導体などの先端産業にかかわる企業誘致、産業団地の造成、戦略産業の基盤施設に財源の80%を投資する構想とともに、この統合の成果を光州圏（A I・自動車・文化・医療）、全南東部圏（鉄鋼・石油化学・港湾・観光）、西部圏（海洋観光・水産・空港・島政策）、中部圏（エネルギー・バイオ・農食品・革新都市）の4つの圏域に配分する地域特化戦略の策定を進めると発表した⁽³⁸⁾。

一方、同年6月4日には「全南光州統合特別市」の行政組織運用の基盤となる自治法規制定案が立法予告された。この中には、全南光州統合特別市の行政機構設置条例及び規則、統合特別市の事務委任条例及び規則、統合特別市の事務先決処理規則など計5件が含まれ、前述した全南光州統合特別法の内容が反映されている。この立法予告の内容によれば、初代統合特別市の機構は、4室・7本部・24局（2・3級担当官5つ含む）・139課担当官・38直属機関・1地域本部・30事業所・1出張所・3合議制行政機関となるが、組織再編のポイントは、事務次官級である4人副市長（政務職の国家公務員2名・政務職の地方公務員2名）体制の導入と室・本部長の指揮体制の一元化による人事・行政構造の効率性強化である⁽³⁹⁾。

また、全南光州統合特別市議会選挙で当選した市議會議員による懇談会も開かれ、統合特別市議会の

開院準備も進められた。懇談会では、7月1日からスタートする統合特別市議会の運営体系及び組織構成、臨時会の開催場所・議長団の選出方法・常任委員会の構成・交渉団体の運営基準・統合自治法規の整備方法などについて議論された。統合特別市議会は、スタートする7月1日の午前中に臨時会を開き、当日9時から始まる統合特別市の公表・施行が円滑に進むように議長の選出、会期の決定、必須条例案の処理などを行う必要がある。統合特別市議会は従来の全南道議会及び光州広域市の議会における14の常任委員会の再編や議員定数の増加に伴う交渉団体の構成基準、統合特別市のスタートのために議員発議の条例案56件、市長提出の条例案480件、教育監提出の条例案97件など数多くの条例整備を行う必要があるが、従来の全南道庁及び光州広域市の条例の中で廃止対象条例を統合特別市の必須条例案とあわせて一括処理する方法が検討されている中で、存置可否を慎重に検討すべき条例まで廃止される可能性も指摘されている⁽⁴⁰⁾。

広域自治体間の統合というスケールメリットを活かした新しい地域均衡発展政策の李在明政権のバックアップを背景に、半導体やデータセンターなどの成長部門で世界的企業であるサムスン・現代・SKハイニックスなどがこの全南光州統合特別市の圏域に史上最大の大型生産拠点を建設するとの方針を明らかにしたほか、これから始める第2次公共機関の移転の際にも従来の地域間の配分とは異なる集中的な移転が示唆されるなど、新しい統合特別市への特例的な配慮が可視化されていることにより、地域活性化はもちろん首都圏への若年層の人口流出の原因となっている上質な雇用確保対策への期待が高まっている。

(37) 「共に民主党、光州区庁長圧勝、統合議會議席も91.2%確保」『ニュースウォークス』（電子版）、2026年6月4日。<https://www.newsworks.co.kr/news/articleView.html?idxno=842837>（閲覧日2026年6月7日）

(38) 「全南光州特別市、初代市政のキーワード 成長・均衡・市民主権」『連合ニュース』（電子版）、2026年6月7日。<https://www.yna.co.kr/view/AKR20260605065000054?input=1195m>（閲覧日2026年6月7日）

(39) 「次官級副市長4人体制、全南光州統合特別市の組織改編案、4日立法予告」『南道日報』（電子版）、2026年6月6日。<https://www.namdonews.com/news/articlePrint.html?idxno=912730>（閲覧日2026年6月7日）

(40) 「初議会場所から条例整備まで、統合特別市議会のスタート準備本格化」『連合ニュース』（電子版）、2026年6月7日。<https://www.yna.co.kr/view/AKR20260605130600054?input=1195m>（閲覧日2026年6月7日）

おわりに

ここまで2025年6月に誕生した李在明政権が進めている地方自治分権と地域均衡成長の制度的・政策的内容の具体的な事例として「5極3特」政策の内容と広域自治体同士による行政統合特別市（全南光州統合特別市）の成立の経緯を中心に分析し、特徴について考察を行った。

日本においても神奈川県横浜市、川崎市、相模原市を中心に特別市の創設が全国の政令指定都市の同調もあって政治的な関心事となってきたところである⁽⁴¹⁾。政令指定都市を道府県から独立させるこの特別市構想をめぐっては、政令市と他の自治体の間の意見対立は鮮明であり、全国知事会は猛反発している⁽⁴²⁾。

日本と韓国の自治制度に高い関心を持つ立場からすれば、東京一極集中が深化し、地方消滅が危惧される日本の状況は韓国と類似しており、その解決に向けた中央政治の対応力を今後とも注視したいと考えている。

周知のように、大統領制を採択している韓国では、1998年の金大中政権以降、保守対革新という理念対決型政治が続き、大統領選挙や国政・地方選挙の際、政治的イデオロギーをめぐる対立、いわゆる色が選挙の争点として機能してきた。共に民主党を中心とする革新（進歩）系は青色、国民の力に代表される保守系は赤色として、政治の世界のみならず、タレントの服色や体育館の観客席の色をめぐり論争になるほどである。

このような理念対立型政治の原因については歴史的要素、経済的配分、地域的な対立感情など多種多様であるが、尹錫悦前政権下で明らかになったのは、既得権を形成する特権層（政治・司法・経済・マス

コミなど）カルテルによる社会利益の不均衡な配分の存在であり、その利益が首都圏に集中してきたことである。

2026年6月8日に就任1年を迎え行われた記者会見において、様々な国政課題への取り組みと成果を披露し、特にソウル一極体制の弊害と「5極3特」の地域均衡成長政策の重要性を改めて強調し、初めての試みとなった全南光州統合特別市への支援を再確認した。全南光州統合特別法が定めている特別な支援のほかに、半導体やAIなど成長分野企業の誘致支援、第2次公共機関の移転計画においても統合特別市への優先的配分を取り上げており、中央政府からの最大限の支援を示唆したことから李在明政権における地域均衡成長への意気込みを見ることができ

る。もちろん、中央政府主導の広域自治体の統合誘導について批判がないわけではない⁽⁴³⁾。行政首都であり特別自治市である世宗特別自治市は海洋水産部の釜山移転に対し行政首都の趣旨に反するということで反対を表明したほか、従来の公共機関の移転から見られた弊害、例えば、平日は地方で勤務するが週末になると多くがソウルなど首都圏に戻るため地域の成長とは無関係であるとの批判や多くの政策が短期的かつ自立性のない一回性の支援策のため限界があり、地域の維持・成長に不可欠な雇用の創出の面での効果はあまりないとの批判などである⁽⁴⁴⁾。

振り返ってみれば、1998年の分権改革を踏まえ特別自治制度の嚆矢となった済州特別自治道（2006）の施行からちょうど20年を迎えた年に韓国史上初めて広域自治体間の合併により「全南光州統合特別市」が誕生することになった。その間、韓国第二の都市と言われた釜山広域市は産業の空洞化と大企業の衰退などで持続的な若年層の人口流出が起り高齢者しか住まない「老人と海」という異名を、また、不

(41) 共同通信電子版、2025年8月26日、「特別市の早期法制化を国へ要請、横浜、川崎、相模原の3政令市」、（閲覧日2026年3月19日）、<https://news.yahoo.co.jp/articles/68cb22317201b34eafe6172a31e8103d3616f5dc>

(42) 「日本経済新聞」、電子版、2026年6月11日、「道府県から独立、特別市構想、政令市と知事会对立鮮明、地方をリード/混乱生じる」、（閲覧日2026年6月12日）、<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO96824750Q6A610C2L61000/>

(43) Kim, Min-gonほか（2017）「公共機関の地方移転が地域経済成長に与える影響に関する研究：行政中心複合都市及び革新都市を中心に」『国家政策研究』第31巻第4号、336～337頁。

(44) Cho, Gyu-minほか（2020）「公共機関の地方革新都市移転後の地域活性化の効果に関する研究」『国土研究』第107号、74頁。

動産価格の高騰により新規購入を諦めた人々がソウルよりは安い京畿道に移る傾向が著しく従来から不動産を所有している高齢層しか住まない「老人とアパート」という異名を持つようになった。少子高齢化の影響は、地方のみならず都市にも深刻な影響を与えており、地方消滅は地方だけの問題ではなくなったことを明確に示している。

地方活性化、地方創生など地域均衡発展政策の枠

組みである李在明政権の「5極3特」政策が有効かつ効果的に展開されるのかは未知数であるが、ICT時代の利点を活用したスケールメリットのある広域自治体間の統合の試みが人口オーナス社会における地方創生の有効な処方箋となることを期待しながらその成果と課題について注意深く見守りたいと考えている。

(しん よんちよる 山梨県立大学国際政策学部教授)

キーワード：地方消滅／5極3特／地域均衡成長政策／行政統合特別市

【参考文献】

- Cho, Gyu-minほか (2020) 「公共機関の地方革新都市移転後の地域活性化の効果に関する研究」『国土研究』第107号
- Huh, Ung-hoほか (2024) 「地方消滅危機による都市の類型化と類型別の特徴の分析」、『国土研究』第121号
- Kim, Geon-woo (2024) 「メガシティ論議と地方行政体制の再編：韓国型メガシティの特殊性と問題性を中心に」『韓国地方政治学会報』第14巻第2号
- Kim, Ho-junほか (2026) 「超広域協力機構はどのように作動するのか：5極3特戦略下の広域経済圏協議体の責任性・自立性・民主性の分析」『韓国地方自治学会報』第38巻第1号
- Kim, Jae-kwang (2026) 「全南光州統合特別法に関する法的争点と課題：人口減少と地方消滅を中心に」『国家法研究』第22巻第2号
- Kim, Min-gonほか (2017) 「公共機関の地方移転が地域経済成長に与える影響に関する研究：行政中心複合都市及び革新都市を中心に」『国家政策研究』第31巻第4号
- Lee, Jae-ranほか (2024) 「首都圏の人口集中と地方消滅に対する政策的考察」『土地公法研究』第17号
- Lee, Min-juほか (2023) 「地方消滅危機地域の類型化と特性の分析」『都市研究』第23号
- 韓国市道知事協議会 (2024) 「地方行政体制の再編の争点と課題：統合、拠点都市強化及び機能再配分を中心に」『地方府政策&イシュー』第11号
- 国会予算政策処 (2026) 「第1次公共機関の地方移転事業の成果と時事点」(報告書)
- 申龍徹 (2018) 「済州特別自治道の10年の成果と課題：特別自治の実験から地方分権型憲法改正論議へ」『自治総研』第44巻12号

〔投稿論文〕

なぜ、「移住議員」は移住先自治体で立候補したのか 地方移住者による市町村議会への参入過程分析

伊 藤 将 人 / 木 村 聡

＜要 旨＞

近年、市町村議会の議員のなり手不足と多様性の欠如が課題視されるなか、本論文は、地方移住経験を有する新たな担い手が市町村議会への立候補をいかに実現するのかを明らかにする。「移住議員」25人への半構造化インタビューに基づき、立候補過程を①地域参入・関係形成、②政治・議会への接続、③自己決断、④周囲からの支援／制止の有無、⑤立候補の正当化の5段階と、移住者性への着目を通して分析した。その結果、立候補は移住時点で予定されたものではなく、移住後の生活経験、地域内外のネットワーク、機会構造、支援資源が連鎖するなかで形成されていた。また、移住者性は「外からの視点」や「しがらみのなさ」として資源化される一方で、反発やラベル化を避けるために抑制的にも用いられていた。本論文は、地方自治研究の先行研究の空白を補い、市町村議会における新たな担い手の参入経路と参入可能性を示した点に新規性を有する。

1. 研究背景

本論文は、市町村議会のなり手不足と立候補者の属性の偏りという課題を背景に、現住自治体外での居住経験を経て、その後、地方移住し、現住自治体の市町村議会議員となった者が、どのような過程で立候補へと至ったのかを明らかにすることを目的とする。

現在、多くの市町村議会は二つの大きな課題を抱えている。第一に、議員のなり手不足である。自治体選挙の無投票割合は高止まりしており、立候補者数の定員割れも散見される（堀内2022：17－18、佐藤2019：5）。第二に、議会における議員の属性の多様性の不足である。女性議員や若年議員の比率は依然として低く、議会が地域社会の多様性を十分に反映しているとはいいがたい。この状況は、多様な

候補者の不足と同時に、立候補経路の偏りという構造的問題を示している。

こうしたなかで、近年、現住自治体外からの転入・再転入を経て、移住先自治体の市町村議会議員選挙に立候補し、当選に至る主に地方の事例が注目されている⁽¹⁾。本論文では、こうした経緯で議員となった者を「移住議員」と呼ぶ。ここでの移住（移住者）とは、現住自治体の外で一定の生活経験を有する者が、当該自治体へ転入または再転入する地理的・空間的移動行動とその実践者を指し、現住自治体で生まれ育ち、いったん他地域で生活した後に戻った者をUターン、現住自治体とは異なる地域で生まれ育ち、当該自治体に転入した者をIターンと定義する。本論文が扱うのは、なかでも地方・農山漁村の自治体へと転入・再転入し、そこで生活と地域参入を重ねた後に立候補した事例である。

地方移住への社会的、政策的関心の高まりは近年

(1) 2025年開催の第39回自治体学会全国大会では、地方議会の新しい担い手としての地方移住者と地域おこし協力隊をテーマに分科会が設置された。

さまざまな形で確認できる。若年層を中心とする田園回帰志向、オルタナティブなライフスタイルの志向、地方創生を機とする東京一極集中と地方の人口減少・少子高齢化・担い手不足の打開策として強まる政策的期待、大都市部における賃貸土地価格の高騰などがその要因である。ただし、そうした流れは依然として必ずしも主流とはいえず、地方移住（とそれに伴う立候補）が未だ一般的とはいいがたいからこそ、移住者がどのように立候補に至り、市町村議会に参与するのかを明らかにすることは、地方政治の担い手のあり方を考えるうえで重要である。

付言すると、本論文がこれらの事例に着目する理由は、地域土着の議員と移住議員を比較し優劣や差異を示すためではなく、地縁・血縁・職縁など既存の基盤に比較的強く依拠してきた立候補過程とは異なる経路が、どのような条件のもとで形成されるのかを検討するためである。重要なのは、現住自治体外で生活していた人びとが、なぜ前居自治体ではなく現住自治体を、自らの政治的実践の場として捉えるに至ったのか、という点にある。

この文脈で近年とくに注目されているのが、地域おこし協力隊出身議員の事例である。総務省が2009年に設置した地域おこし協力隊制度は、都市部から地方部への人の移動を政策的に支える（伊藤2025）とともに、地域活動や行政との接点を通じて、移住先での地域参入や関係形成を促す制度でもある。毎日新聞の調査によれば、2023年3月時点で協力隊出身の地方議員は31人にのぼる⁽²⁾。協力隊出身の首長も、複数自治体で誕生している⁽³⁾。こうした状況について管見の限り唯一論じているのが田口（2024）であり、協力隊出身議員が地方議員との接点を持ちやすいこと、新たな経歴の議員の誕生が地方議会に刺激を与えることなどを指摘している。そのため、協力隊出身議員は、移住から地域参入、政治参入へと至る特徴的なケースとして位置づけられるだろう。

ただし、これまでの議論の多くは、移住議員がもつ可能性や象徴性を論じるもの、あるいは当事者に

よる事例紹介（藤田2023、青木2024）にとどまっており、移住先での暮らしや仕事、地域活動のなかで、いかにして地域政治をめぐる当事者性が形成され、周囲からの承認や勧誘を通じて立候補に至るのかは、十分に明らかにされていない。

2. 先行研究の到達点と課題

本テーマと関連する研究としては、①地方政治・議会の担い手研究、②立候補や政治参入研究、③移住者・外部人材の地域参画研究、の三つを挙げることができる。

第一に、地方政治・議会の担い手に関する研究では、多様性の不足、地域社会の慣行や政治文化、議員活動の負担などが、議会への参入を制約してきたことが指摘されてきた。とくに女性の政治参入をめぐっては、地域レベルでの候補者支援の乏しさや、地域社会や議会の側の期待・役割規範が参入障壁として指摘されており（大木2008、金子2010）、多様な手不足が個人の問題ではなく、構造的問題であることがわかる。

第二に、立候補や政治参入に関する研究では、候補者の誕生を供給と需要の相互作用と捉える研究（Norris and Lovenduski 1995）、立候補過程を段階的に把握した研究（Seligman 1961）、周囲からの勧誘の重要性を示した研究（Fox and Lawless 2005, 2010）などがある。ただし、木寺（2018）が指摘するように、先行研究は国政や政党政治を念頭に置くことが多く、市区町村議会を対象とした研究は依然限られている（村松・伊藤 1986、中道・小谷 2013）。

第三に、移住者・外部人材の地域参画に関する研究では、移住後の関係形成、地域活動への参加、行政との協働、政策的移住促進と受け入れをめぐる議論が蓄積されてきた。協力隊を含む外部人材研究では、ネットワークや行政の受け入れ体制、地域との媒介関係が重要であることが指摘されている（柴崎・中塚2016、栗原2022、田村ほか2025など）。し

(2) 毎日新聞（2025）「若者らが関心を抱いた地方に移り住むことを後押しする制度に…」（最終閲覧日、2026年1月3日、<https://mainichi.jp/articles/20250112/ddm/001/070/078000c>）

(3) 現長野県富士見町 渡辺葉町長、現長野県南箕輪村 藤城栄文村長などが該当する。

かし、先行研究の主な関心は、地域づくりや行政との協働などにあり、移住者が地域社会のなかでいかにして政治アクターとなるのかという過程は、外部専門人材の派遣を扱う一部の研究（Takeda 2020、清野 2023）を除いてほとんど検討されていない。

以上より、先行研究の課題は二つある。第一に、移住者が、現住自治体の議員となるまでの立候補過程を明示的に扱った研究が乏しいことである。第二に、移住研究と地方政治研究の間には、地域参入や関係形成の議論と、政治参入や立候補過程の議論とを接続する視角が十分に形成されていない。その結果、なぜ出身自治体ではなく移住先自治体が政治的実践の場となるのか、その過程でいかなる承認や勧誘、役割期待が作用するのかは、十分に明らかになっていない。しかし、政策的移住促進が一般化し、地域社会で暮らす人々の流動性や多様性が高まるなかで、移住議員を議論することは、今後の地方自治、地方政治のあり方を考えるうえで一定の示唆を与えうると考えられる。

3. 研究目的

以上を踏まえ、本論文の目的は、現住自治体外での居住経験を経て主に地方の現住自治体の市町村議会議員に当選した者（移住議員）が、移住先自治体で立候補を決断するまでの過程を明らかにすることである⁽⁴⁾。具体的には、移住後の地域参入と関係形成、地域課題等との接触を通じた政治への接続、支援や制止を含む立候補可能性の形成、そして立候補の正当化という諸局面に着目し、そこに現れる共通要因とパターンを明らかにする。

本論文は、移住経験者と非移住経験者との比較や、当選者と落選者との比較を直接的に行うものではない。したがって、移住経験者の優位性や特殊性そのものを立証することは目的とせず、現住自治体外での居住とその後の移住経験をもつ者が、なぜ移住先自治体で政治的実践を試み、立候補に至ったのかを探索的に明らかにすることを目指す。

4. 分析方法・分析対象

（１）分析枠組み

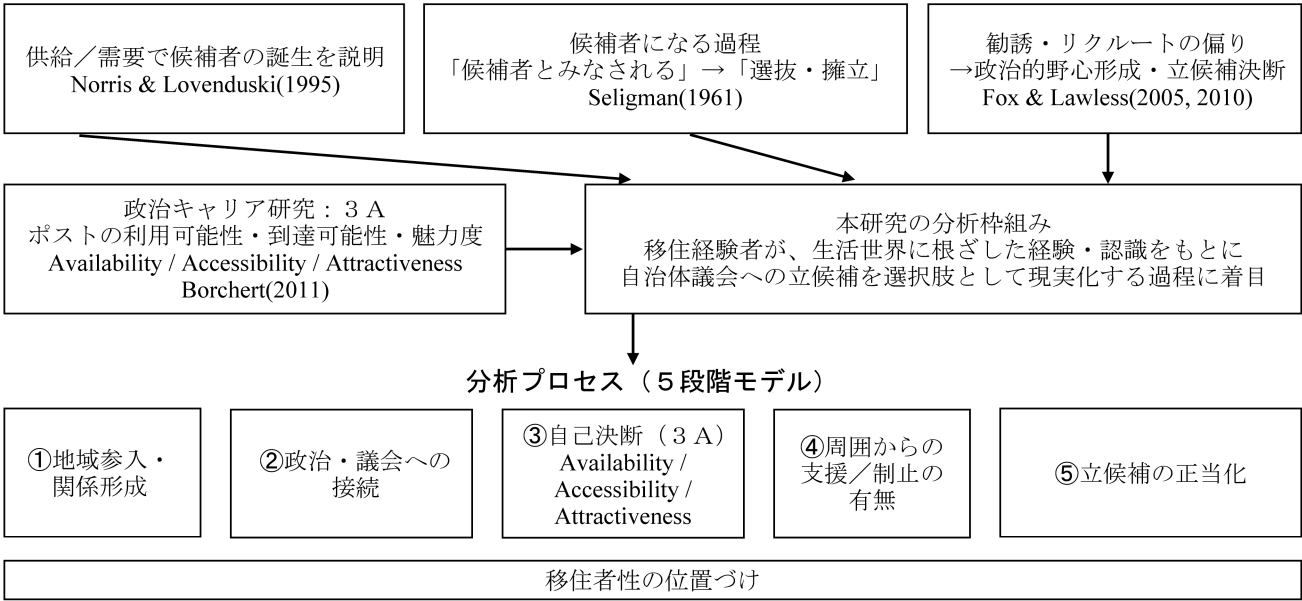
本論文の分析枠組みは、立候補や政治参入に関する先行研究（Norris and Lovenduski 1995、Seligman 1961、Fox and Lawless 2005、2010など）を参照しつつ、移住後の地域参入や関係形成の過程、政治や議会への接点の形成、周囲からの支援／制止、立候補の決断の正当化に着目するものである。とくに、移住経験それ自体の特殊性を立証するのではなく、移住後の生活や仕事、地域活動を通じて当事者性や役割期待が形成される過程を検討する。

このとき、立候補は単なる政治的な意思表示ではなく、それまでの仕事や生活、家族との両立／非両立を含むキャリアの選択の結果だといえる。そこで本論文では、意思決定をポストの利用可能性・到達可能性・魅力度（3 A）として捉える政治キャリア研究（Borchert 2011）の枠組みを援用する。3 Aとは、Availability（欠員や補選、現職議員の引退、後継不在、無投票見込みなどの外発的機会）、Accessibility（支援の程度、立候補に必要な資源、地域における知名度などの参入可能性）、Attractiveness（使命感や仕事・家族との両立可能性、負担感などを天秤にかけたうえでの特定の政治的立場の魅力）から構成される。

以上を踏まえ、本論文では立候補過程を、①地域参入・関係形成、②政治・議会への接続、③自己決断（3 A）、④周囲からの支援／制止の有無、⑤立候補の正当化、という独自の5段階モデルとして把握する。加えて、これらの段階を横断する論点として移住者性の位置づけを検討する（図表1）。なお、この段階モデルは、移住経験者のみの本質的特性を示すものではなく、あくまで本論文の調査協力者において、移住後に立候補がどのように実現したのかを記述・比較するための分析上の整理枠組みである。したがって、分析で示される傾向は、移住経験者一般や非移住経験者との比較によるものではなく、現

（４）立候補以降の選挙期間中の戦略や行動、当選後の議員活動期間の認識や行動については紙幅が限られているため、別稿で論じることとする。

図表 1 移住後に現住自治体での立候補に至る5段階モデル



出所：筆者作成

住自治体で政治参入が成立した事例に関する探索的知見として位置づけられる。

分析は、各調査協力者の語りから該当箇所を抽出・整理し、事例ごとの整理表を作成したうえで、共通するパターンと相違点を導出するかたちで行った。類型になじまない箇所や例外がみられた場合には、そのまま分析結果に反映した。

（2）調査方法・調査協力者

i 調査方法

調査は、オンライン通話を用いた半構造化インタビュー調査により実施した。各調査協力者へのインタビュー時間は90分から最大150分程度であった。

半構造化インタビュー調査で用意した質問は18問である（図表 2）。内容は、基本属性、移住経緯、

図表 2 インタビュー調査項目一覧

	質問項目
1	基本属性（出生地、学生時代、移住までの期間の職歴など）
2	（協力隊出身者であれば）着任経緯と活動内容
3	移住時期と理由、移住後の地域との関係性
4	地方議員・政治家を意識したか、市町村議会・地方議員とのつながりの有無
5	議員立候補の動機と経緯
6	立候補経緯と決意の理由、選挙戦の進め方
7	地盤の有無、引き継ぎの有無、支援と制止の有無
8	選挙戦中、移住者であることを押し出したか
9	立候補目的
10	当選後の活動状況
11	議会の制度面
12	使命感、仕事や家庭との両立
13	議員活動と「移住者、よそ者」としての経験の関連性
14	政策関心・議会への影響、特に力を入れてきた政策分野やテーマ
15	議会、地域からの自身に対する評価
16	他自治体の議員とのネットワーク
17	今後の政治活動の継続意欲や計画
18	移住議員の魅力と今後・地方政治・議会への影響

出所：筆者作成

移住後の地域参入と関係形成、政治や議会との接点、立候補の検討過程、周囲の支援／制止、当選後の議員活動、今後の政治活動や移住議員が与える影響などである。

ii 調査協力者の選定方法

本論文は調査協力者数の多寡よりも、個々の事例の厚い記述と比較によるパターンの導出を重視する質的研究である。分析対象は、現住自治体外での居住経験を経たのち、地方の現住自治体へと移住し、その後、市町村議会議員に当選した者である。

なお、本論文の対象者のうち「議員になることを主目的として移住した者」はほとんどおらず、仕事、家族、子育て、地域活動、地域おこし協力隊経験など、選挙への立候補とは関係のない理由で地方へ移住したのち、移住先自治体で立候補に至った者が大半を占める。

本論文の関心は、移住経験者と非移住経験者の差異の因果的検証や、当選要因の特定ではなく、実際に移住先自治体で政治参入が成立した事例において、いかに立候補へと至ったのかを探索的に明らかにすることにある。そのため、本論文では当選経験者を対象とした。ただし、これは、成功事例に依拠したバイアスを伴う可能性があり、本研究の制約である。

調査は2025年8月から2026年3月にかけて行った。個人情報保護のため、名前は仮名とし、居住自治体については都道府県と市・町・村までを示した。

調査協力者の選定にあたっては包括的な名簿が存在しないため、複数経路によるサンプリングを行い、可能な限り多様な移住形態と属性を含むよう対象者を抽出した。具体的には、①筆者らのネットワーク内で該当する者、②オンライン検索および新聞社アーカイブ検索で把握した者、③ ①②で接触できた調査協力者からの紹介（スノーボール・サンプリング）である。調査協力候補者は59人であったが、

協力拒否、日程未調整、今後調査予定などの理由により、2026年1月時点での調査協力者は25人となっている⁽⁵⁾。

iii 調査協力者の概要

図表3は、調査協力者一覧である。図表3には、匿名性に配慮して、性別、年齢、在住都道府県・市町村区分、最終学歴、移住形態（Uターン／Iターン）、移住年、初当選年、当選回数、協力隊経験、前職、政党所属の有無、子供の有無を記載した。

現職議員は24人で、Iのみが元議員である。性別は、男性が17人、女性が8人、年齢は、20代が1人、30代が11人、40代が13人であった。最終学歴は、高校卒が5人、短大卒が2人、四年制大学卒が12人、大学院卒が6人である。

在住都道府県は10県、多い順に岩手県が7人、滋賀県が5人、兵庫県等が2人となっている。在住市町村は、市が17、町が7、村が1である。総務省の調査による市町村議員全体の構成比と比べても、調査協力者割合は概ね全体の傾向と一致している⁽⁶⁾。

移住形態は、Uターン議員が6人、Iターン議員が19人であった。移住年は、2015年が最も多く6人、次いで2017年、2019年が3人であった。当選年は2023年が最も多く6人、次いで2019年と2024年が4人であった。当選回数は1回が15人、2回が9人、3回が1人である。移住から初当選までの期間には差がみられるが、本論文は移住後早期の立候補のみを扱うものではなく、移住後に一定の生活経験と地域参入を重ねたのち、現住自治体で政治参入に至った事例を対象としている。

政党所属については、無所属が22人、政党所属が3人であり、政党所属者の内訳は、国民民主党、参政党、幸福実現党が各1人であった。また、元協力隊が7人、非元協力隊が18人であった。

(5) スノーボール・サンプリングを含むため、紹介ネットワークに依存した偏りが生じうる。岩手県・滋賀県在住の調査協力者が相対的に多い点は、この影響の可能性があり注意を要する。

(6) 総務省「3. 議会関係 (1) 議員定数に関する調 (原文ママ) (令和3年4月1日現在)」(最終閲覧日、2026年2月2日, https://www.soumu.go.jp/main_content/000795418.pdf)

図表3 調査協力者

仮名	性別	年齢	ヒアリング時の情報							立候補時の情報			
			在住 都道府県	在住 市町村	最終学歴	移住形態	移住年	初当選年	当選回数	地域おこし 協力隊経験	前職	政党 所属	子供 有無
A	女性	28	岩手県	市	大学卒	Uターン	2023	2024	1	経験無し	地域DMO職員	無し	無し
B	女性	30	鹿児島県	町	高校卒	Uターン	2015	2024	2	経験無し	家族経営の会社社員	無し	有り
C	女性	30	鹿児島県	町	大学院卒	Iターン	2021	2023	1	経験無し	まちづくり会社社員	無し	無し
D	男性	31	岩手県	市	大学院卒	Iターン	2019	2019	2	経験無し	NPO職員	無し	無し
E	男性	31	京都府	市	大学院卒	Iターン	2019	2020	2	経験無し	教員	無し	無し
F	男性	33	兵庫県	市	大学卒	Iターン	2020	2023	1	経験無し	IT企業社員	無し	無し
G	男性	34	長野県	市	大学卒	Iターン	2018	2023	1	経験有り	農林業	無し	無し
H	男性	34	青森県	市	大学卒	Iターン	2017	2022	1	経験無し	県庁職員	有り	有り
I	男性	35	岩手県	市	大学院卒	Iターン	2012	2015	1	経験無し	NPO代表	無し	無し
J	男性	38	滋賀県	市	大学卒	Uターン	2012	2020	2	経験無し	公務員	無し	有り
K	女性	39	長野県	市	大学卒	Iターン	2022	2025	1	経験無し	一般社団法人職員	有り	有り
L	男性	39	京都府	市	高校卒	Iターン	2018	2019	2	経験有り	観光協会職員	無し	有り
M	男性	40	滋賀県	町	大学院卒	Iターン	2015	2019	2	経験有り	左官業	無し	無し
N	男性	40	岩手県	町	大学卒	Iターン	2019	2023	1	経験有り	ライター	無し	無し
O	男性	40	神奈川県	村	大学院卒	Uターン	2017	2021	2	経験無し	教員	無し	有り
P	男性	41	滋賀県	市	大学卒	Iターン	2010	2017	3	経験有り	農家	無し	有り
Q	男性	42	新潟県	市	大学卒	Iターン	2015	2025	1	経験無し	住職	無し	有り
R	男性	44	滋賀県	町	高校卒	Iターン	2015	2023	1	経験有り	自営業	無し	有り
S	女性	44	兵庫県	市	大学卒	Iターン	2022	2023	1	経験無し	監査法人・会計士	無し	有り
T	女性	45	岩手県	市	高校卒	Iターン	2015	2022	1	経験無し	一般社団法人理事	無し	有り
U	男性	46	滋賀県	町	大学卒	Uターン	2016	2019	2	経験無し	まちづくり会社	無し	有り
V	女性	47	岩手県	市	短大卒	Iターン	2014	2025	1	経験無し	労働基準監督署 職員	有り	有り
W	男性	49	広島県	市	大学卒	Iターン	2015	2020	2	経験有り	カフェ運営・漁師	無し	有り
X	女性	49	岩手県	市	短大卒	Uターン	2001	2024	1	経験無し	助産師	無し	有り
Y	男性	49	青森県	町	高校卒	Iターン	2017	2024	1	経験無し	ITコンサルタント会社	無し	無し

出所：筆者作成

5. 分析結果

以下では、現住自治体外での居住経験を経て現住自治体で立候補に至る過程を、①地域参入・関係形成、②政治・議会への接続、③自己決断、④周囲からの支援／制止の有無、⑤立候補の正当化、移住者性の位置づけ、の順に分析する。

(1) ①地域参入・関係形成

i 移住経緯

まず、なぜ現在の自治体に移住し、その後どのように地域と関係を形成したのかを確認する。今回の調査では、「移住そのものが地方政治への参入を主

目的としていた」と明確に語る調査協力者は確認されず、まず移住があり、その後、生活や仕事、地域活動を通じて政治参入が意識されていた。もっとも、移住から立候補までの期間には幅があり、移住後の比較的早い段階から選挙を意識した事例（A、C、D、E、L、S）もあれば、一定期間の地域生活を経ってから立候補に至った事例（B、J、V、X）もあった。たとえば、移住から立候補までが比較的短期間だったDは、学生時代に関係人口として移住先自治体と継続的に関わっていたことを背景に、「移住した時点で次の選挙があることは知っていて、立候補もある程度は意識していた」と語っている。

移住理由は、子育て・教育環境、住環境の志向、パートナーの地元、住宅の購入、転職、心身の病、

地域活性への関心など多岐にわたっていた。ただし、重要なのは、それらが移住先の選択理由にとどまるものではなく、移住後にどのような課題に直面し、どのような人びとや活動と接点を有していくのかを方向づけていた点である。

たとえば、結婚（H、V、X）や子育て（B、K、R、S、U、W）を理由に移住した者は、立候補に至る過程でも、「子どもの看病中に保育園から退園を迫られた怒りが政治の原点に（B）」、「幼い子どもがいる議員がいなくて、子育て世代の声が届きづらい（K）」、「子どもが生まれたことで未来はどうなるのかと危機感が強まった（V）」、「PTA役員として地域と関わる中で政治参加を意識した（W）」と語っている。

また、協力隊制度を活用して移住した者（G、L、M、N、P、R、W）は、「地域に関わりたい（M）」、「急速に衰退していく町で暮らす子どもたちの将来が気になった（N）」など、地域協力活動や地域貢献への関心が移住理由として語られる傾向が確認された。そこでは、制度を通じて地域課題に接し、住民や行政との接点を得やすかったことが、立候補過程と結びついていた。

ii 移住後の地域との関係形成の三類型

移住後の地域との関係形成は、少なくとも次の三類型に整理できた。これらは相互に排他的なものではなく、一人の調査協力者に複数類型が重なっている場合もあった。

第一に、「移住前から関係人口的な反復滞在・往復により地域との関係を形成していた」タイプである。ボランティアで頻繁に訪れていたDやI、趣味のスポーツの拠点となる海岸に惚れて毎週通っていたF、大学の農業サークル所属時に農業体験をしたことがあるG、演劇のワークショップで毎年訪れていたNなどが該当する。このタイプは、移住後から一から関係構築する必要が相対的に小さかったため、地域への接続が円滑に進んだことがうかがえた。

第二に、「各種制度や職務を通じて地域との関係を形成した」タイプである。このタイプには、協力隊制度を活用した者や、元DMO職員のA、一般社団法人の運営に携わったC、企業のテレワーク活用

プロジェクトで地域と関わったYなどが該当する。このタイプは、制度や職務が媒介となって、住民、行政、事業者、既存議員などと接点をもつ機会が比較的早い段階で確保されていた。

第三に、「中間組織（自治会、青年会議所等）や市民活動を通して地域と関わった」タイプである。市の政策コンテストに一人で応募し、協力隊の活動を個人的に手伝っていたJ、青年会議所からつながりが広がったKやL、主催するマルシェやイベントで仲間ができたPやU、母子支援や子育て支援を通じて知り合いが増えたTやXなどが該当する。

（2）②政治・議会への接続

第二段階では、移住後、いつ、どのような形で地方政治・議会を意識するようになったのかを分析した。その結果、意識した経緯は大きく三つに整理できた。

第一のパターンは、「現場課題に起因するもの」である。教員として働く中で教育現場の実態に課題意識を抱いたEやO、関連領域で働かなかで特定の政策方針に疑問をもち反対の声を上げる必要性を感じたH、反原発運動やオーガニックの推進運動に関わっていたP、子育て支援活動と自身の子どもの不登校経験から行政施策への問題意識をもったTなどがこれに該当する。

第二のパターンは、「ロールモデルとの接触や他者からの働きかけ」である。「NPOの代表が先に4年間議員をやっていて、市議会に触れる機会があった」と語るDや、居住する市の市長の政策に感銘を受けたFやS、NPO活動をするなかで元県議から「行政の内部に食い込んだほうがもっと大きなインパクトが出せる」と声をかけられたI、前任市議から議員の仕事の聞こえなかで関心をもったQ、居住地域の新市長がもたらす変化がきっかけの一つとなったV、などが該当する。

第三のパターンは、「議員のなり手不足や候補者不足への危機感、代表性の偏りへの違和感」に起因するものである（B、G、K、Qなど）。Gは、「2期連続無投票は地域の衰退じゃないかと、危機感を抱いたことがきっかけ」と語っている。また、AやTのように、女性議員の少なさに危機意識を

もったことが、政治参加を意識する契機になった者もいた。

なお、立候補前に首長と接点があった者は7人（A、C、G、M、S、W、Y）、議会議員や県議会議員と接点があったのは14人（B、C、D、F、I、J、K、L、N、Q、R、T、V、X）であり、8割に何らかの接点がみられた。こうした接点は直ちに地域政治への関心や立候補につながるものではないが、地域課題を政治的方法で解決できるものと捉える機会や、議員という役割を具体的に想像するための接点になっていたことがうかがえる。

（3） ③自己決断（3A）

第三段階では、立候補の意思決定をAvailability、Accessibility、Attractivenessの観点から分析した。語りでは、この三つが独立かつ順番に検討されるというより、互いに結びつきながら「いまなら出られる」「自分が出るべきだ」という意思決定を形成していた。すなわち、立候補の決断は、空席や無投票見込みといった機会の有無だけでなく、移住後に形成された地域との関係性、自身に対する支援の予想、そして議員という役割を引き受ける意味づけが重なり合うなかで成立していた。

Availabilityにおいて重要なのは、空席（枠）の有無ではなく、その情報が本人に届き、かつ自らの選択肢として認識できるだけの地域との関係性が形成されていたかどうかである。Aは「補選になると聞いた」ことを、立候補を意識した契機として語り、Gは「現議員の引退により地域の長老から誘いがあり、誰も出ないとまた無投票かも」と思ったことが最終決断を後押ししていた。現職の引退による空席が機会になったと語るのはGだけでなく、IやQも同様である。さらに、Kは「誰も出ないだろうと思いき、それならできる」と語っており、無投票になる見込みを、自身にとって立候補しうる条件として戦略的に捉えていた。

Accessibilityは、多様な地域内資源と支援見込み、自身の知名度といった観点から認識されていた。支援についてはUターン者を中心に、「地元の方たち（A）」や「親が選挙を応援する体制にあった（B）」「同級生が後援会長になると言ってくれた

（J）」「消防団の同級生や親戚が力を貸してくれた（U）」など地縁が支援につながったパターンが確認された。

特徴的な語りが確認されたのが、Iターン者が中心の元協力隊の調査協力者である。Gは、「地域側からは、協力隊時代の活動により、森を綺麗にした子、キャンプ場をやっている若者として知名度と信頼が形成されていた」と振り返る。Mも「協力隊として広報誌で活動報告を重ね、スーパーマーケットでも視線を感じるほど認知されていたことが、結果的に有利に働いた」と語り、Rも協力隊時代の活動と信頼が大きく、「選挙中に、他の陣営がポスター貼りを申し出てくれた」という。これらの語りからは、公的制度を通じて地域協力活動に従事する過程で住民や行政との接点を継続的に確保できたことが、知名度や信頼の形成に資する条件となっていたことがうかがえる。

加えて、①や②でも明らかになった通り、既存の地域団体や中間組織の存在も重要な資源となっていた。具体的には、「知名度面の不安はあったが、集落の人たちが全面的に支援してくれた（C）」、「移住後につながりをつくるために入った青年会議所のメンバーが、すごく力を貸してくれた（K）」、「地域内の強い若手が支援を申し出てくれて、その人が所属する青年部が支援してくれた（L）」、「前任の市議さんが檀家さんでもあったので、檀家さんやそこと重なる地区の人が支援してくれた（Q）」といった語りが聞かれた。

他方で、今回の調査で注目されるのは、既存ルートの支援や地域内資源に十分に依拠できない状態でも、立候補に至り当選した事例が複数確認されたことである。具体的には、「伝統的な地縁型の後援獲得は難しく、地域の顔役に後援会長を依頼したが立場上難しいと断られた。でも、閉塞感を抱く層が面白がって集まってきて、近隣からも手伝いが来てくれて、地縁とは異なる支援が集まった（W）」「立候補前に話したのは役場の仲良い人と、移住のきっかけになった農さんぐらい。ポスター貼りは、行きつけの飲み屋のお姉ちゃんたちが手伝ってくれた（Y）」といった語りがこれに該当する。これらを直ちに移住議員に特有の判断とみなすことには慎

重であるべきだが、少なくとも本論文の一部の調査協力者は、伝統的な地縁型支援とは異なるかたちで立候補を支えるネットワークを形成していた⁽⁷⁾。

Attractivenessは、使命感で強く支えられる一方で、生活・家族・職業との両立可能性が同時に問われていた。第一に、Availabilityでも確認された「無投票という危機的状況を自分が防がなければならない」「いま議会に無いピースを埋める」という使命感が原動力となっているケースが多く確認された（A、C、G、K、L）。ここでは、立候補は自己実現にとどまるものではなく、地域の政治的空白を埋めるある種の責任として意味づけられていた。

第二に、自身が認識する社会課題や地域課題の解決手段として、議員を魅力的だと捉える語りも複数確認された（B、E、G、H、P、Q、R、T、X、Y）。とくに、子どもがいる調査協力者を中心に、移住してきた地域を子どもにとってより良い地域にするための手段として議員を選択する人が複数いた（G、J、Q、T、X）。

さらに、一部の調査協力者で確認されたのが、「生業としての議員」という経済的魅力と関連する語りである。「議員報酬が月20万円程度であり、副業（家業）や子育て・介護と並行する生活者としての議員を選択した（B）」「議員を転職活動のようにキャリアの通過点として柔軟に考えていた（F）」「議員報酬による一定の生活基盤の安定も、将来のライフイベントを見据えた決断の一助となった（I）」「食っていかないといけないのも町会議員になった一つの動機（R）」「報酬が担保される数少ない選択肢が議員（U）」といった語りからは、移住後の定住段階で職業や生活基盤が十分に安定しにくいなかで、議員が地域課題解決やまちづくりに関わりながら一定の収入を得られる「仕事・生業」として意識されていたことがうかがえる。

（４）④周囲からの支援／制止の有無

ここまで見てきた条件が揃うことで立候補の決断がなされるが、構築されたネットワークや資源は、

必ずしも立候補を後押しする機能としてのみ作用するものではない。ときには、築いてきた関係のなかで立候補に対する「制止」を受けることもある。今回の調査では、何らかの制止的・反対的な反応を受けていた者は8人であった。

具体的には、「移住後に共に暮らし始めた妻から、ようやく一緒に暮らせると思ったら立候補って、頭おかしいのか（D）」「地縁も同級生もいないんだから、絶対やめろ。いまからでも遅くないから、議員になるために出した辞表を撤回しろ。よそ者のくせに地域経済の邪魔をするな、といった声があった（H）」「移住者だからいなくなるんだろ、と一部の年配層の方には言われた（K）」などといった語りが聞かれた。これらの語りからは、制止の内容が一樣ではなく、地縁や同級生ネットワークの欠如に対する不安、さらには「よそ者」「どうせ定着しない」といった移住者であることを理由に向けられた不信が含まれていたことがわかる。

他方で、支援や期待の声を受ける者も多くいた。たとえば、「飲み屋さんで出会った市内の大きな建設会社の会長さんと印刷会社さんが、選挙カーの手配やポスターの作成を担ってくれた（A）」、「普段付き合いない集落の人も、勝手連的に手伝ってくれた。理由は、草刈りに出ているから、自治会に出ているからと、普段の地域の一員としての振る舞いだった（M）」といった語りが聞かれた。これらは、支援が必ずしも地縁や組織基盤からのみ生じるのではなく、移住後の日常的な振る舞いや地域活動を通じて形成された評価や信頼を媒介として現れるケースがあることを示している。

（５）⑤立候補の正当化

ここでは、立候補理由と「議員として実現したいこと」がどのように結びつき、自己の選択が正当化されたのかを整理する。その結果、確認できたのは、移住後の生活世界における経験、すなわち教育、子育て、働き方、地域協働、ジェンダーなどに関する経験を、地域や制度の課題と接続することで立候補

(7) 従前の共産党による移住・帰郷運動のように、地縁がない者の立候補自体は従前から存在するが（稲沢 1990）、それらは党主導のケースが多く支援基盤はある程度存在していたため、支援や資源は一定程度あったと考えられる。

を正当化していた点である。

図表4に示した立候補理由は、少なくとも六つの型に整理できる。

第一に、医療・保育、教育、福祉、復興、環境・エネルギーなど具体的な課題や困難を根拠に「制度や政策の側から変える必要」を掲げる課題解決（政

策課題）型である（B、E、H、I、T、Xなど）。

第二に、女性・若者・移住者・子育て世代といった視点の欠落を問題化し、当事者として議会に不足する声を補う代表性・代弁型がある（A、I、K、V、T、W、Xなど）。

図表4 調査協力者の立候補理由

仮名	立候補理由の正当化内容
A	社会課題・地域課題の解決への関心と、若年女性として受けてきた言葉や態度に違和感を感じての、女性の地位向上のため。
B	小児医療や保育の欠如に直面した当事者の怒りを力に変え、島のママたちが安心して暮らせる環境を作るため。
C	移住後の経験から関心が環境領域を越えて広がり、選挙機会を捉えて地域課題により広く関わるため。
D	所属するNPO代表の先輩議員が1期でやめるタイミングと移住のタイミングがあり、地域を仕組みから支えたいと思ったため。
E	教育現場の問題を政治・行政側から変える必要を感じ、移住直後で挑戦コストも低い状況を活かそうだったため。
F	尊敬する元市長の意思を受け継ぎつつ、大好きな街を、広告マンのアイデアとフレスコボールで培った繋ぎ役の力で面白くするため。
G	無投票（2期連続）を避け、地域の政治・民主主義の停滞を止めるため、さらに地区の後継要請に応えるため。
H	大規模風力発電の計画の阻止と、地域社会が抱える喪失や停滞を解決するためには行政職員ではなく議員になる必要があると思ったため。
I	移住者・若者の当事者として行政の内側に入り、復興計画に新しい視点を反映させ、街の持続可能性を形にするため。
J	補選という機会、政争化した市政への違和感と、協働の基盤としての中間支援を作るため。
K	無投票（担い手不足）の危機と、子育て世代の代表性欠如への問題意識から、自分なら仕事としてできると判断したため。
L	地域活性化により大きく影響できる手段として議員を選び、周囲の後押しとタイミング提示で出馬できると判断したため。
M	左官業ならどこでも暮らせる中で、この町に自分がいる理由を再定義し、地域に必要とされるかを投票で問うため。
N	協力隊として行政の内部も見ると、協力隊制度の活用や中間支援組織や役割分担の重要性を感じており、そのことを訴えるため。
O	首長を見据えつつ、村政の論点が見える化し住民の意思形成を促すために、まずは村議として参入するため。
P	社会を変えるには政治の場へ上がる必要があるという認識と、政治を自分ごと化する実践を地域で起こすため。
Q	地区の代表空白を埋め、地域住民の安心につなげると同時に、子どもの誕生を機に住民として未来のために地域を良くしたいと思ったため。
R	まちづくりの推進、役場と地域の関係を変える（働き方改革など）を、議員として進めるため。加えて生計上の要因も重なる。
S	キャリアの転機と前市長の辞任を契機に、街の良さが失われるという危機感から、政治を自分ごととして引き受ける決断に至ったため。
T	不登校等の教育課題で制度の取りこぼしを減らし教育を変えるため、女性議員が極端に少ないなかで自分がやらなければならないと思ったため。
U	地域活動で直面した制度の壁を、議会側から変えるため。加えて、空席局面と支援が重なり、地域づくりを継続可能にするため。
V	地域が大好きで、子どもの未来と市民の幸せのために、外からの視点と現場の声を政治に届けるため。
W	首長選をめぐる不信と変化を求める空気の中、若い世代として地域を変える必要を感じ、仲間と市長側からの後押しも受けて出馬を決断。
X	母子支援の現場経験から、増える困難（孤独、子育ての辛さ、少子化）に対し仕組みを変える必要を感じ、同世代の課題を政治に届けるため。
Y	地域課題解決の担い手を増やすため、議会の見える化と新陳代謝を促すために、町村議員を実証実験として選んだ。

出所：筆者作成

第三に、無投票や空席、政治不信、議会の不可視性を論点化し、政治過程の停滞を是正する民主主義の機能不全・政治刷新型がある（G、K、O、U、W、Yなど）。

第四に、中間支援や役割分担、行政と地域の関係不全に焦点を当て、協働のための基盤の再設計を訴えるガバナンス再編・協働基盤型が確認できる（D、J、N、R、Uなど）。

第五に、地域への愛着や危機感、子の誕生などを契機に「住民として引き受ける」ことを強調する場所への愛着・使命型がある（F、M、Q、S、Vなど）。

第六に、補選、前任の退任、後継の要請、周囲の後押し、移住直後で挑戦コストが低いといった条件を示し、「いま出る合理性」を語る機会構造・動員型がある（C、D、E、G、J、L、S、U、Wなど）。

重要なのは、多くの調査協力者が一つの型ではなく、複数の組み合わせっていた点である。たとえば、制度改革の必要という課題解決型と、当事者としての代表性を訴える代表性型が結びつくケース（T、X）、政治不信や空席への危機感という刷新型と、補選や後押しという機会構造型が連動するケース（J、U、W）などが確認された。したがって、本論文の調査協力者における立候補理由の正当化論理は、個人的な動機をそのまま表明するというよりも、当事者性、代表性、制度改革、民主主義の機能不全、地域へのコミットメントといった複数の正当化資源を束ねながら、立候補を表明するものとして理解することができるだろう。

（6）「移住者性」の位置づけ

最後に、以上の過程を横断する論点として、「移住者性」の位置づけを整理する。調査協力者の語りにおいて移住者性は、固定的・画一的な属性ではなく、状況に応じて説得力や差異化の資源になる一方、反発やラベル化を避けるために明示が控えられるものでもあった。

第一に、移住者性は「外からの視点」「しがらみのなさ」「当事者性」「多様性をもたらすもの」として、立候補の正当化や政策提案の説得力を強める

資源として語られた。典型は、移住者であることを選挙上の訴求点として前面化する語りである。Dは年齢の次に移住者であることを強調し、「東京出身も隠さず、プロフィールにも書いた」と語る。Gも「移住者を前に出そうと思った」「移住者であることは自分的にも誇り」と語り、移住者性の積極的提示が立候補する自己を支えていたことがわかる。Wはより直接的で、「移住者なのでしがらみがない分、発言できる」「外の声、見え方、つながりも活かせる」と考えたと語る。

第二に、移住者性は、主張する政策領域によっては当事者性を付与し、説得力を支える機能も果たしていた。Iは、「移住してきた事実は隠しようがなく、であれば正面から語ろうと考えた」と述べ、移住政策の当事者として発言できる強みと捉えていた。さらに、元協力隊のMは、協力隊出身であることをわかりやすい属性として用い、スローガンに「これからは協力隊」という文言を入れて、自身の目指す地域像を訴えたと振り返る。

第三に、逆に、移住者性の前面化を避ける調査協力者もいた。ここでの抑制は、移住者性の否定というよりも、地域における移住者への寛容性を鑑みたくて、移住者ラベルへの反発可能性を見越して、評価軸をずらす戦略として語られた。Bは、「外を知る人」としての利点は自覚しつつも、積極的な売りにはしていなかったと語る。Eも、移住者を前面化するより、「外から来た人がこの町を好きになったこと」を評価してほしいと述べ、地域が好きであるという点で地元住民との共通性を強調していた。Sは、地元性を重視する空気を感じ、「移住者は意図的に押し出さなかった」とし、「女性、子育て世代、職業、学歴」を押し出したと振り返る。

第四に、ここまでの分析結果から、移住者性は資源であると同時に、疑念や反発を招きうる両義的なものであると言える。そのため、移住者性が正当化資源として機能しやすいのは、①から⑤の分析で明らかになった通り、移住後の生活、仕事、子育て、地域活動、協働経験を通じて、すでに地域の一員として課題を引き受けている場合や、なんらかの方法でその解決を目指す取り組みに関わってきた場合であると考えられる。

6. 考察と結論

本論文は、現住自治体外での居住経験を経て現住自治体の市町村議会議員となった移住議員が、どのような過程を経て立候補へと至ったのかを明らかにした。

分析の結果、立候補は、移住時点から政治参入を主たる目的としていたのではなく、移住後の生活世界における経験と、地域活動への参加、地域課題との接触、首長・議員・支援者との接点形成、機会の出現、支援見込みの形成などが連鎖するなかで、実現可能かつ自身が引き受けるべき選択肢として立ち上がっていたことが明らかになった。また、本論文の事例では、前住自治体ではなく移住先自治体において生活・仕事・子育て・地域活動を通じて課題への当事者性、人間関係、勧誘、支援、機会構造が形成されたために、立候補が現実的な政治的实践として立ち表れていたことが確認された。

この結果は、次のような含意を有する。第一に、現住自治体外での居住経験を経た者が、現住自治体に移住し議員となるまでの過程を、立候補過程に着目して実証的に扱った研究が乏しいなかで、独自の段階モデルとして分析し、実態を明らかにした。第二に、移住研究と地方政治研究のあいだで切り離されがちであった、移住や定住段階での関係形成の議論と、政治参入の議論とを接続したことでその関連性が明らかになった。第三に、なぜ出身自治体ではなく移住先自治体が政治的实践の場となるのかという問いに対して、移住そのものではなく、移住後に形成された当事者性、役割期待、承認、勧誘、支援可能性などが、その地域で立候補する意味を成立させていたことを明らかにした。

とくに重要なのは、移住先自治体が政治的实践の場になった条件である。本論文の事例では、移住という主体的・自発的な居住地域の選択経験の後に、移住後の生活、仕事、子育て、地域活動、協働経験のなかで、課題への接触と人間関係の形成が進み、現住地が自らの責任を引き受けるべき場となっていた。元協力隊の事例では、制度を通じて地域課題に接し、住民や行政との接点を得て、地域内で一定の

役割や可視性を獲得する過程が、政治参加へとつながっていた。したがって、移住先自治体での立候補は、移住後に形成された生活世界が地域課題を引き受ける場へと転換する過程と理解できる。

また、移住者性については、一様に現れていたわけではなかった。それは、「外からの視点」「しがらみのなさ」「多様性をもたらす立場」として資源化される場合もあれば、「よそ者」「いずれ去る人」とラベリングされることを避けるために抑制される場合もあり、資源にも制約にもなりうる関係的な性質をもっていた。したがって、移住者性は、それ自体で自動的に立候補を正当化する属性ではなく、移住後の生活、仕事、子育て、地域活動、協働経験などを通じて、地域の課題をすでに引き受けていたり、なんらかの形でそれらに関わる経験と結びつくことで、はじめて公共的・政治的に承認されうる資源として機能していた。

本論文の成果は、第一に、移住後に立候補が実現する過程を実証的に示したこと、第二に、自治体選挙における立候補の議論に対し、既存の地縁・血縁・職縁に強く依拠しない経路がどのように成立するのかを示したこと、第三に、移住者性を固定的属性ではなく、移住先自治体での生活実践を通じて意味づけられる「関係的資源」として位置づけたことにある。

実務的含意としては、移住経験者を特別に優遇すべきということではなく、従来の立候補過程では主体として考慮されづらく周縁化されてきた住民が、どのような条件のもとで立候補を実現可能な選択肢として認識しうるのかを示した点にある。具体的には、地域活動、協力隊、NPO、事業者、中間支援組織など既存の地域参画主体と議会との接点を増やすこと、議員の仕事や立候補過程に関する情報を可視化すること、兼業・子育て・介護などと両立しやすい議会運営を検討することは、立候補検討の裾野を広げるうえでの論点として示唆される。ただし、本論文の結果から直接的に制度改革の効果を断定できるわけではないことは付言しておきたい。

最後に、本論文には、いくつかの課題がある。第一に、本論文は当選者の語りに依拠しており、立候補を断念した者や落選者を含んでいない。第二に、

移住経験者と非移住経験者との比較を行っていないため、本論文の結果が移住経験者に固有のものであると断定することはできない。第三に、自治体規模、選挙競争の程度、政党・会派などが立候補過程に与える影響については十分に解明できていない。第四

に、移住から初当選までの期間には幅があり、その差異を規定する条件の分析は課題として残る。今後は、落選者や立候補断念者を含めた比較、非移住経験者や他の新規参入者との比較、当選後の議員活動などを追加的に調査分析する必要がある。

(いとう まさと 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター講師)

(きむら あきら 陸前高田市議会議員)

【謝辞】

調査にご協力いただいた全国の市町村議会議員・元議員の皆さまに感謝いたします。また、執筆にあたり査読者をはじめ多くの方からコメントをいただいたことに感謝いたします。

キーワード：市町村議会／地方移住／移住議員／立候補過程／地方政治

【参考・引用文献】

- Borchert, Jens. (2011) Individual Ambition and Institutional Opportunity: A Conceptual Approach to Political Careers in Multi-level Systems, *Regional & Federal Studies*, 21(2): 117-140.
- Fox, Richard L. and Jennifer L. Lawless (2005) To Run or Not to Run for Office: Explaining Nascent Political Ambition, *American Journal of Political Science*, 49: 642-659.
- Fox, Richard L. and Jennifer L. Lawless (2010) If Only They'd Ask: Gender, Recruitment, and Political Ambition, *The Journal of Politics*, 72(2): 310-326.
- Norris, Pippa. and Joni Lovenduski. (1995) *Political Recruitment: Gender, Race and Class in the British Parliament*, Cambridge University Press.
- Seligman, Lester G. (1961) Political Recruitment and Party Structure: A Case Study, *American Political Science Review*, 55(1): 77-86.
- Takeda, Shunsuke. (2020) Fluidity in rural Japan: How lifestyle migration and social movements contribute to the preservation of traditional ways of life on Iwaishima, Wolfram Manzenreiter, Ralph Luetzeler, Sebastian Polak-Rottmann et al., *Japan's New Ruralities: Coping with Decline in the Periphery*, Routledge, 196-211.
- 青木裕子 (2024) 「議員研修講座 女性議員はどうすれば増えるのか (第37回) 「3パン」なしを強みに：移住者が町政初の女性議員になって取り組んだこと」『地方議会人』55巻5号、42-45頁
- 伊藤将人 (2025) 『戦後日本の地方移住政策史——地域開発と〈人材〉創出のポリティクス』春風社
- 稲沢潤子 (1990) 『星の降る谷間』新日本出版社
- 大木直子 (2008) 「女性地方議員のキャリア・パスから見た政党・党派のリクルートメントの特徴と傾向——1999年から2007年までの神奈川県議会議員選挙と横浜市議会議員選挙の考察」『人間文化創成科学論叢』11巻、451-466頁
- 金子優子 (2010) 「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか——山形県内の地方議会についての一考察」『年報政治学』61巻2号、151-173頁
- 木寺元 (2018) 「地方選挙制度改革と政治工学——総務省「地方議会・議員に関する研究会 報告書」の検討と分析」『自治総研』473号、63-97頁
- 栗原良樹 (2022) 「地域おこし協力隊の現状と課題」『農村計画学会誌』41巻3号、114-119頁
- 黒田展之編 (1984) 『現代日本の地方政治家』法律文化社
- 佐藤研資 (2019) 「地方議会議員のなり手不足の現状と対策——町村議会議員を中心に」『立法と調査』417号、3-17頁
- 柴崎浩平・中塚雅也 (2016) 「地域と継続的に関わる地域おこし協力隊出身者の特性と活用」『農林業問題研究』52巻3号、130-135頁
- 清野和彦 (2023) 「地域課題解決のために招聘される専門家——鳥取県議会」敷田麻実・森重昌之・影山裕樹編著『移動縁が変える地域社会——関係人口を超えて』水声社、164-177頁

- 田口太郎（2024）「「地域おこし協力隊」の地方議会進出 — 「協力隊出身議員」から始まる地方創生」『地方議会人』55巻6号、16－19頁
- 田村濤・清水ゆかり・山本淳子（2025）「新規参入における地域おこし協力隊制度活用の効果 — 茨城県の2事例から」『農村生活研究』68巻1号、9－16頁
- 中道實・小谷良子（2013）『地域再生の担い手たち — 地域住民・自治体職員・地方議会議員の実証分析』ナカニシヤ出版
- 藤田香澄（2023）「1936年町政施行以来、初の女性町議誕生！：地盤も看板もない移住して2年の若者がトップ当選を果たせたわけ：鹿児島県大崎町（おおさきちょう）」『地方議会人』54巻3号、26－27頁
- 堀内匠（2022）「この1年における自治体選挙の動向（2021年5月から2022年4月）」『自治総研』525号、12－36頁
- 村松岐夫・伊藤光利（1986）『地方議員の研究 — 「日本の政治風土」の主役たち』日本経済新聞社



気になる地方自治トピックス

地方自治の最新トピックや地方自治動向研究会などで取り上げたテーマについてレポートします

成立した副首都法と大阪都構想のゆくえ

飛 田 博 史

1 副首都法の成立

自民党と日本維新の会（以下「維新」という）共同提出の議員立法「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」、いわゆる副首都法が7月24日、参議院本会議において自民、維新、チームみらいなどの賛成によりわずか2票差で成立した。

法案は6月30日に衆議院特別委員会で審議入りしたものの、野党側は会期内での法案成立を目指す政府側の強硬姿勢に反発して、前日の定数削減法案審議に続き、本委員会も欠席し、審議は一時中断していた。その後、政府・与党が野党の求める党首討論、予算委員会での総理出席の集中審議の開催、国民民主党が提出した特別市設置法案の審議などを受け入れたため、7月10日から審議が再開した。14日には法案に反対していたチームみらいが「情報技術等の活用」を盛り込む法案修正で与党と合意し、翌15日に衆議院本会議において賛成多数で可決した。

参議院での審議に移ると、与党は副首都法案をはじめとする一連の法案を成立させるべく会期延長を決定し、17日の衆議院本会議において25日までの会期延長が議決された。参議院特別委員会では、与野党間で23日に総務委員会での連合審査と参考人質疑を行うことで合意し、22日から審議が開始された。24日には野党側が要求した特別区設置に係る住民投票と地方議会選挙が重複しないよう「最大限調整する」などの付帯決議を盛り込むことで与野党が合意し、法案は24日午後から夜にかけて同特別委員会お

よび参議院本会議で可決・成立した。

2 副首都法の概要

（1）大規模災害に備えた2つの受け皿？

副首都法では大規模災害に備えた首都中枢機能代替地域と副首都の2つの受け皿が用意されている。

首都中枢機能代替地域は「大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域（東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く）（*下線は筆者加筆、以下同じ）」と規定されている。

一方、副首都は「大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、第十八条第一項の規定により指定された道府県」と規定されている。

このうち「首都中枢機能」とは東京圏における国家社会機能、具体的には「政治、行政、司法及び経済に関する機能及び社会の重要な機能」の中核的なものである。東京圏の機能を代替する担い手として、これら2つの地域・区域が規定されているが、両者が個別に存在しうるものなのか、それとも副首都を中核、首都中枢機能代替地域を外縁とする同心円と

して想定するのは条文からは読み取れない。こうしたわかりにくい構造になっているのは、副首都構想をめぐる自維の実務者協議が3月に示した法案の骨子案において、自民が主張する首都中枢機能代替地域と維新が主張する副首都構想を一体的に盛り込んだためと推察される。いずれにしても副首都については東京圏に匹敵する経済圏の中核としても位置づけられていることに注目する必要がある。

（２） 副首都の指定

副首都の指定は政令で定める首都中枢機能代替地域の要件と副首都自体の要件を満たす道府県について、当該道府県の議会の議決を経て、道府県の申出を受けて内閣総理大臣が指定する。

副首都の要件として①国の出先機関の立地状況（一定の国の出先機関の存在）②経済や人口の集積状況（骨子案の例：県内GDPや人口の規模など）③適切な地方行政体制（骨子案の例：政令市と県の連携協約や特別区の設置など）が示されており、特に②については規模の設定によって対象となる道府県が限定される可能性がある。

（３） 基本方針や基本的施策

国は法施行後1年以内に各施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本方針を策定しなければならないとしている。同方針では首都中枢機能代替地域の担うべき機能、そのために必要な機能整備や分散的配置および体制整備、副首都の担うべき機能、そのための区域に係る都市基盤の整備および必要な体制整備、経済基盤の強化などに関する事項を定めるものとしている。

また、基本方針を踏まえた基本的施策では首都中枢機能代替地域の機能を十分発揮するために、民間事業者等の移転等に関連する投資の税制上の措置やその他の必要な施策を講じる。

副首都については、上記の機能に対する施策のほか、国の機関等の拠点整備、交通施設整備、都市機能増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用などを講ずるものとしている。さらに副首都ごとに総合的かつ計画的な整備に関する「副首都整備方針」

を策定し、区域内の整備目標、産業競争力の強化、交通網の整備やその他都市基盤の整備、国の機関等の拠点整備、副首都圏域内のその他の地方公共団体との連携などの事項について定めることとしている。

両者の施策を比較すると、副首都に指定された場合には多岐にわたる大規模開発投資や税財政上の優遇などが講じられる。

（４） 国の体制

以上の施策を推進するために内閣に内閣総理大臣を本部長とする「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」が設置される。同本部では基本方針や副首都整備方針などの策定、これに加えて各種施策の総合調整などが行われる。

（５） 税財政上の対応

副首都法では各施策の実施に必要な法制上、財政上、税制上の措置、その他の措置を講じなければならないとされており、先ほど触れたような民間事業者等の投資を促す税制上の措置、規制緩和などが具体的な措置としてあげられているが、国の施策全体における財政上の役割などについては不明である。

もし、本格的に首都中枢機能代替地域と副首都を複数地域で展開するとなれば、莫大な公共投資をとまうことが予想される。

（６） 附則 — 大都市地域特別区設置法改正の違和感

このほか、注目されるのは附則において、既存の大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という）の一部改正が盛り込まれたことである。大阪維新の会の「大阪都構想」の議論をきっかけに2012年8月に成立した「大都市地域特別区設置法」は、政令市と周辺市町村の人口が200万人以上の地域について一定の手続きを経て既存の市町村を廃止して、特別区を設置することができ、特別区を包括する道府県は「都」とみなす制度である。法の附則11条では特別区を包括する道府県で副首都の指定を受けた「特別区包括副首都」については、副首都が同議会の議決を経て申請した場合に「都」の名称変更ができることとされ

た。一見、特別区の設置が副首都の要件のようにみえるが、無関係であり、むしろ副首都の指定により都の名称変更が容易になる。ただし、修正前の条文では大阪都構想と副首都の一体的実施と受け止められかねない内容が盛り込まれており、政局がらみの附則といえる。

3 副首都法案提出の経緯 — 大阪都構想と連動した我田引水の顛末

法案提出にいたるまでには大阪都構想ありきの経緯があったことに触れておこう。昨年10月の第一次高市内閣発足とともに、自維連立合意書に盛り込まれた「副首都構想」の実務者協議が11月から開始された。維新が事前にまとめた法案の骨子素案では副首都の要件を「大都市地域特別区設置法」における特別区と明記しており、明らかに大阪都構想の実現と連動させる狙いがあった。これについて自民党側から大阪都構想ありきであるという批判があり、あくまで都構想とは切り離した協議を進める方向が示された。

その結果、今年3月に両党で合意にいたった骨子案では、副首都の要件として特別区の設置を前提としないことで合意にいたった。

この骨子にもとづき、5月29日には両党で法案審査が開始されたが、法案の附則で一定の条件で特別区設置の住民投票を道府県住民全体で行える規定が盛り込まれた。これは維新からすれば、大阪市民を対象とした過去2回の住民投票で実現しなかった大阪市廃止と特別区設置を、直接的な利害関係が薄い大阪府民の投票に付すことで実現可能性を高める内容であり、明らかに大阪都構想のための条文であった。

しかし、法案が明らかになると、憲法学者や弁護士団体などが違憲のコメントや意見書を提出し、自民党内でも同様の声が上がるとなり、結局、6月22日に高市首相が維新の吉村代表に附則の該当箇所を削除を求め、これを維新側が了承したことにより、24日に修正された副首都法案が衆議院に提出された。

ただし、特別区を設ける道府県の都への名称変更

の手続きは残り、先述の「特別区包括副首都」の申請による変更が可能となった。

4 副首都構想のゆくえ

(1) 大阪府の副首都への期待

副首都の指定は、政令の要件を満たせばすべての道府県に可能性がある。報道によれば福岡県や愛知県なども連携協約による副首都指定への関心を示しており、福岡県では6月25日に県議会が副首都指定を国に求める要望書を可決した。ただし、7月14日の衆議院特別委員会での野党質疑で「特別区を主張しているのは大阪だけ。つまり、この要件に当てはまるものは、限りなく大阪にしかほとんどない」

(中道・早稲田有季議員)と指摘されるように、附則の特別区包括副首都の規定が明記されていることから、大阪都構想に配慮した法であると言わざるを得ない。

大阪府にとって副首都の指定と特別区設置が実現すれば、大阪府(都)に行財政機能を集中させ、あわせて副首都法にもとづく国の支援や民間投資などを期待する道筋ができあがる。すでに大阪府は府庁本館の西側に「副首都庁合同庁舎(仮称)」の建設を検討しており、国の機関として新たな防災庁や総務省消防庁などの設置を想定している(時事通信、2026年5月25日)。また、7月7日には三重県、奈良県とともにリニア中央新幹線の早期全線開業に関する要望書をJR東海、財務省、国交省に提出しており、2037年の全線開業を目指して工事の早期着工と、そのための財政投融資の活用を求めている。いずれも副首都法に係る国家社会機能継続性確保あるいは副首都の整備に係る施策の対象となる可能性がある事業であり、副首都指定に前のめりの姿勢がうかがえる。

(2) 財政の裏付けなき副首都

ただし、7月15日の地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における野党質問で予算規模が全く示されていないという指摘があったように(中道・早稲田有季議員)、向こう5年間を集中期間としながら予算の見通しが立ってお

らず、法が成立したとはいえ制度の実効性には疑問が残る。副首都の整備には先ほど述べた多岐にわたる事業が必要であり、条文に書かれているようにまさに総合的かつ計画的な予算編成が不可欠である。ところが7月21日に閣議決定された政府の経済財政運営と改革の基本方針2026では、副首都等の整備が盛り込まれているもののわずか3行であり、「強い経済」の実現へ向けた政策の優先順位は決して高いとはいえないだろう。

5 大阪都構想のゆくえ

(1) 2027年4月を目指す3度目の住民投票

副首都法の成立を受けて、維新の目指す次なる目標は大阪都構想の実現である。大阪市を廃し、特別区を設置する住民投票は、これまで2015年、2020年に実施され、いずれも反対多数の結果に終わったが、維新・吉村代表は付帯決議を無視して、大阪市の2027年4月の統一地方選と3度目の住民投票の同日実施を表明している。

これに向けて大阪府、大阪市の両議会では大阪都構想案を議論する法定協議会の設置議案を可決し、副首都を想定した大阪都の姿を描いていく。

8月7日には法定協議会で特別区を4区とすることが正式決定され、今後は府との具体的な事務配分の検討が注目される。

なお、大阪都構想の実現は、いかなる内容であろうとも旧大阪市の財政構造を抜本的に変えてしまうため、大阪府・市は大阪市民に対して、正確かつ十分な情報提供を行い、適切な判断ができる環境を整える必要がある。

(2) 大阪都構想の財政の影響

大都市地域特別区設置法では、特別区を包括する道府県は都とみなすとしており、特別区の設置にともない都制度が適用され、旧大阪市の財政権は以下のように見直される。

第一に課税権の府への移行である。具体的には特別区域の固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は府税として課税さ

れる。現在、大阪市では市町村民税法人分で超過課税を行っているが、こうした税率決定権も移ることになる。その他、区域内の一般国道の面積に応じて政令市に交付されている軽油引取税交付金も対象外となる。

第二にその他の財源の縮小や府への移行などである。地方譲与税については地方揮発油譲与税の譲与基準の縮小、石油ガス譲与税および特別とん譲与税が府へ移行する。事業税の一部を市町村に交付する法人事業税交付金は後述する特別区財政調整の財源となる。このほか、都道府県と政令市で発行できる宝くじの発行権の対象から除外される。

第三に地方交付税算定の都区合算制度の適用である。東京都の普通交付税の算定は東京都と特別区域を一の市とみなして、それぞれ算定し合算しており、大阪市についても特別区を一の市として大阪府の算定と合算することになる。ただし、東京都は不交付団体であるが、大阪府は交付団体となるため、府に交付された普通交付税を特別区へ配分する必要がある。

第四に特別区財政調整制度の創設である。都制度においては地方自治法にもとづき都と特別区、および特別区間の財政の均衡化を図るため条例により特別区財政調整交付金を導入する。財源は都が課税する固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、法人事業税交付金の合計額で、都と特別区の配分割合、特別区財政調整交付金の配分方法については事務配分に応じて条例により定める。

以上のように特別区の設置は旧大阪市と比較すると、その財政権にさまざまな制約を受けることは制度上避けられない。むしろ焦点は普通交付税や特別区財政調整を通じた特別区への財源保障が、事務配分に応じて確実に行われるかどうかということになる。その場合、地方自治法で設置が義務づけられる都区協議会での府と特別区間の協議が極めて重要になるだろう。しかし、従来の府・市の関係を踏まえると特別区の交渉力はあまり期待できそうにない。副首都の話題に注目が集まりがちだが、この流れの先にある特別区設置の是非を特別区の自治の可能性や限界を踏まえて慎重に判断する必要があるだろう。

(とびた ひろし 地方自治総合研究所副所長)

今月の研究会

(2026年6月20日－7月19日)

自治総研が調査研究・刊行などの研究プロジェクトのために開催している研究会の活動について、前月の研究所会議資料などをもとに掲載します。

(1) 地方交付税制度研究会

次回開催予定：2026年7月27日（月）

平川則男（事務局長）／中畠いづみ

概要：人見剛主査報告「京都市退職手当不支給処分
取消請求事件（最一判令和7年4月17日）」、
質疑等

次回開催予定：2026年9月17日（木）

(2) 地方財政研究会

開催日時：2026年6月29日（月）14：00－16：30

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：星野泉（主査・明治大学）／
兼村高文（NPO法人市民ガバナンスネット
ワーク）／中村稔彦（長野県立大学）／
町田俊彦（専修大学名誉教授）／横山純一
（北海学園大学名誉教授）／沼尾波子（東
洋大学・研究理事）

自治総研：飛田博史（副所長・事務局）／其田茂樹
（事務局）／汪穎、中畠いづみ

概要：町田俊彦委員報告「国民健康保険の都道府県
単位化と制度間財政調整」
兼村高文委員報告「電源立地自治体の交付金
と財政運営」

次回開催予定：2026年8月3日（月）

(4) 小規模自治体の持続可能性に関する研究会

平谷村（長野県）調査：2026年8月25日（火）
～26日（水）予定

次回開催予定：2026年9月18日（金）

(5) 新地方自治研究プラットフォーム

次回開催予定：2026年8月7日（金）

(6) 地方公務員法コンメンタール作成プロジェクト

開催日時：2026年7月1日（水）18：30－20：30

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：田村達久（主査・早稲田大学）／
上田貴子（弁護士・法律相談所）／小川正
（弁護士・法律相談所）／岡田俊宏（弁護
士・法律相談所）／上林陽治（立教大学）
／清水敏（早稲田大学名誉教授）／
島田陽一（早稲田大学）

自治総研：坂本誠（事務局）／汪穎（事務局）

概要：上林陽治委員報告「地方公務員法18条、18条
の2、18条の3、19条の沿革について」

次回開催予定：2026年8月25日（火）

(3) 地方自治判例動向研究会

開催日時：2026年6月26日（金）17：00－19：00

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：人見剛（主査・早稲田大学）／
小川正（弁護士・法律相談所）／長内祐樹
（金沢大学）／嘉藤亮（神奈川大学）／
門脇美恵（広島修道大学）／豊島明子（南
山大学）／三野靖（香川大学）／矢島聖也
（名古屋大学）／山田真一郎（高崎経済大
学）／新垣二郎（横浜市立大学）

自治総研：坂本誠（事務局）／汪穎（事務局）／

(7) 地方自治法コンメンタール作成プロジェクト

開催日時：2026年7月3日（金）14：00－16：30

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：下山憲治（主査・早稲田大学）／
上林陽治（立教大学）／権奇法（日本大学）
／森稔樹（大東文化大学）

自治総研：其田茂樹（事務局）／坂本誠（事務局）
／汪穎／中嶋いづみ

概要：コンメンタル作成作業状況の確認・打ち合
わせ

2009年4月－2024年改正までの地方自治法改
正箇所と関連法律の確認など

次回開催予定：2026年10月16日（金）

（８） 地方自治体のＡＩ運用に関する研究会

次回開催予定：2026年7月27日（月）

＊「小規模自治体における事務負担の現状把握と改善策に関するアンケート」の集計結果

- ・小規模自治体の持続可能性に関する研究会が人口5千人未満の市町村（2020年国勢調査）を対象に実施したアンケート調査（2026年5月－6月）の第一次集計結果は、下記、自治総研ウェブサイトに掲載しています。
https://jichisoken.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/syoukibojichitai_surveyresults_202606.pdf

＊自治体選挙結果

- ・地方自治総合研究所が選挙管理委員会や各政党のご協力により調査・収集した資料をもとにまとめた自治体選挙結果は、下記、自治総研ウェブサイト（『全国首長名簿』（各年版））に掲載しています（2026年8月現在の最新版は、2025年版（2024年5月－2025年4月））。
<https://jichisoken.jp/jichitaisenkyo/>



BOOK REPORT 受贈図書等紹介



沖縄 対話の記録 台湾有事を起こさせない ために

岡本 厚・谷山博史 編著

2026年2月
地平社
2,000円＋税

ロシアのウクライナ侵攻以降、日本で口の端に上るようになった「台湾有事」。本書は、2021年12月、安倍晋三元首相の「台湾有事は日本有事、日米安保有事」の発言を機に沖縄が再び犠牲となることへの危機感を強めた市民（共同代表・岡本厚（元岩波書店社長）他、呼びかけ人・谷山博史（JVC顧問）他）が発足させた「沖縄・対話プロジェクト」の記録である。

2022年10月から2024年2月の間、5回のシ

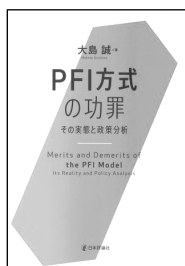
ンポジウムと3回のサブ企画が行われ、丹羽宇一郎・元中国大使、稲嶺恵一・元沖縄県知事、沖縄・本土の研究者、ジャーナリスト・市民と台湾から招かれた識者、中国（大陸）から招かれた識者が対話を積み重ねた。

対話の中からは、大陸の基本方向は平和統一であり、「92共識」に基づく「一つの中国」政策を守ることが重要で、台湾有事は米国パワーエリートやそれに引きずられる日本の政治家の発想であり、沖縄はもちろん、中国も台湾も武力衝突は望んでいないこと、何よりも沖縄・大陸・台湾の対話と交流をより盛んにしていくべきことなどが確認された。

その後の2025年11月の高市首相「台湾有事」存立危機事態発言で、日中関係が冷え込み、集団的自衛権が頭をもたげているいま、沖縄からの本書の提起を広く伝えたい。



BOOK REPORT 受贈図書等紹介



P F I 方式の功罪 その実態と政策分析

大島 誠 著

2026年3月
日本評論社
6,000円＋税

現在、上下水道の分野では、PPPが必須ともいわれる状況になってきているが、PPPの中でも重要な手法であるPFI（Private Finance Initiative）は、1999年のPFI法成立以降、法改正や補助金、融資など制度が整えられ、各自治体での導入も進んできた。

本書は、多様なタイプの事例を財政的な視点を中心に分析し、財政負担の軽減、サービス水準の向上、リスク配分などがメリットとされるPFIの課題と可能性を提示する。

事例としては、水道：夕張市水道事業、横浜市・川井浄水場再整備、下水道：横浜市改良土事業、環境配慮型：埼玉県浦和地方庁舎ESCO事業、同県総合リハビリテーションセンターESCO事業、契約解除・事業破綻：近江八幡市立総合医療センター、タラソ福岡（福岡市の焼却場の余熱を利用した健康維持施設事業）などを分析し、破綻したPFI事業の施設買い取り条項と事業の清算・延命の関係、PFI方式における付帯事業の効果や実施条件の認否の分析もなされている。

PFI事業は多様性に富み、破綻した原因も事業ごとに異なる。自治体は、先例に学びつつ、不完備／完備契約モデル、VFMの計量分析を含めての検討が必要であり、国のアクションプログラムに振り回されない冷静さが必要であることが提起されている。

今月のマガジン・ラック

各地の地方自治研究所・センター等の発行誌の主な内容を、当研究所の責任で紹介しします。
前月末までに到着したものを対象とします。

北海道自治研究 第690号 2026年7月

公益社団法人 北海道地方自治研究所

鋭角鈍角 室蘭の人口減少と医療

室蘭工業大学教授 清 末 愛 砂

外国人共生研究会・第8回学習会

韓国の外国人労働者政策および共生施策の概要と日本への示唆

独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員 呉 学 殊

夕張検証研究会・関係者インタビュー記録

厚谷司市長に聞く夕張市の歩み 第3部：市議時代の活動と市長としての現在

夕張市長／北海道地方自治研究所副理事長 厚 谷 司

(聞き手) 北海道大学教授／北海道地方自治研究所理事長 山 崎 幹 根

小樽運河論争から40年 第3回 「守る会」を牽引した初代事務局長の辞任

北海道地方自治研究所会員／元北海道新聞記者 本 田 良 一

散射韻 「ごみ袋ショック」の経緯と今後

資料紹介 2025年国勢調査・人口速報集計結果(道内分)の概要

新潟自治 第108号 2026年7月

公益社団法人 新潟県自治研究センター

初代理事長逝去 地方分権推進に尽力 追悼 眞柄栄吉 様

特集 人口減少下の新潟県、自治体施策や課題を考える

人口減少社会における教育制度構築の課題と展望

新潟県自治研究センター 常務理事・研究主幹 榊 口 敏 行

子どもたちの未来を拓くために — 教育現場の課題と提言

元・小学校校長 宮 崎 隆 太

教育の公的支出と学生への支援について — 特に県の奨学金施策にも触れながら

新潟県自治研究センター 理事・研究主幹 齋 藤 喜 和

多様化する地域社会を支える「教育サービス」 広がる夜間中学 学びの現場と今後の課題

新潟県自治研究センター研究員(フリー記者) 岡 田 浩 人

NEWSレポート東西南北

木崎村小作争議 無産農民学校と高等農民学校 木崎村小作争議記念碑保存会事務局長 阿 部 紀 夫

ハンセン病問題・らい予防法の廃止30年 いまも続く「無癩(らい) 県」

優生保護法を考える新潟の会代表代行・事務局長 室 橋 春 季

2026春闘から日本経済を考える

新潟県自治研究センター副理事長(自治労新潟県本部・執行委員長) 登 坂 崇 規

東日本大震災から15年、復興は道半ば 原発事故からの教訓は何か

新潟県自治研究センター 常務理事・研究主幹 長 沢 正 一

新潟県内自治体選挙データ 2026年上半期（1月～6月）

自治研センターの動き

インフォメーション（活動報告）

とちぎ地方自治と住民 第640号 2026年7月

一般社団法人 栃木県地方自治研究センター

巻頭言 戸籍法の改正について思うこと

栃木県自治研センター理事／(株)栃木ファミリー取締役業務部長 増 山 秀 人

基礎自治体の活力再生

宇都宮大学教授 中 村 祐 司

中学生の職場体験学習を担当して

弁護士（元栃木市長） 鈴 木 俊 美

ライトライン（L R T）事業に指摘15件 宇都宮市令和7年度外部監査報告

宇都宮市議会議員 保 坂 栄 次

地域短信 第33回全国川サミットin小山・渡良瀬遊水地が開催される

小山市議会議員 直 井 一 博

地域短信 もしもの時、救える命の一助へ——市議会救急講習会

足利市議会議員 加 藤 正 一

自治研かながわ月報 第220号 2026年6月

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター

巻頭言 わたしの研究と自治研センター～今後のさらなる発展に向けて

鳴門教育大学教授 畠 山 輝 雄

変動期にある政党政治とリアル市民社会の今後——ドイツと日本の比較から

早稲田大学名誉教授／NPO法人まちぼっと理事 坪 郷 實

クォーターリーかわさき通信 第38号 2026年7月

一般社団法人 川崎地方自治研究センター

新潟県関川村との交流は新たなモデルを提示する

ノーティス株式会社代表取締役 矢 口 大 輔

＜図書室＞の本棚から 「刑事告発を続けます。私はあきらめません」

上脇博之著『検証 政治とカネ』岩波新書

片 井 博 美

おススメの本 「老いくの恋はこんなにもリアルなのか」

子安宣邦著『生き直し』光文社／松井久子著『つがいをいきる』春陽堂書店

板 橋 洋 一

川崎市の主な動き（2026年4月～6月）

信州自治研 第413号 2026年7月

長野県地方自治研究センター

長野県市町村2024年度決算状況調べ

長野県地方自治研究センター理事長 中 村 明 文

長野県の分娩事情について

長野保健医療大学看護学部学部長 松 本 あつ子

水面15

福山市立大学名誉教授 前 山 総一郎

市町村の出来事（5・6月）

自治研ぎふ 第144号 2026年6月

岐阜県地方自治研究センター

道標 就職差別を根絶し「真の人権大国」へ——「部落差別解消推進法」施行10年にあたり

岐阜県議会議員 渡辺 嘉山

特集1 汽水域の「開発」から再生へ——利根川河口堰と長良川河口堰

岐阜大学名誉教授／岐阜県地方自治研究センター理事長 富樫 幸一

特集2 学生に岐阜の地方自治を伝え、政策法務を学ぶ実践を——岐阜県地方自治研究センターによる岐阜
大学協力講座 岐阜大学地域科学部准教授／岐阜県地方自治研究センター研究員 三谷 晋

地域レポート1 関市保有基金の債権管理問題について

関市議会議員 土屋 雅義

地域レポート2 観光都市高山の町並保存と課題 高山市教育委員会事務局文化財課課長 牛丸 岳彦

報告 中山間地域への移住と暮らしを学ぶ——和良町と白川町の実践から見える地域づくりの可能性

センター事務局

月刊「地方自治みえ」 第408号 2026年6月

三重県地方自治研究センター

三重県地方自治研究センター2026年度定期総会開催

シリーズ『理事長が聴く』 第3回 菰野町長

菰野町長 諸岡 高幸

三重県地方自治研究センター理事長 田中 俊行

自治研なら 第142号 2026年6月

奈良県地方自治研究センター

巻頭言 害獣対策を考える

奈良県地方自治研究センター

野生動物と人との共生を考えるにあたって

奈良県地方自治研究センター非常勤研究員 阪口 昌通

害獣の課題と安心・安全生活

奈良県地方自治研センター事務局

使いこなす?!

奈良県地方自治研センター事務局

自治労奈良県本部組織内議員のページ

議会活動報告

奈良市議会議員 阪本 美知子

3月議会の主な報告

宇陀市議会議員・自治研センター研究員 南 浦 寿雄

フォーラムおおさか 第185号 2026年7月

PLP会館 大阪地方自治研究センター

「副首都構想」に惑わされない 大阪市廃止・特別区設置の制度的欠陥に批判を加えていく

大阪の自治を考える学習会 第3弾

講演 2026年総選挙以降の日本と大阪の政治と世論

大阪経済大学准教授 秦 正樹

大阪の自治ダイアリー（4月～6月）

自治研やまぐち 第98号 2026年3月

山口県地方自治研究センター

巻頭言 自治体組織・公務員はどうあるべきか

山口県地方自治研究センター理事 清 時 幸

再編統合に関するアンケート調査結果並びにそれらの病院のマネジメント環境とマネジメント・ツールに関
する研究 山口県地方自治研究センター理事長／山口大学特命教授 中 田 範夫

危機にある医療体制の将来 都道府県別の地域医療施設水準予測で示す

山口県地方自治研究センター理事／山口老年総合研究所所長／山口大学特命教授 岩 本 晋
パーク P F I 事業の初期評価と持続性の要件に関する考察（山口県内への導入を視野に入れて）

山口県地方自治研究センター理事／北海道文教大学教授／宮崎大学名誉教授 熊 野 稔
大阪公園緑地協会事業推進部主幹 西 村 吉 英
留保財源等と債務規模を用いた山口県内自治体の財政状況について

—— 2010—2023年度決算データを用いた分析

山口県地方自治研究センター理事／桃山学院大学教授 吉 弘 憲 介

資料室増加月報

図 書 番 号	図 書 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
0 総記				
03 辞書、辞典、文献目録				
03-259	小規模公益法人500ガイドブック	公益事業支援協会	公益事業支援協会	2025 (令7)
04 雑誌（製本済）				
04-00-214	自治研究／第101巻／第1～6号／2025		第 一 法 規	2025 (令7)
04-00-215	自治研究／第101巻／第7～12号／2025		第 一 法 規	2025 (令7)
04-01-103	地方自治／第926～931号／2025	地方自治制度研究会	ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-01-104	地方自治／第932～937号／2025	地方自治制度研究会	ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-03-188	都市問題／116巻／1～6／2025		後藤・安田記念 東京都市研究所	2025 (令7)
04-03-189	都市問題／116巻／7～12／2025		後藤・安田記念 東京都市研究所	2025 (令7)
04-10-151	地方財務／第847～850号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-10-152	地方財務／第851～854号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-10-153	地方財務／第855～858号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-11-165	地方財政／第64巻／第1～4号／2025		地方財務協会	2025 (令7)
04-11-166	地方財政／第64巻／第5～8号／2025		地方財務協会	2025 (令7)
04-11-167	地方財政／第64巻／第9～12号／2025		地方財務協会	2025 (令7)
04-15-151	税／第80巻／第1～4号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-15-152	税／第80巻／第5～8号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-15-153	税／第80巻／第9～12号／2025		ぎ ょ う せ い	2025 (令7)
04-16-114	地方税／第76巻／第1～4号／2025		地方財務協会	2025 (令7)

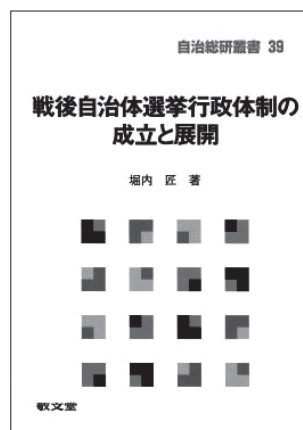
図 書 番 号	図 書 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
04-16-115	地方税／第76巻／第5～8号／2025	人事院総務課広報室	地方財務協会	2025（令7）
04-16-116	地方税／第76巻／第9～12号／2025		地方財務協会	2025（令7）
04-20-68	人事院月報／第905～916号／2025		日 経 印 刷	2025（令7）
04-21-72	地方公務員月報／第738～743号／2025		第 一 法 規	2025（令7）
04-21-73	地方公務員月報／第744～749号／2025		第 一 法 規	2025（令7）
04-28-48	季刊行政管理研究／第189～192号／2025	自治労社会福祉評議会	行政管理研究センター	2025（令7）
04-32-37	ガバナンス／1－6／2025		ぎ ょ う せ い	2025（令7）
04-32-38	ガバナンス／7－12／2025		ぎ ょ う せ い	2025（令7）
04-38-19	自治労の保育運動／第50～53号／2024～2026		自治労サービス	2026（令8）
04-70-219	国家学会雑誌／第138巻／第1～12号／2025		有 斐 閣	2025（令7）
04-80-135	月刊自治研／第67巻／第1～6号／2025	自治体問題研究所	自治労サービス	2025（令7）
04-80-136	月刊自治研／第67巻／第7～12号／2025		自治労サービス	2025（令7）
04-81-52	住民と自治／第741～752号／2025		自治体研究社	2025（令7）
04-91-44	自治総研／第555～566号／2025		地方自治総合研究所	2025（令7）
04-98-35	社会保障研究／第9巻第4号、第10巻第1～3号／2025		国立社会保障・人口問題研究所	2025（令7）
04-182-40	戦後自治体選挙行政体制の成立と展開	堀内匠	敬 文 堂	2025（令7）
04-183-33	研究所資料／No.138－141／2025	市町村自治研究会	地方自治総合研究所	2025（令7）
04-201-61	住民行政の窓／第542～548号／2025		日本加除出版	2025（令7）

図 書 番 号	図 書 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
04-201-62	住民行政の窓／第549～555号／2025	市町村自治研究会	日本加除出版	2025（令7）
05 統計				
05-40-27	統計でみる市区町村のすがた／2026	総務省統計局	日本統計協会	2026（令8）
06 年鑑				
06-09-57	日本労働年鑑／第96集／2026年版	法政大学大原社会問題研究所	旬 報 社	2026（令8）
07 白書				
07-06-55	環境白書／令和8年版／2025～26	環境省	日 経 印 刷	2026（令8）
07-10-54	食料・農業・農村白書／令和8年版	農林水産省	日 経 印 刷	2026（令8）
07-15-49	公務員白書／令和8年版	人事院	日 経 印 刷	2026（令8）
07-20-1	令和7年版 公益法人白書	公益事業支援協会	公益事業支援協会	2026（令8）
1 政治				
10 政治一般				
10-1-76-3	「リベラル国際秩序の揺らぎ」再考／年報政治学／2026－I	日本政治学会	筑 摩 書 房	2026（令8）
4 地方自治				
43 地方自治法				
43-241	どうつくる？ 指定地域共同活動団体／地域が公共を担う新しい仕組み	松下啓一	independently published	2026（令8）
45 地域と自治体（2）				
45-74	ローカルメディア最前線	松本恭幸／北原利行／川又実／松浦哲郎／寺島英弥	地 平 社	2026（令8）
45-75	危機の中の境界地域／理論・政策・実践	川久保文紀	文 眞 堂	2026（令8）
45-76	地区防災計画とコミュニティの社会学／東日本大震災からコロナ禍、能登半島地震まで	金思穎	九州大学出版会	2026（令8）

図 書 番 号	図 書 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
46 都市問題				
46-290	アメリカ・オレゴン州土地利用法を参考とした持続可能な土地利用法制の検討／公的ニューサンスを鍵として	菅澤紀生	日 本 評 論 社	2026（令8）
5 財政				
51 税制				
51-159-30	地方税関係資料ハンドブック／令和8年	地方税務研究会	地 方 財 務 協 会	2026（令8）
52 地方財政				
52-142-33	地方の持続と再生を支える地方財政／地方圏の視点から	日本地方財政学会	五 絃 舎	2026（令8）
52-241	地域からはじめる地方財政	八木信一／関耕平／川勝健志／金子林太郎	有 斐 閣	2026（令8）
53 財政調整				
53-7-59	地方交付税関係計数資料／令和6年度	総務省自治財政局	総 務 省	2024（令6）
55 地方財務				
55-72	地方自治体のマネジメント入門／会計・監査・内部統制	石川恵子／佐藤亨	中 央 経 済 社	2026（令8）
6 金融 経済				
60 金融経済一般				
60-172	経済学を手がかりに、都市と地方を論じてみよう	佐藤泰裕	有 斐 閣	2025（令7）

自治総研叢書 (敬文堂)

- | | (税別) |
|--|--------|
| 30. 人見剛・横田覚・海老名富夫 編著『公害防止条例の研究』2012年 | 4,500円 |
| 31. 馬場 健 著 『英国の大都市行政と都市政策 1945-2000』2012年 | 3,000円 |
| 32. 河上暁弘 著 『平和と市民自治の憲法理論』2012年 | 4,200円 |
| 33. 武藤博己 編著 『公共サービス改革の本質 ― 比較の視点から ―』2014年 | 4,500円 |
| 34. 北村喜宣 編著 『第2次分権改革の検証
― 義務付け・枠付けの見直しを中心に ―』2016年 | 4,500円 |
| 35. 佐藤 竺 著 『ベルギーの連邦化と地域主義
― 連邦・共同体・地域圏の並存と地方自治の変貌 ―』2016年 | 5,500円 |
| 36. 佐藤英善 編著 『公務員制度改革という時代』2017年 | 5,700円 |
| 37. 河上暁弘 著 『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点
小林直樹憲法学との「対話」に向けて』2022年 | 4,500円 |
| 38. 鄭 智允 著 『廃棄物行政と自治の領域』2024年 | 5,000円 |
| 39. 堀内 匠 著 『戦後自治体選挙行政体制の成立と展開』2025年 | 6,500円 |



ご注文は書店または敬文堂 (TEL 03-3203-6161 FAX 03-3204-0161) までお願いします。

自治総研関連図書

- | | (税別) |
|--|--------|
| ○ 今井 照／自治総研 編『原発事故 自治体からの証言』2021年 筑摩書房 | 880円 |
| ○ 上林陽治 著『非正規公務員のリアル
欺瞞の会計年度任用職員制度』2021年 日本評論社 | 1,900円 |
| ○ 神原 勝 著『東京・区長準公選運動
区長公選制復活への道程』2022年 公人の友社 | 5,500円 |
| ○ 篠田 徹・上林陽治 編著『格差に挑む自治体労働政策 ― 就労支援、地域雇用、
公契約、公共調達』2022年 日本評論社 | 2,000円 |
| ○ 今井 照 著『未来の自治体論 ― デジタル社会と地方自治』
2024年 第一法規 | 4,300円 |

ご注文は書店までお願いします。

自治総研ボックス／自治総研ブックレット

自治総研ボックス

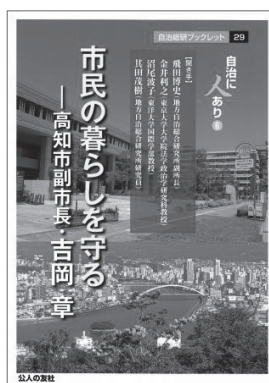
(税別)

14. 今村都南雄 著『大牟田市まちづくりの二つの難題
——「楕円の構図」による把握——』2018年 2,200円 (公人社)
15. 辻山幸宣 著『自治年々刻々』 同時代記 一九九六～二〇一七 2018年 2,200円 (")
16. 青木宗明 編『国税・森林環境税 —— 問題だらけの増税 ——』2021年 2,200円 (公人の友社)

自治総研ブックレット

(税別)

19. 辻山幸宣・堀内 匠 編『“地域の民意”と議会』2016年
—— 第30回自治総研セミナーの記録 1,500円 (公人社)
20. 其田茂樹 編『不寛容の時代を生きる～生きづらさを克服する解を求めて～』2018年
—— 第31回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
21. 新垣二郎 編『自治のゆくえ～「連携・補完」を問う～』2018年
—— 第32回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
22. 飛田博史 編『自治のゆくえ 自治体森林政策の可能性』2018年
—— 第33回自治総研セミナーの記録 1,500円 (公人の友社)
23. 今井 照 編『原発災害で自治体ができなかったこと できなかったこと』2019年
—— 第34回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
24. 上林陽治 編『未完の「公共私連携」 介護保険制度20年目の課題』2020年
—— 第35回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
25. 其田茂樹 編『自治から考える「自治体DX」「標準化」「共通化」を中心に』2021年
—— 第36回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
26. 飛田博史 編『コロナ禍で問われる社会政策と自治体 「住まい」の支援を中心に』2022年
—— 第37回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
27. 今井 照・自治総研 編『「転回」する地方自治
《2024年地方自治法改正(上)》【解題編】』2024年 1,700円 (")
28. 坪井ゆづる・其田茂樹・自治総研 編『「転回」する地方自治
《2024年地方自治法改正(下)》【警鐘の記録】』2024年 1,900円 (")
29. 『市民の暮らしを守る —— 高知市副市長・吉岡章』2025年
聞き手：飛田博史／金井利之／沼尾波子／其田茂樹 2,000円 (")
30. 飛田博史・坪井ゆづる 編『2024年改正地方自治法は地方自治をどう変えるのか』2026年
—— 第38回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")



書店からの注文が出来ない場合には、自治総研 (TEL 03-3264-5924 FAX 03-3230-3649) までお願いします。なお、在庫切れの場合はご容赦願います。

Monthly Review of Local Government
THE JICHI-SOKEN
Vol.52 No.9 2026.9
No.575

CONTENTS

Column / TSUBOI, Yudzuru.

- 1** Machine Campaigning at a Turning Point and the Tectonic Shift in National Politics : A Review of the Local Elections in Japan (From May 2025 to April 2026).
HORIUCHI, Takumi. Professor, Faculty of Law, Hokkai-Gakuen University.
- 23** Development of the "Five Poles and Three Special Zones" Regional Balanced Growth Policy under the Lee Jae-myung Administration in South Korea:
Focusing on the Establishment of "Special Cities" through Administrative Integration as a Measure against Regional Depopulation.
SHIN, Yongcheol. Professor, Faculty of Glocal Management and Communications, Yamanashi Prefectural University.
- 39** Why Do Urban-to-Rural Migrants Seek Election to Local Councils After Moving?: An Analysis of Their Entry into Local Council.
ITO, Masato. Senior Lecturer, International University of Japan, Center for Global Communications.
KIMURA, Akira. Member of the Rikuzentakata City Council.
- 53** Local Autonomy Topics.
- 57** Research Working Groups.
- 59** Book Report.
- 60** Magazine Rack.
- 64** Monthly List of Our Library.

-
- 公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトにて、本誌の目次および掲載論文を公表しています。
※公表論文には、論文末尾に掲載されるキーワードを登録しています。
- 月刊『自治総研』への論文投稿を、公募しています。投稿要領については、公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトで掲示している月刊『自治総研』投稿要領をご参照ください。

<https://www.jichisoken.jp/>

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。
その際は当研究所まで御連絡ください。

The Japan Research Institute for Local Government
1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo TEL.03 (3264) 5924